

第3期

常総市子ども・子育て支援事業計画

〔令和7年度～令和11年度〕

～ 未来にはばたけ！常総の子どもたち ～



令和7年3月

常総市

は じ め に

今日の子どもたちを取り巻く環境は、核家族化や共働き家庭の増加などに伴い、子育てと仕事が両立できる環境の整備が課題となっているほか、子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー、SNSに起因する犯罪被害など、子どもたちの健やかな成長を妨げる問題への対応が求められています。

本市では、令和2年3月に令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期常総市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「未来にはばたけ！常総の子どもたち」を基本理念に掲げ、さまざまな子育て支援事業に取り組んでまいりました。



この間、児童福祉と母子保健を一体的に支援する「こども家庭センター」の開設をはじめ、産婦人科の誘致やツナグ未来誕生祝福金の創設、学校教育におけるICT教育の充実などの施策を実施してきたほか、令和6年度は、「子どもまんなかまちづくり」を重点施策の柱として、さらなる子育て環境の充実や人口減少対策を重点的に取り組むとしたところです。

この度、前期計画の基本理念を引き継ぎ、地域ぐるみで子育てを応援しようとする機運を醸成するとともに、多様化するニーズに対応する施策を推進し、ライフステージに応じた切れ目ない支援を図ることを目的に、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とする「第3期常総市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後も安心して出産・子育てができるよう、子育て世帯の負担軽減や子育て世代が集まるまちづくりの実現を目指すとともに、地域の宝である子どもたちの健全な成長が実現できる環境を整え、これからの常総市を担う子どもや若者が、常総市で子どもを育てたい、常総市に住み続けたいと思えるまちづくりのため、あらゆる子育て支援策に全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました、常総市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、各種調査にご協力いただきました、多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。今後とも本計画の推進に一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和7年3月

常総市長
神田 岳子

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景・趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	3
第4節	計画策定の経緯	3
第2章	常総市における子ども・子育て支援の現状	4
第1節	子どもと家庭を取り巻く現状	4
第2節	常総市の現状からみた課題	43
第3章	計画の基本的な考え方	46
第1節	基本理念	46
第2節	計画の基本的な視点	47
第3節	基本目標	48
第4節	重点施策	49
第5節	基本方針と施策体系	51
第4章	子ども・子育て支援施策の展開	52
基本目標1	子育てを地域で支援する子育てサービスの充実《妊娠期・出産期》	52
基本目標2	子育て世代の定住促進《妊娠期・出産期》	63
基本目標3	親と子どもの健康の増進と確保の支援《乳児期・幼児期》	65
基本目標4	子どもの学び環境の整備・充実《学齢期・思春期》	72
基本目標5	支援が必要な子どもへのきめ細かな取り組み《子育て期全般》	83
基本目標6	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進《子育て期全般》	92
基本目標7	子どもが安全に安心して暮らせる環境整備《子育て期全般》	95
	【第2期計画に係る次世代育成支援施策の評価結果】	101
第5章	量の見込みと確保方策	102
第1節	教育・保育提供区域の設定	102
第2節	教育・保育の一体的提供の推進	102
第3節	教育・保育事業	103
第4節	地域子ども・子育て支援事業	107
第6章	放課後児童対策パッケージ	119

第7章 計画の推進体制124

第1節 推進体制の充実124

第2節 計画の点検・評価に向けて126

資料編127

1 常総市子ども・子育て会議条例127

2 常総市子ども・子育て会議委員名簿129

3 常総市子ども・子育て支援事業計画策定経過.....130

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

わが国の総人口は総務省の推計によると、令和6年8月1日現在、約1億2,388万人となっており、そのうち年少人口（15歳未満）は1,389万人を占め、令和2年の年少人口（15歳未満）である1,506万人と比較すると117万人の減少となっていることから、全国的に少子化が進行している状況です。

全国的に少子化が進行している理由として、非正規雇用の増加や収入の不安定さによる将来への不安、仕事と子育てを両立しにくい社会環境、結婚や出産の価値観の変化などが挙げられます。また、結婚や出産の価値観が多様化し、晩婚化・晩産化が進んでいることも影響しています。加えて、周囲に頼れる人が少ないことによる育児の負担感も、出生率の低下に影響を与えていることが一因となっています。

これを受け、本市においては、国の新制度に対応するとともに、市内の子ども・子育て支援に関するこれまでの取り組みの成果を引き継ぎつつ、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画と子ども・子育て支援法に基づく計画を一体のものとして、「第1期常総市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また、令和元年度には、幼児教育・保育の無償化や総合的な放課後児童対策の推進、母子保健の充実、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策など、新たな課題に対する政策を含めた計画として「第2期常総市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

近年、国においては「こどもまんなか社会」の実現に向け母子保健の充実、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策などの施策が推進されています。これらの施策は、子どもを社会の中心に据え、誰もが健やかに成長できる環境を整えることを目的としています。本市は、国の「こどもまんなか実行計画」に対応しつつ、独自の子ども・子育て支援策を推進しています。社会全体で子ども・子育てを支援する体制を強化し、地域に根ざした支援を展開することで、未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境を築くことを目的として、「第3期常総市子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとし策定したものです。

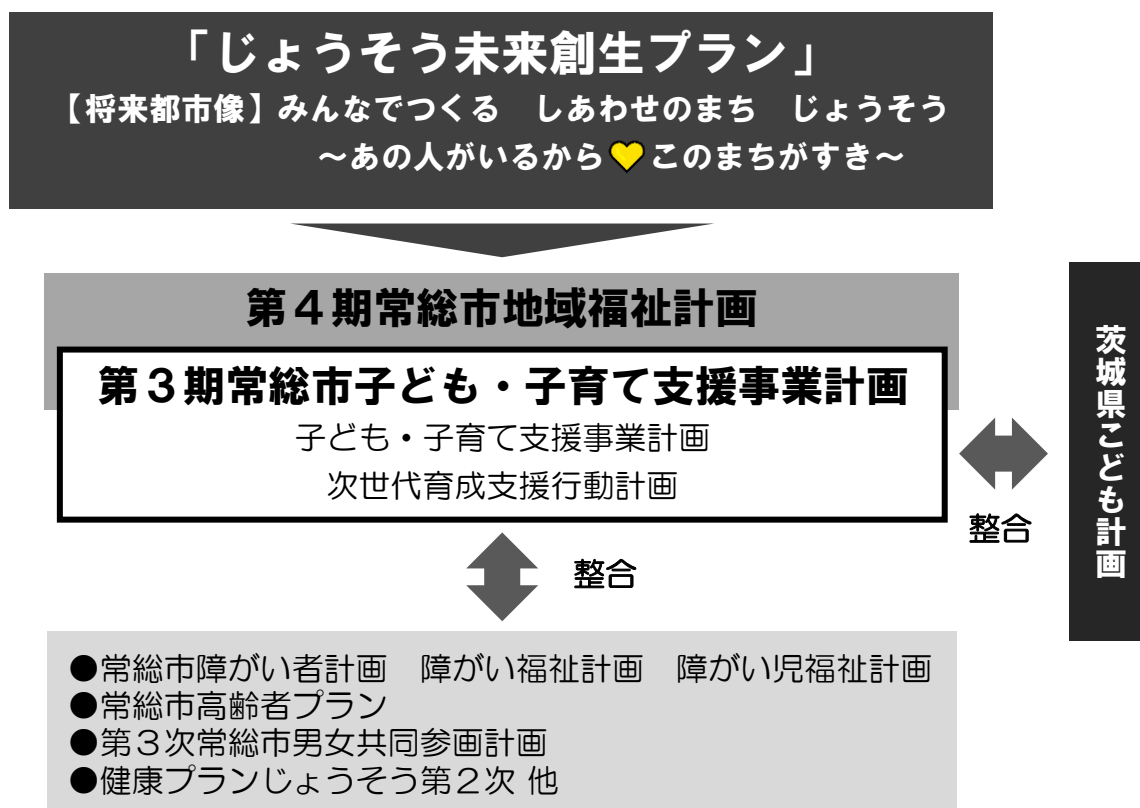
■ 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などを総合的に推進していく新しい仕組みです。

そのため、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て家庭の状況や事業等の利用状況・利用希望を把握し、計画的な事業の実施、施設などの整備を図るための計画です。

本計画は、本市の最上位計画である「じょうそう未来創生プラン」をはじめ、子ども・子育て施策に関係する本市の各分野の計画と連携・整合を図っていきます。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期常総市 子ども・子育て支援事業計画					第3期常総市 子ども・子育て支援事業計画				
				見直し	必要に応じ適宜見直し				見直し

第4節 計画策定の経緯

1. 子ども・子育て会議の開催

計画の策定にあたっては、法の規定及び国の方針に基づく手続きを行うとともに、地域の特性に応じた計画を策定するために、児童の保護者、事業主・労働者の代表、市議会議員、地域の子育て関係機関・団体及び学識経験者等によって構成される「常総市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

2. アンケート調査の実施

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設・サービスについて、保護者の利用希望を把握するほか、より幅広いニーズを把握するため、就学前児童保護者を対象に調査を実施した結果を計画に反映しました。

3. パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和6年12月19日から令和7年1月20日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画の取りまとめを行いました。

第2章 常総市における子ども・子育て支援の現状

第1節 子どもと家庭を取り巻く現状

1. 人口の推移

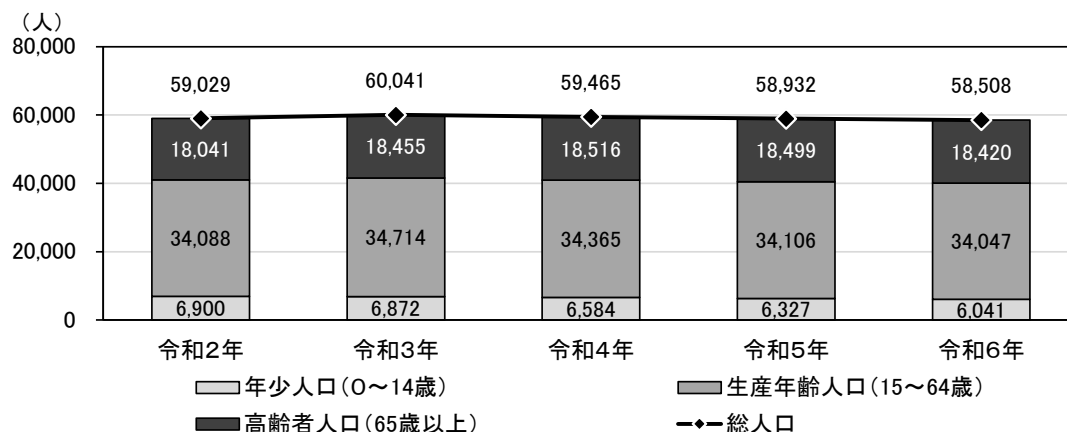
(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年で58,508人と、令和2年の59,029人と比べて521人の減少となっています。

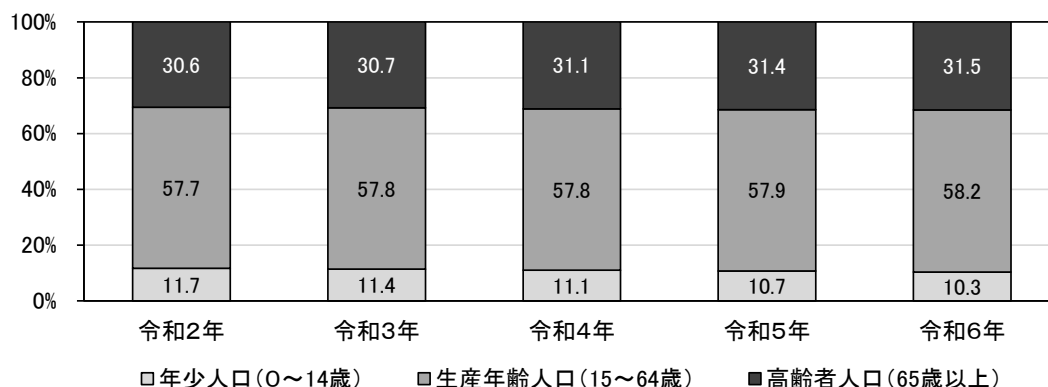
年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口は令和4年まで増加傾向で推移していましたが、令和5年以降はすべての年齢区分で減少傾向で推移しています。令和6年の年少人口は6,041人と、令和2年の6,900人と比べて859人の減少となっています。

年齢3区分別人口の割合の推移をみると、令和6年で年少人口が10.3%、生産年齢人口が58.2%、高齢者人口が31.5%となっています。

【年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口の割合の推移】



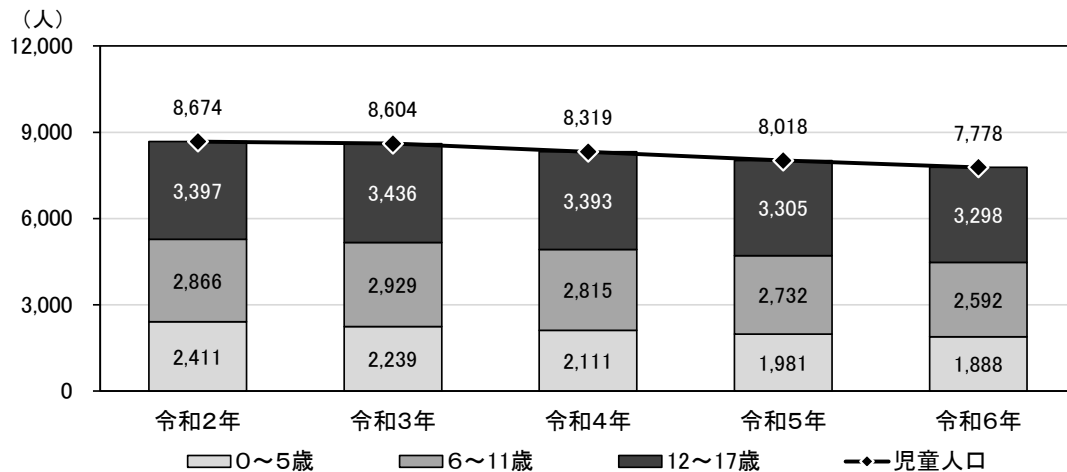
資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）

(2) 児童人口の推移

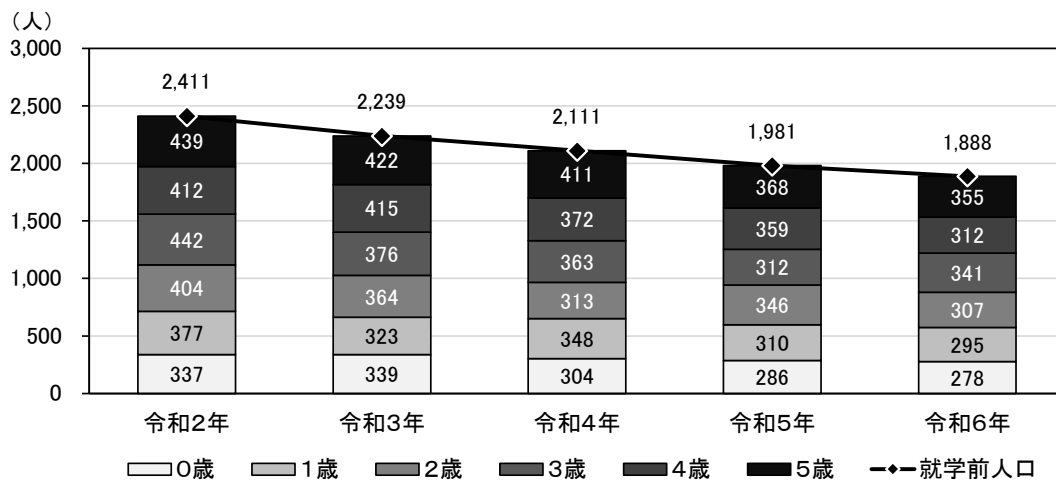
本市の児童人口は、令和6年で 7,778 人と、令和2年の 8,674 人と比べて 896 人の減少となっています。

0～5歳の就学前人口は、減少傾向で推移し、令和6年で 1,888 人と、令和2年の 2,411 人と比べて 523 人の減少となっています。

【児童人口の推移】



【就学前人口の推移】



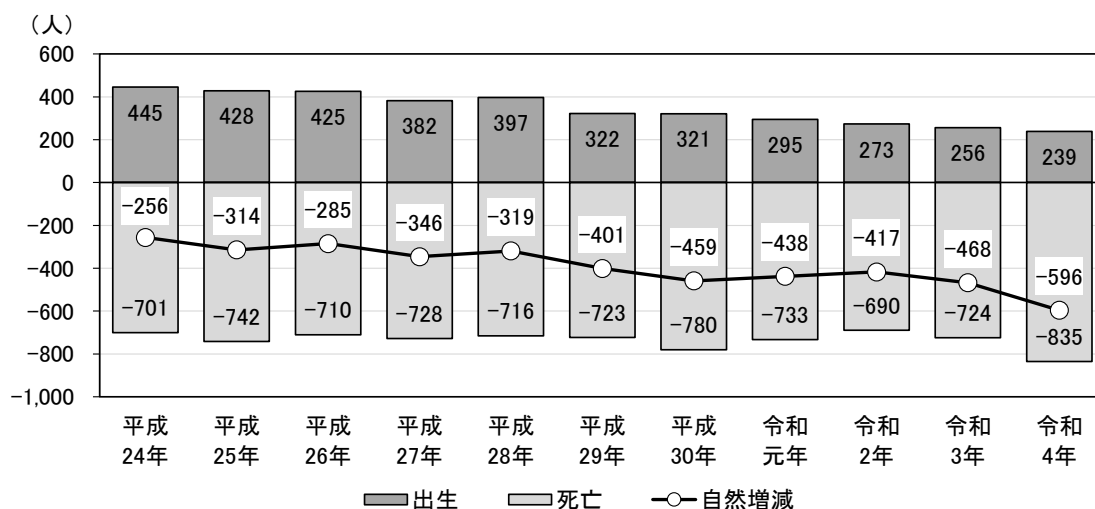
資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）

（３）自然動態・社会動態の推移

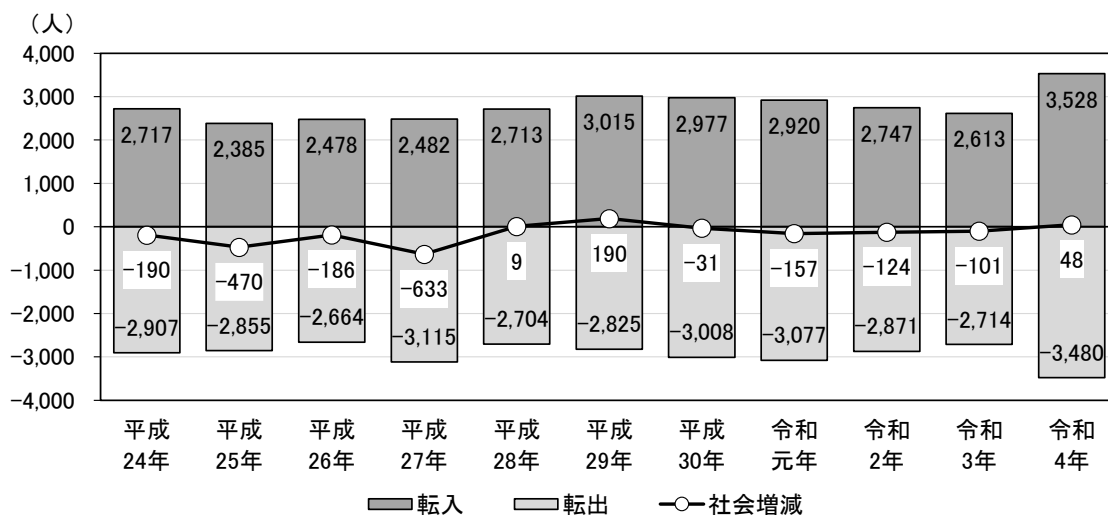
自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和４年は596人のマイナスとなっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）は、平成30年から令和3年まではマイナスで推移していたものの、令和４年は48人のプラスとなっています。

【自然動態の推移】



【社会動態の推移】



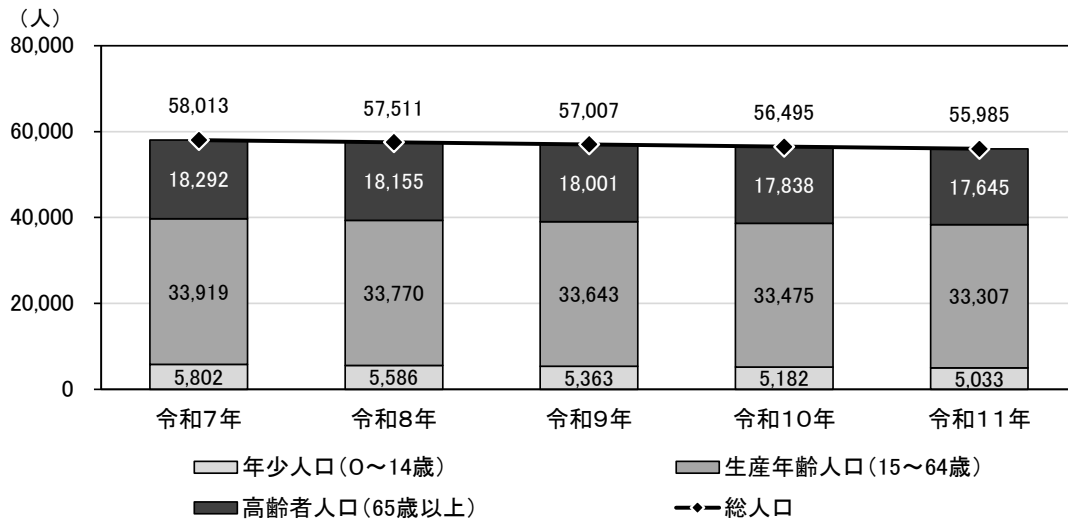
資料：茨城県人口動態統計

（４）年齢３区分別人口の推計

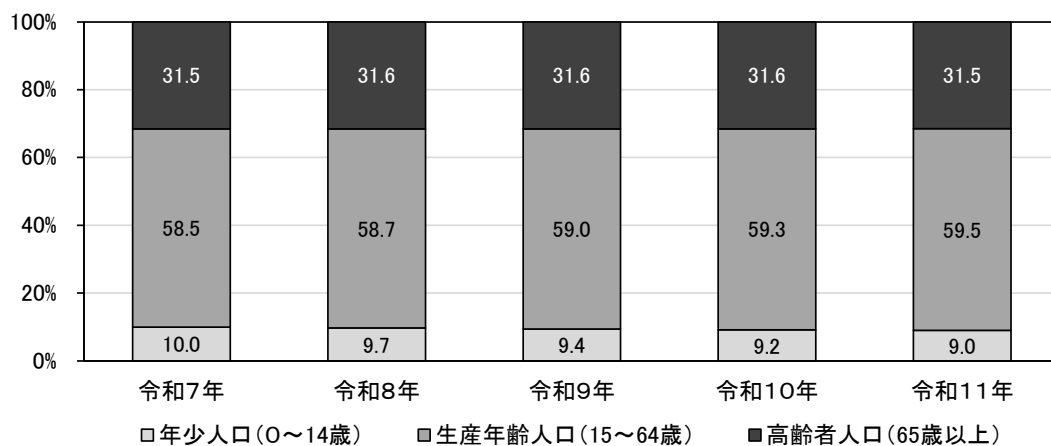
本市の人口推計をみると、令和１１年には、総人口が55,985人、年少人口が5,033人となることが予測されます。

年齢３区分別人口の割合の推計をみると、年少人口は減少する一方、生産年齢人口は微増で推移することが予測されます。

【年齢３区分別人口の推計】



【年齢３区分別人口の割合の推計】



資料：コーホート変化率法による人口推計（各年４月１日現在）

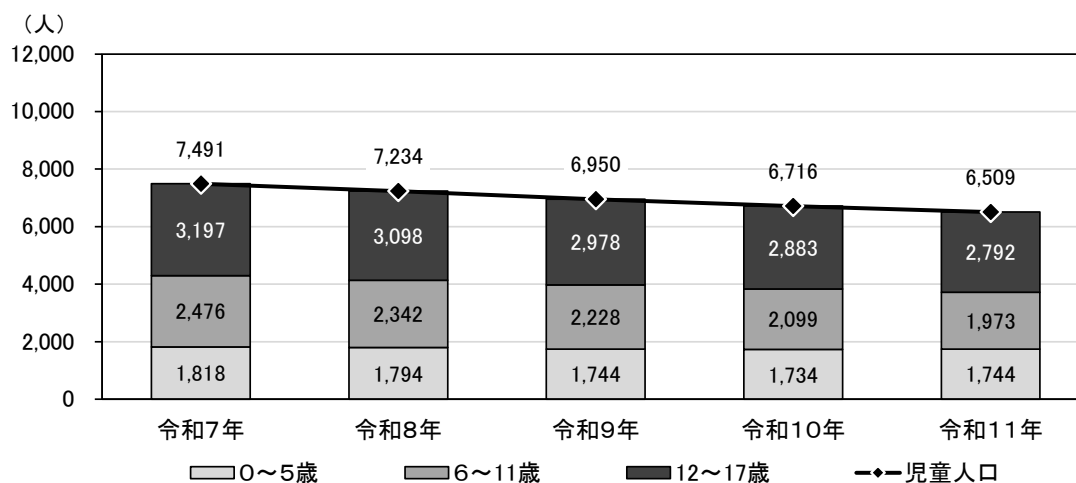
資料：茨城県常住人口調査（各年４月１日現在）

(5) 児童人口の推計

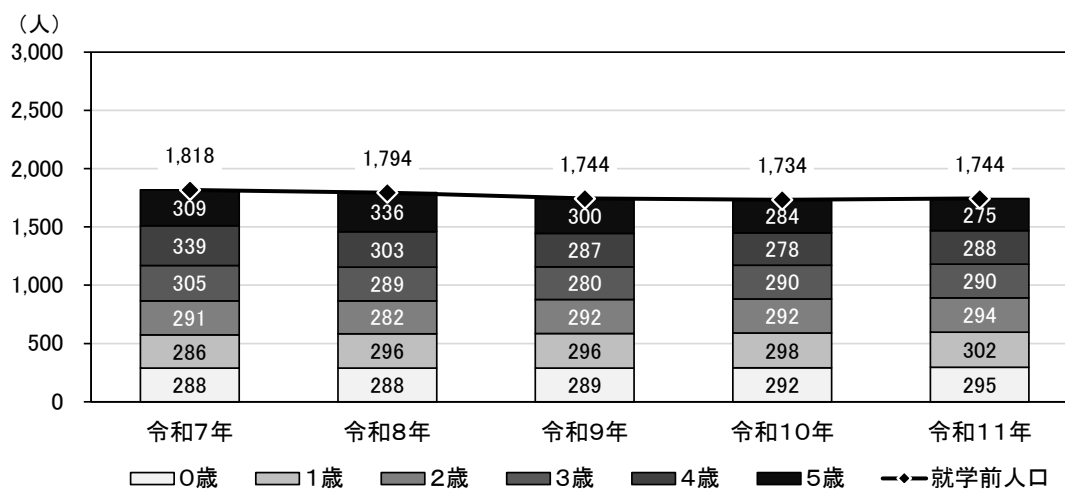
本市の児童人口推計をみると、令和11年には0～17歳の児童人口が6,509人で、各年齢区分で減少傾向となることが予測されます。

0～5歳の就学前人口の推計では、令和7年と令和11年の人口を比べると、4歳児人口の減少幅が特に大きくなっています。

【児童人口の推計】



【就学前人口の推計】



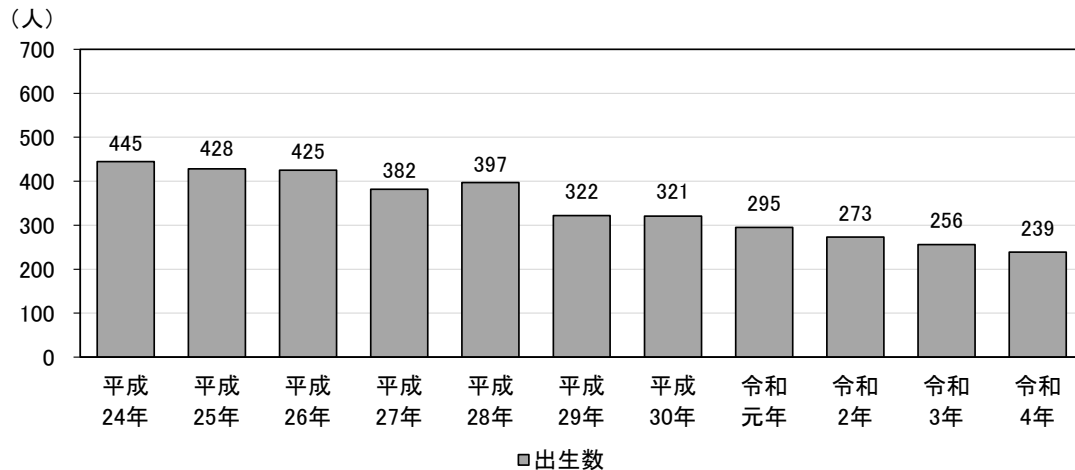
資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

(6) 出生数の推移

本市の出生数は、減少傾向で推移し、令和4年には239人となっています。

合計特殊出生率の推移では、平成30年と令和4年を比べると、0.39ポイント減少しています。

【出生数の推移】



資料：茨城県人口動態統計

【合計特殊出生率の推移】

区分		常総市				
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
母親の年齢	合計	158	138	122	140	111
	15～19歳	2	—	3	2	1
	20～24歳	23	19	14	26	13
	25～29歳	39	43	39	34	30
	30～34歳	57	38	36	43	41
	35～39歳	30	28	24	30	19
	40～44歳	7	10	5	5	7
	45～49歳	—	—	1	—	—
15～49歳の女性人口		11,066	10,901	10,740	10,930	10,708
合計特殊出生率		1.43	1.27	1.14	1.28	1.04

資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）

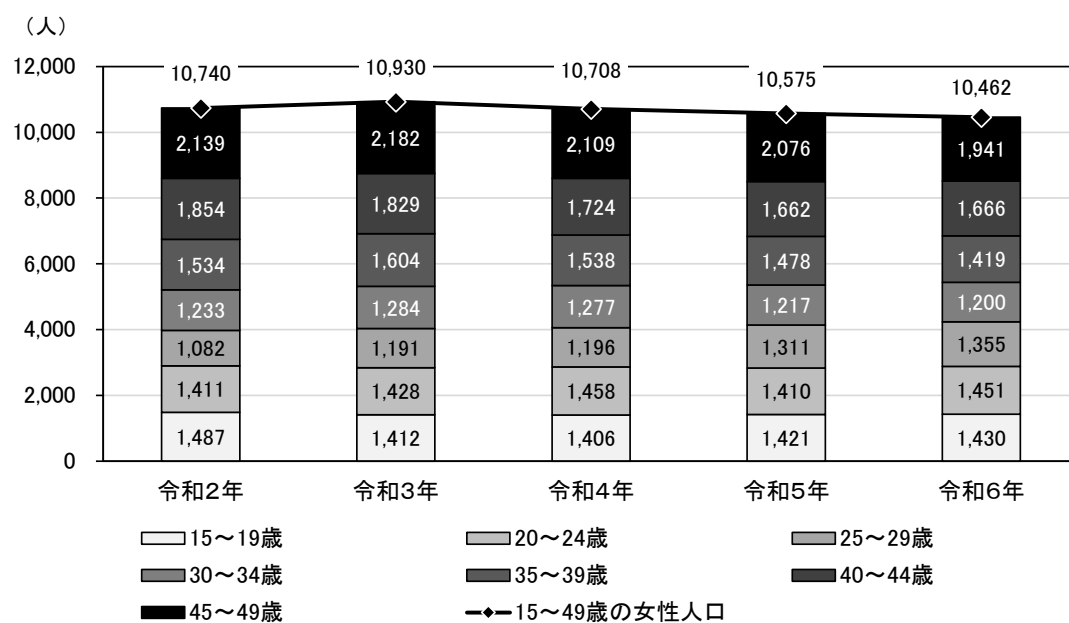
資料：茨城県人口動態統計

合計特殊出生率とは：人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の1つです。その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当し、人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標となっています。

（７）年齢階級別女性人口の推移

15～49 歳までの年齢階級別女性人口は、微減傾向にあり、令和6年現在は 10,462 人となっています。

【年齢階級別女性人口の推移】

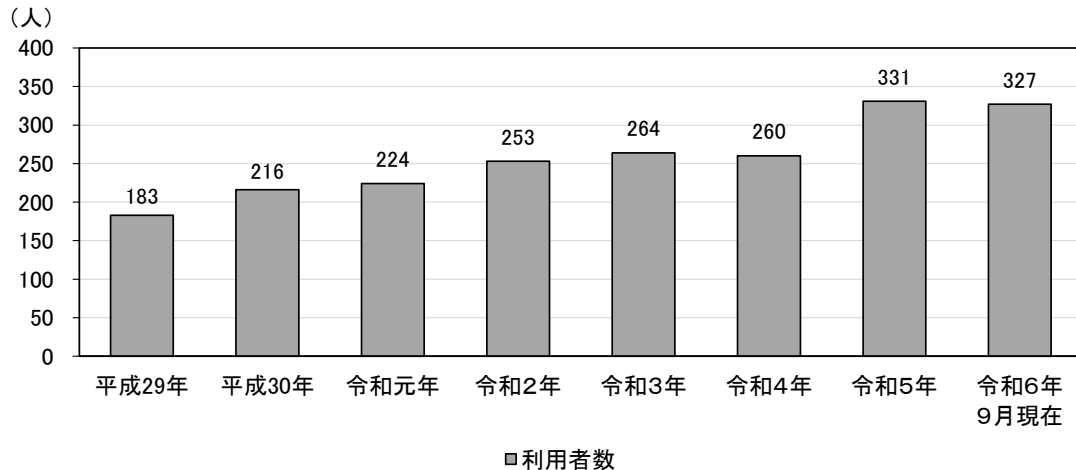


資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）

（８）障害児通所支援利用者数の推移

障がいのある児童や発達に心配がある児童に療育を提供する障害児通所支援の利用者数は、増減を繰り返し、令和6年9月現在は327人となっています。

【障害児通所支援利用者数の推移】

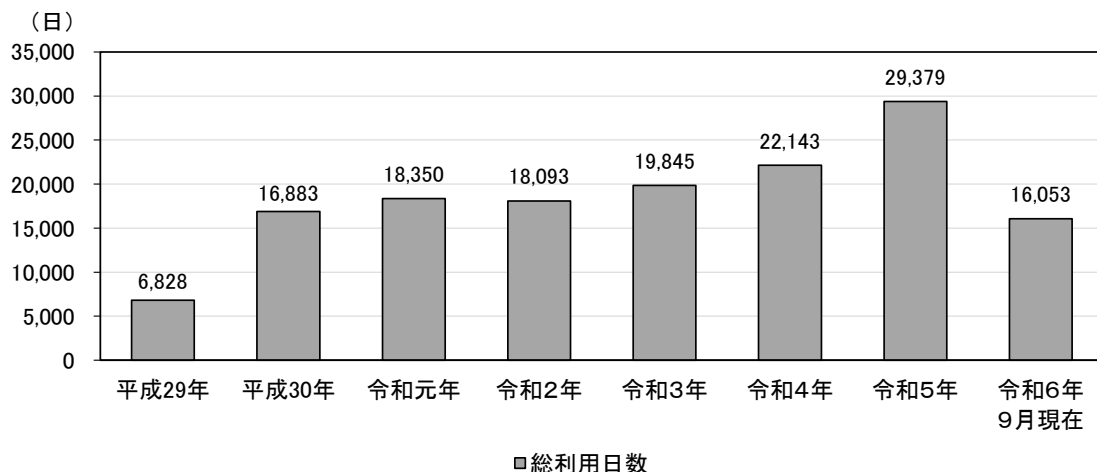


資料：社会福祉課

（９）障害児通所支援総利用日数の推移

各年度の障害児通所支援総利用日数は、増減を繰り返し、令和6年9月現在は16,053日となっています。

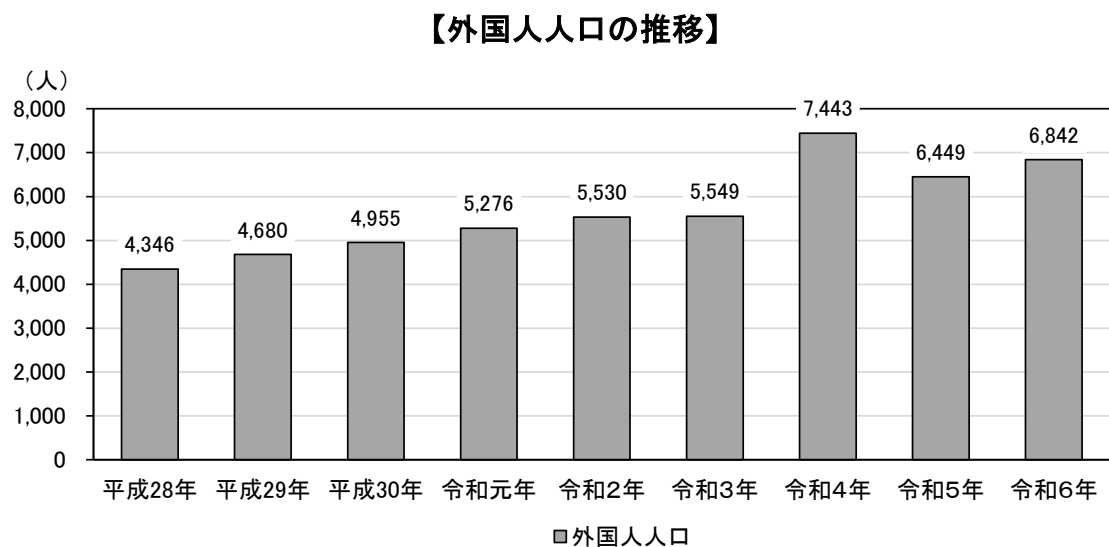
【障害児通所支援総利用日数の推移】



資料：社会福祉課

(10) 外国人人口の推移

外国人人口の推移は、令和5年度で減少したものの、全体的に増加傾向となっており、令和6年では6,842人となっています。



資料：市民課

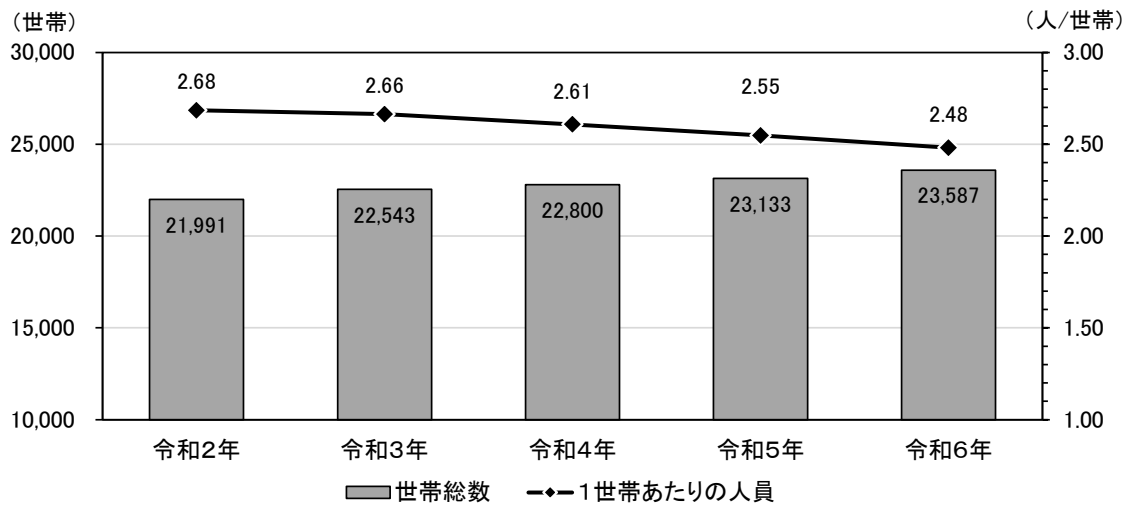
2. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の世帯数は、増加傾向で推移し、令和6年で23,587世帯と、令和2年の21,991世帯と比べて1,596世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少で推移し、令和6年は2.48人／世帯となっています。

【世帯数及び1世帯あたりの人員の推移】



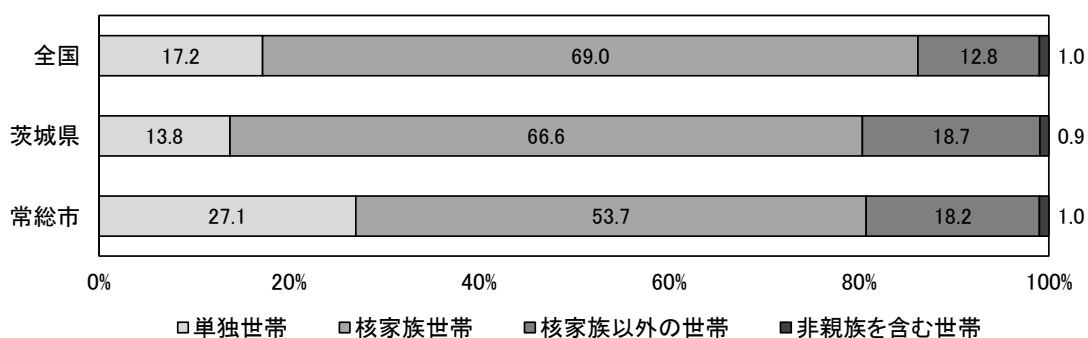
資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）

(2) 世帯の構成

令和2年の本市の世帯構成は、全国や茨城県と比較すると、単独世帯の割合が高くなっています。

また、親族世帯のうち核家族世帯は11,916世帯(53.7%)で、その内訳は、夫婦のみの世帯が3,826世帯、夫婦と子ども世帯が5,813世帯、父親と子ども世帯が426世帯、母親と子ども世帯が1,851世帯となっています。

【一般世帯数の構成比】



【核家族世帯の状況】

区分		核家族世帯				
			夫婦のみ	夫婦と子ども	父親と子ども	母親と子ども
全国	実数	84,632,638	22,317,680	50,641,498	1,669,868	10,003,592
	構成比	100.0	26.4	59.8	2.0	11.8
茨城県	実数	1,862,672	491,556	1,116,334	41,655	213,127
	構成比	100.0	26.4	59.9	2.2	11.4
常総市	実数	11,916	3,826	5,813	426	1,851
	構成比	100.0	32.1	48.8	3.6	15.5

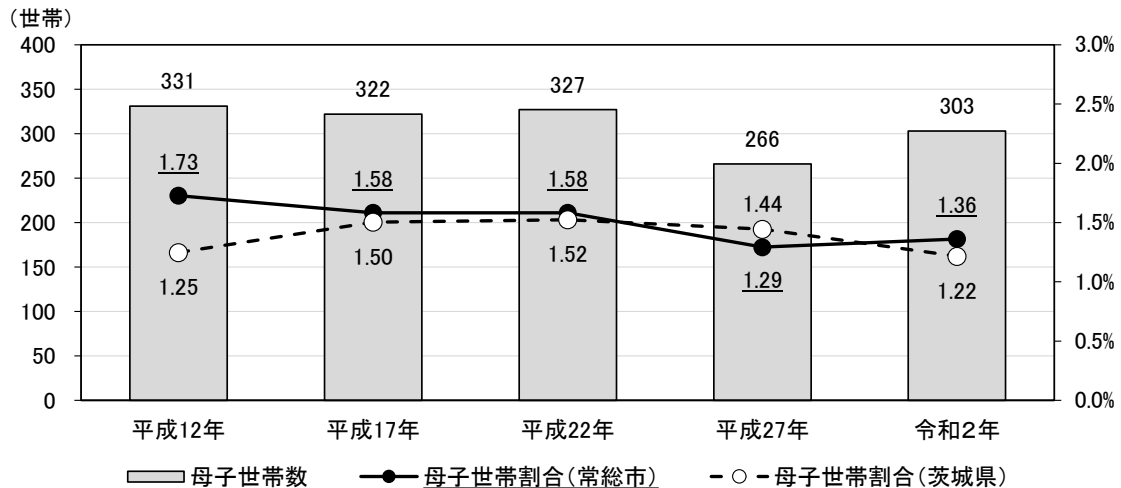
資料：国勢調査（令和2年10月1日）

（３）母子世帯数・父子世帯数の推移

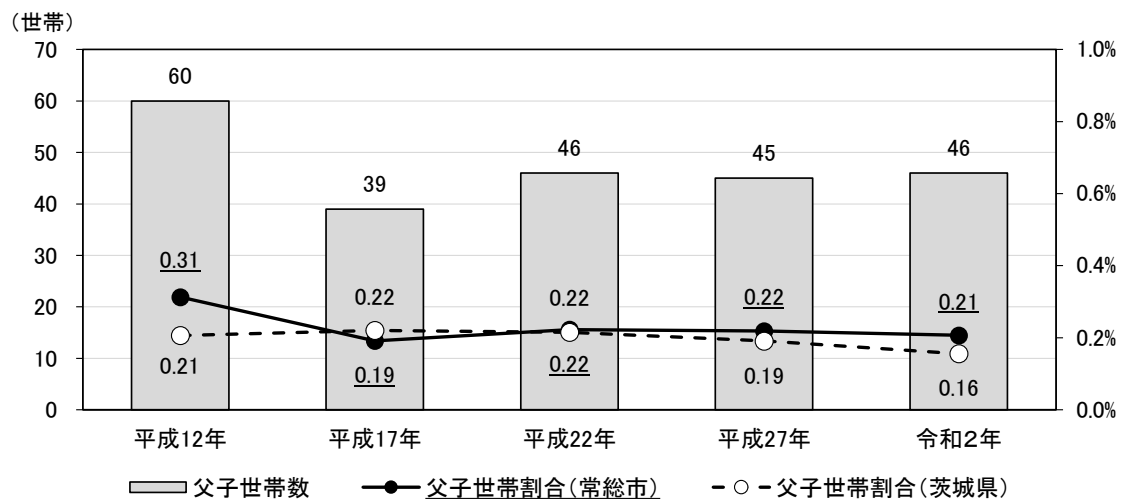
本市の母子世帯数は、令和２年で 303 世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、令和２年で 1.36% となっており、茨城県を上回る割合となっています。

父子世帯数は、令和２年で 46 世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は令和２年で 0.21% となっており、茨城県を上回る割合となっています。

【母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合】



【父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合】



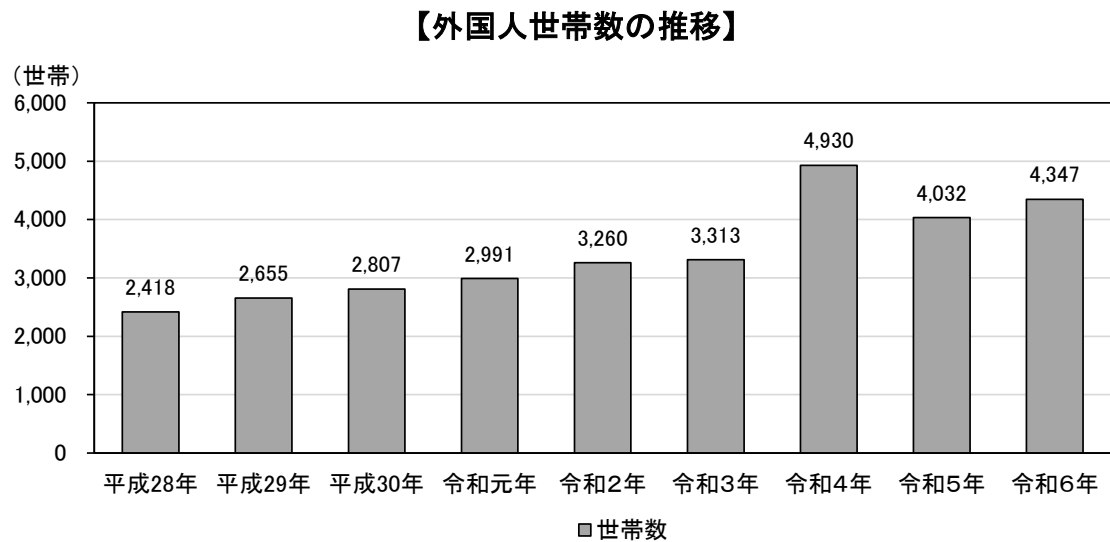
(単位：世帯)

一般世帯数	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
常総市	19, 161	20, 335	20, 648	20, 575	22, 253
茨城県	983, 817	1, 029, 481	1, 086, 715	1, 122, 443	1, 181, 598

資料：国勢調査（不詳世帯を含む）

(4) 外国人世帯数の推移

外国人世帯数は、令和5年度で減少したものの、全体的に増加傾向となっており、令和6年では4,347世帯となっています。



資料：市民課

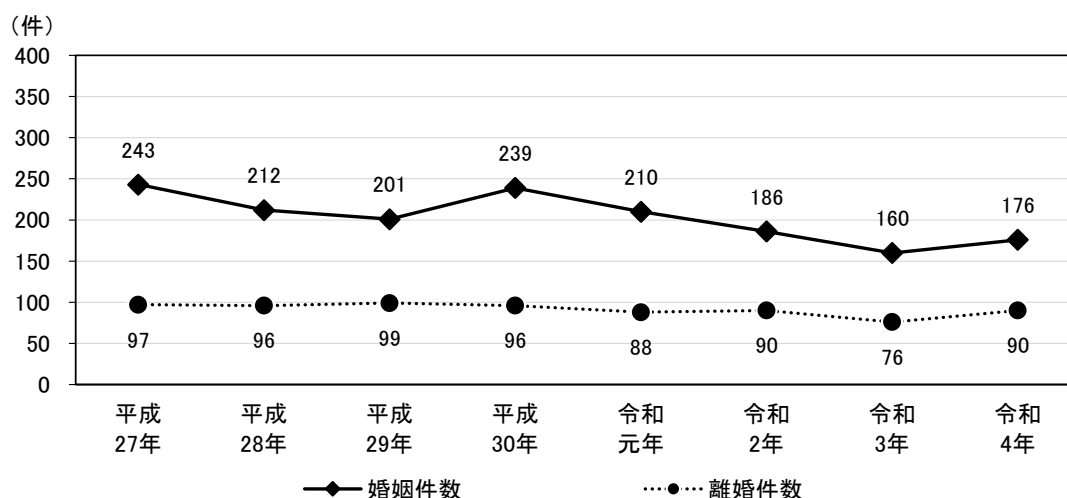
3. 婚姻の現状

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、平成30年から令和3年までは減少傾向でしたが、令和4年は令和3年と比べて16件の増加となっています。

離婚件数は、令和3年では減少傾向でしたが、令和4年は増加傾向となっており、令和3年と比べて14件の増加となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】



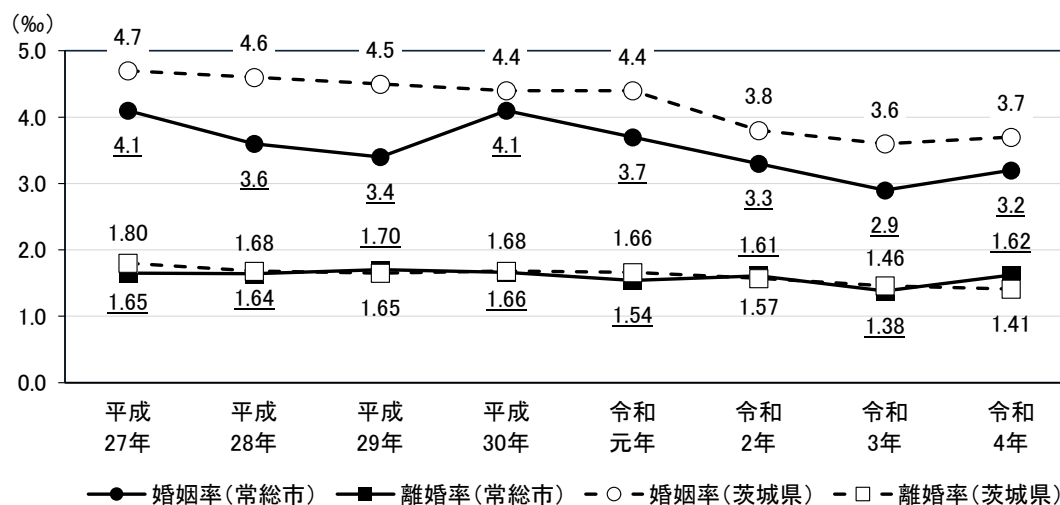
資料：茨城県人口動態統計

(2) 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、茨城県を下回る数値で推移し、令和4年は3.2となっています。

離婚率は、令和4年に茨城県を上回り、1.62となっています。

【人口千人当たりの婚姻率・離婚率の推移】



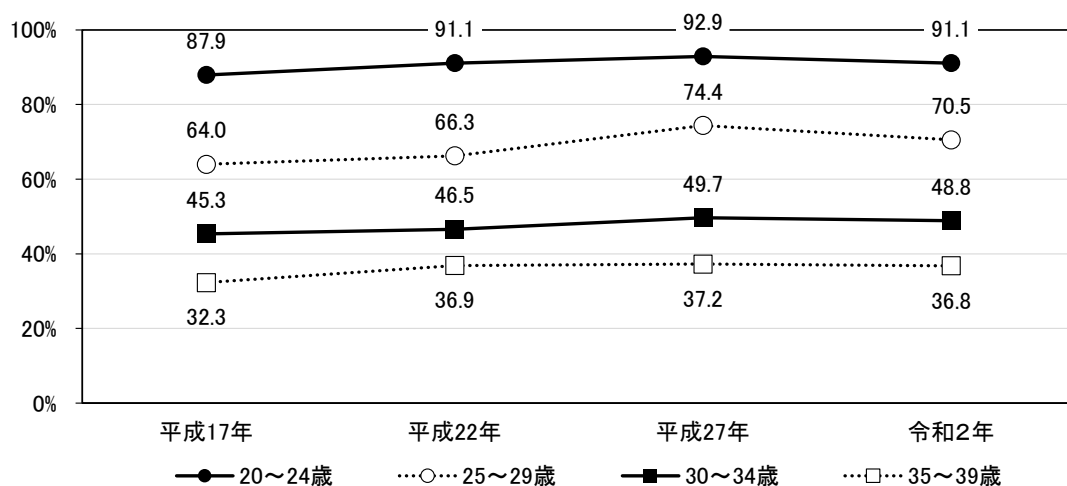
資料：茨城県人口動態統計

（３）未婚率の推移

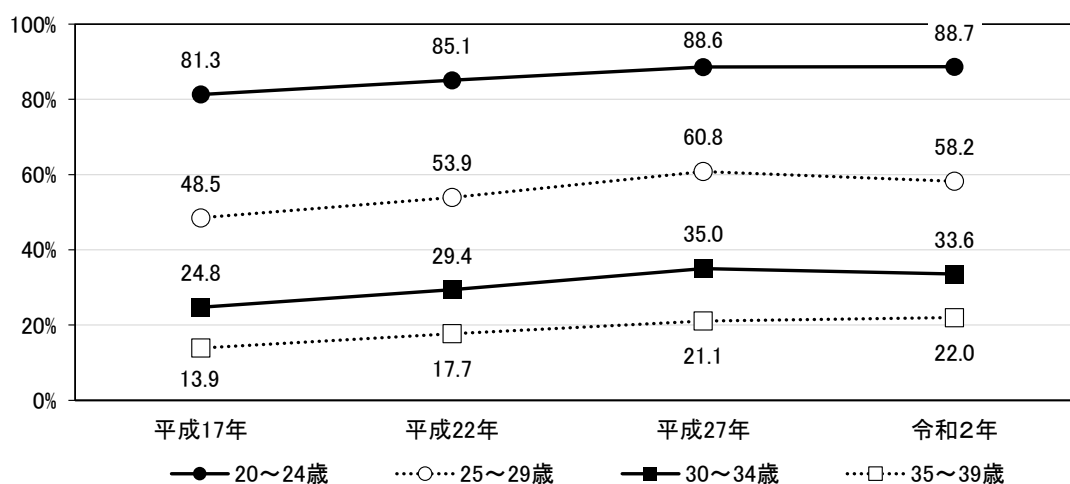
本市の男性の未婚率は、平成 17 年と比べて、すべての年齢階級で増加しており、令和 2 年では 20～24 歳で 3.2 ポイント、25～29 歳で 6.5 ポイント、30～34 歳で 3.5 ポイント、35～39 歳で 4.5 ポイントの増加となっています。

女性の未婚率は、男性の未婚率と同様に平成 17 年と比べて、すべての年齢階級で増加しており、令和 2 年では 20～24 歳で 7.4 ポイント、25～29 歳で 9.7 ポイント、30～34 歳で 8.8 ポイント、35～39 歳で 8.1 ポイントの増加となっています。

【５歳階級別の未婚率の推移（男性）】



【５歳階級別の未婚率の推移（女性）】



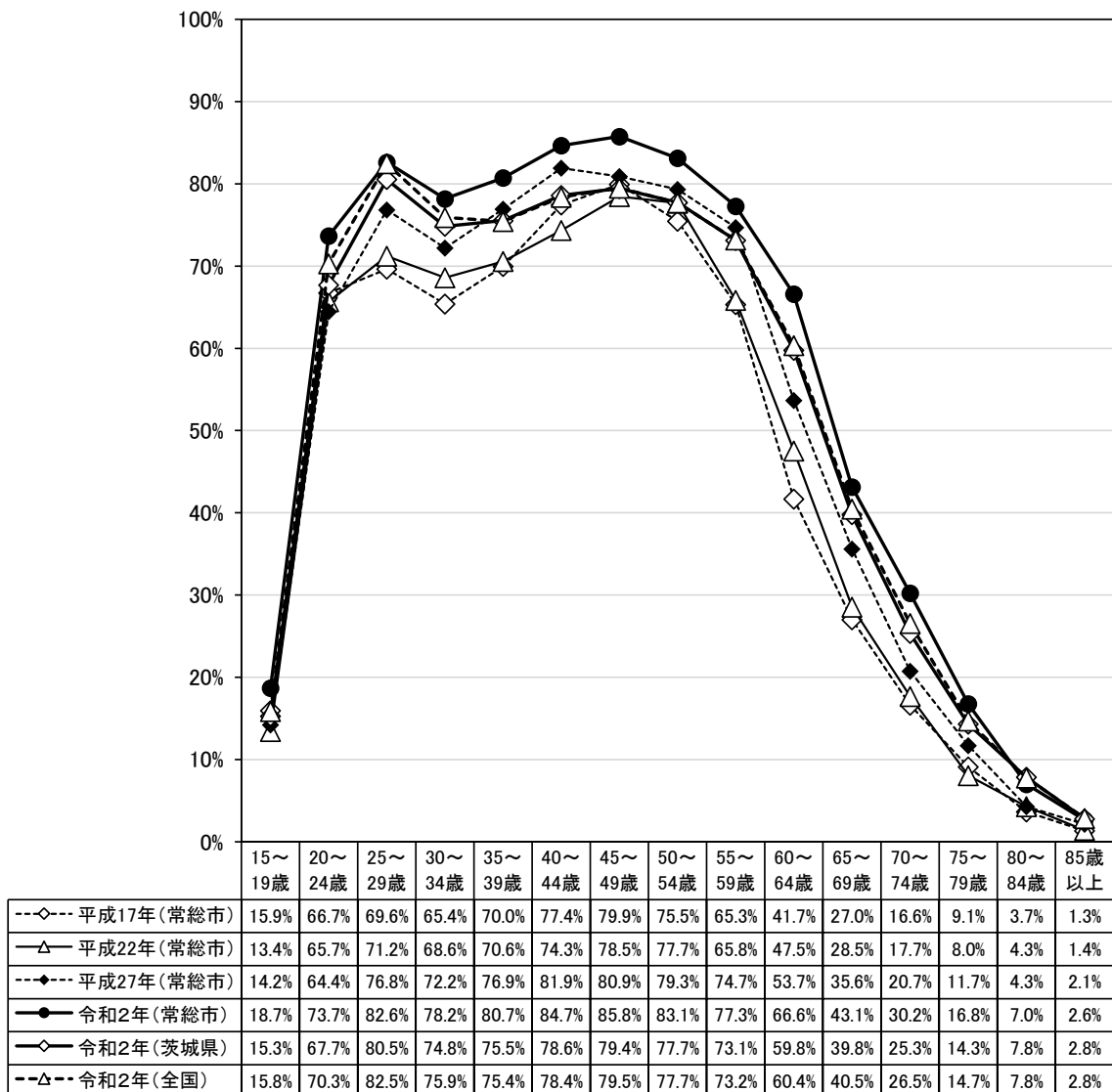
資料：国勢調査

4. 就労の状況

(1) 女性就業率

本市の女性就業率をみると、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」は平成17年以降M字カーブの底が上昇し、改善の傾向がみられるものの、依然として30歳代では出産・子育てにより就労を中断している状況がうかがえます。令和2年の30歳代の女性就業率は、茨城県、全国を若干上回る割合となっています。

【女性就業率の推移】

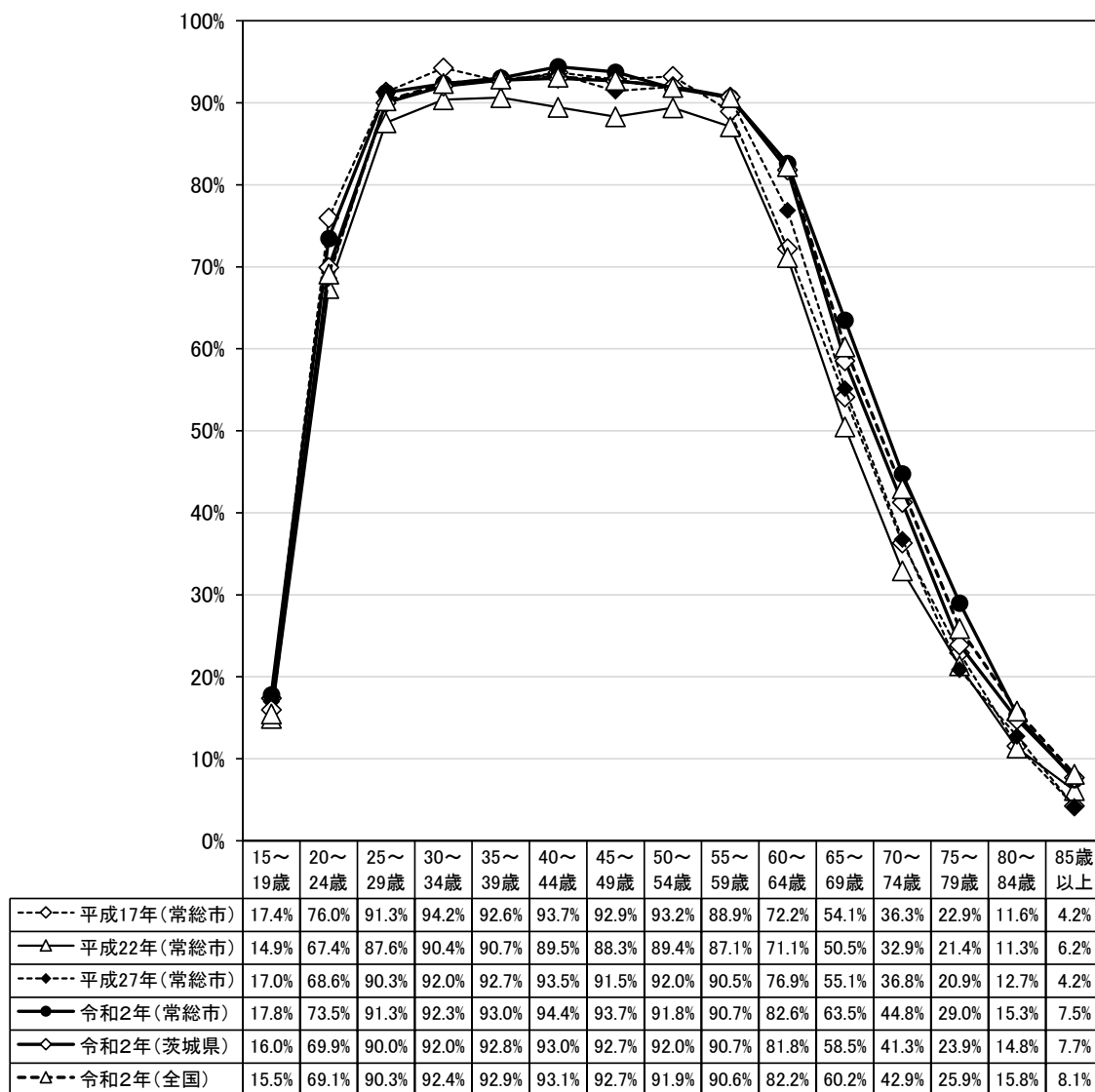


資料：国勢調査

(2) 男性就業率

本市の男性就業率は、平成22年から令和2年にかけて増加傾向にあり、令和2年の各階級の就業率は、多くの階級で茨城県、全国を若干上回る割合となっています。

【男性就業率の推移】



資料：国勢調査

5. 教育・保育施設の一覧

(1) 保育サービス等の状況

本市では、公立保育所が5施設、定員数 449 人、私立保育園が5施設、定員数 360 人となっています。

延長保育は、公立保育所は3施設で、私立保育園は5施設で実施しています。障がい児の受け入れは、すべての施設で実施しています。

また、公立幼稚園が2施設、令和6年園児数 125 人、私立幼稚園が1施設、令和6年園児数 65 人となっています。

■公立保育所（令和6年4月1日現在）

名称	住所	定員 (人)	受入年齢	延長保育
水海道第一保育所	豊岡町丙 3362	66	満1歳から	無
水海道第二保育所	中妻町 4146	48	満1歳から	無
水海道第三保育所	水海道高野町 2081	120	満6ヶ月から	有
水海道第四保育所	菅生町 4711	95	満1歳から	有
水海道第六保育所	小山戸町 186	120	満6ヶ月から	有
合計		449		

資料：こども課

■私立保育園（令和6年4月1日現在）

名称	住所	定員 (人)	受入年齢	延長保育
絹西保育園	坂手町 986	80	満6ヶ月から	有
小貝保育園	上蛇町 2112	80	満6ヶ月から	有
さくら保育園	岡田 339	80	満6ヶ月から	有
東さくら保育園	本石下 3762-1	70	満6ヶ月から	有
みなみさくら保育園	大生郷町 801-1	50	満6ヶ月から	有
合計		360		

資料：こども課

■私立認定こども園（令和6年4月1日現在）

名称	住所	2・3号 定員(人)	受入年齢	延長保育
みつかいどう	水海道橋本町 3346	70	満6ヶ月から	有
二葉こども園	水海道天満町 1712-7	37	満6ヶ月から	有
きぬ学園	羽生町 946	60	満6ヶ月から	有
石下保育園	新石下 1031	100	満6ヶ月から	有
合計		267		

資料：こども課

■認可保育施設の定員数と児童数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

名称	定員 (令和6年 4月現在)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
水海道第一保育所	66	45	45	44	36	28
水海道第二保育所	48	33	26	30	28	22
水海道第三保育所	120	89	92	83	84	75
水海道第四保育所	95	70	66	62	53	56
水海道第五保育所		47	閉所			
水海道第六保育所	120	92	93	83	72	71
計（公立保育所）	449	376	322	302	273	252
絹西保育園	80	90	95	95	85	81
小貝保育園	80	82	85	82	85	89
さくら保育園	80	103	103	100	93	82
東さくら保育園	70	85	78	73	66	71
みなみさくら保育園	50		41	38	51	48
計（私立保育園）	360	360	402	388	380	371
合計	809	736	724	690	653	623

資料：こども課

■利用可能サービス（令和6年4月1日現在） ○：利用可能

名称	延長保育	乳児保育	障がい児保育	一時預かり保育 (幼稚園型)	子育て支援 センター
水海道第一保育所			○		
水海道第二保育所 (令和6年度末閉所)			○		
水海道第三保育所	○	○	○		○
水海道第四保育所	○		○		
水海道第六保育所	○	○	○		
絹西保育園	○	○	○		
小貝保育園	○	○	○		○
さくら保育園	○	○	○		
東さくら保育園	○	○	○		○
みなみさくら保育園	○	○	○		
認定こども園 みつかいどう	○	○	○	○	○
認定こども園 二葉こども園	○	○	○	○	○
認定こども園 きぬ学園	○	○	○	○	
認定こども園 石下保育園	○	○	○	○	○

資料：こども課

■公立幼稚園（令和6年4月1日現在）

名称	住所	預かり保育
おひさま幼稚園	新石下 4365	○
にじいろ幼稚園	鴻野山 157	○

資料：学校教育課

※「豊田」「御城」「玉」「岡田」「飯沼」の5園を2園に統合しました。

統合日：おひさま幼稚園 令和3年4月1日、にじいろ幼稚園 令和3年4月1日

■私立幼稚園（令和6年4月1日現在）

名称	住所	預かり保育
石下幼稚園	新石下 1034	○

資料：こども課

■幼稚園園児数等の推移（各年5月1日現在）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
組数	組	13	14	15	13	12
園児数	人	307	280	249	204	190
1組あたりの園児数	人	23.6	20.0	16.6	15.6	15.8

資料：学校基本調査

■幼稚園園児数の内訳（令和6年5月1日現在）（単位：組、人）

名称	組数	園児数	1組あたりの園児数
おひさま幼稚園	3	31	10.3
にじいろ幼稚園	5	94	18.8
私立石下幼稚園	4	65	16.2
合計	12	190	

資料：学校教育課

■私立認定こども園の定員数と児童数の推移（2・3号）（各年4月1日現在）（単位：人）

名称	2・3号定員 （令和6年 4月現在）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
みつかいどう	70	70	68	60	61	59
二葉こども園	37	35	35	33	34	34
きぬ学園	60	73	60	64	57	70
石下保育園	100	116	123	110	117	110
合計	267	294	286	267	269	273

資料：こども課

※児童数は管外受託児童を含む。

■私立認定こども園の定員数と児童数の推移（1号）（各年4月1日現在）（単位：人）

名称	1号定員 （令和6年 4月現在）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
みつかいどう	60	81	66	64	55	47
二葉こども園	60	79	71	69	62	50
きぬ学園	75	124	97	68	54	45
石下保育園	9	2	2	3	0	0
合計	204	286	236	204	171	142

資料：こども課

※児童数は管外受託児童を含む。

■地域型保育事業の定員数と児童数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

名称	3号定員 (令和6年 4月現在)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ぐーちょきパンパン 保育園	5	4	5	5	3	2
はじめのいっぽ保育園	9	5	3	7	6	6

資料：こども課

■企業主導型保育の定員数と児童数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

名称	定員 (令和6年 4月現在)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
そらまい保育園	19	17	14	11	17	10
ルアナきぬの里保育園	19	13	17	11	18	16
たいよう保育園	40	14	14	15	25	19
合計	78	44	45	37	60	45

資料：こども課

※児童数は市外児童を含む。

■障がい児保育のための加配職員数（各年4月1日現在）

（単位：人）

名称	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
水海道第一保育所	1.9	1.8	0.9	0	4.3
水海道第二保育所	7.9	2.1	0.9	1.8	0.9
水海道第三保育所	4	4.9	3.8	4.6	6.7
水海道第四保育所	2.9	1.2	1.9	2	1
水海道第六保育所	16.7	11.6	5.8	6.9	6.8
絹西保育園	0	0	0	0	0
小貝保育園	1	1	0	1	0
さくら保育園	0	0	0	0	0
東さくら保育園	0	0	0	0	0
みなみさくら保育園	1.8	0	0	0	0
認定こども園 みつかいどう	0	0	0.8	1	3.7
認定こども園 二葉こども園	2	2.4	2.8	1	1.6
認定こども園 きぬ学園	0	0.6	0	0	0
認定こども園 石下保育園	0.9	0	0.7	0	0.5
合計	39.1	25.6	17.6	18.3	25.5

資料：こども課

※令和2年のみなみさくら保育園の数値は、旧水海道第五保育所の数値となります。

(2) 小・中学校の状況

市内には、小学校が13校、中学校が5校あります。

小学校の児童数は減少傾向にあり、令和6年5月1日現在2,614人と、令和2年に比べて409人の減少となっています。中学校の生徒数も減少傾向にあり、令和6年5月1日現在1,467人と、令和2年と比べて154人の減少となっています。

■小学校児童数の推移（各年5月1日現在）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学級数	学級	155	154	152	151	152
児童数	人	3,023	2,927	2,803	2,736	2,614
1組あたりの児童数	人	19.5	19.0	18.4	18.1	17.1

資料：学校基本調査

■小学校児童数の内訳（令和6年5月1日現在）

（単位：学級、人）

名称	学級数	児童数	教員数	1組あたりの児童数	1教員あたりの児童数
水海道小学校	18	429	34	23.8	12.6
大生小学校	9	98	18	10.8	5.4
五箇小学校	7	51	16	7.2	3.1
三妻小学校	10	163	17	16.3	9.5
菅原小学校	10	115	19	11.5	6.0
豊岡小学校	14	228	26	16.2	8.7
絹西小学校	17	349	29	20.5	12.0
菅生小学校	10	130	16	13	8.1
岡田小学校	16	315	28	19.6	11.2
玉小学校	8	96	15	12	6.4
石下小学校	17	352	31	20.7	11.3
豊田小学校	7	87	14	12.4	6.2
飯沼小学校	9	201	24	22.3	8.3
合計	152	2,614	287		

資料：学校教育課

■中学校生徒数の推移（各年5月1日現在）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学級数	学級	58	66	67	66	63
生徒数	人	1,621	1,628	1,572	1,525	1,467
1組あたりの生徒数	人	27.9	24.6	23.4	23.1	23.2

資料：学校基本調査

■中学校生徒数の内訳（令和6年5月1日現在）

（単位：学級、人）

名称	学級数	生徒数	教員数	1組あたりの 生徒数	1教員あたりの 生徒数
水海道中学校	16	392	36	24.5	10.8
鬼怒中学校	3	18	11	6	1.6
水海道西中学校	18	443	37	24.6	11.9
石下中学校	13	320	30	24.6	10.6
石下西中学校	13	294	29	22.6	10.1
合計	63	1,467	143		

資料：学校教育課

（3）放課後児童クラブの状況

市内の放課後児童クラブは、11クラブとなっています。登録者数は増加傾向にあり、令和6年で1,073人と、令和2年の1,030人と比べて43人の増加となっています。

■放課後児童クラブ（令和6年4月1日現在）

名称	開設年月日	実施場所	定員(人)
水海道小児童クラブ	平成27年4月1日	水海道天満町 2516-1 (水海道小学校内)	144
豊岡小児童クラブ	平成13年4月1日	豊岡町丙 3362 (豊岡小学校内)	81
三妻児童クラブ	平成16年8月1日	中妻町 2641-2 (旧第二保育所南側)	80
菅生小児童クラブ	平成17年11月1日	菅生町 4711 (菅生小学校内)	45
絹西小児童クラブ	平成20年4月1日	坂手町 7303-3 (絹西小学校内)	121
大花羽児童クラブ	平成22年4月1日	大輪町 386-1 (旧大花羽小学校内)	40
石下小児童クラブ	平成23年4月1日	新石下 1907-1 (石下小学校内)	127
豊田小児童クラブ	平成23年4月1日	豊田 2246 (豊田小学校内)	38
岡田小児童クラブ	平成23年4月1日	向石下 1020 (岡田小学校内)	90
飯沼小児童クラブ	平成23年4月1日	鴻野山 289-1 (飯沼小学校内)	65
玉小児童クラブ	平成31年4月1日	若宮戸 794 (玉小学校内)	40

資料：こども課

■放課後児童クラブ登録者数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

名称	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
水海道小児童クラブ	199	173	181	192	185
豊岡小児童クラブ	86	73	80	104	114
三妻児童クラブ	116	83	75	82	83
菅生小児童クラブ	59	66	59	65	73
絹西小児童クラブ	192	142	133	140	133
大花羽児童クラブ	58	49	56	52	42
石下小児童クラブ	109	149	149	156	167
豊田小児童クラブ	38	40	32	38	35
岡田小児童クラブ	78	100	102	102	121
飯沼小児童クラブ	45	50	43	54	82
玉小児童クラブ	50	51	43	46	38
合計	1,030	976	953	1,031	1,073

資料：こども課

6. ニーズ調査結果の概要

「第3期常総市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、就学前児童がいる家庭の子育て支援事業に関するニーズ量や子育て支援に関するご意見・ご要望等を把握することを目的に実施しました。

調査地域	常総市全域
調査対象	市内在住の就学前児童をもつ保護者から 1,500 名を無作為抽出
調査方法	施設等を通じて配布し、直接回収する方式 (一部郵送により回収する方式含む)
調査期間	令和6年1月19日(金)～令和6年2月13日(火)
有効回収数	825 件
有効回収率	55.0%

※グラフ中の比率は小数点第2位以下を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0%とならない場合があります。

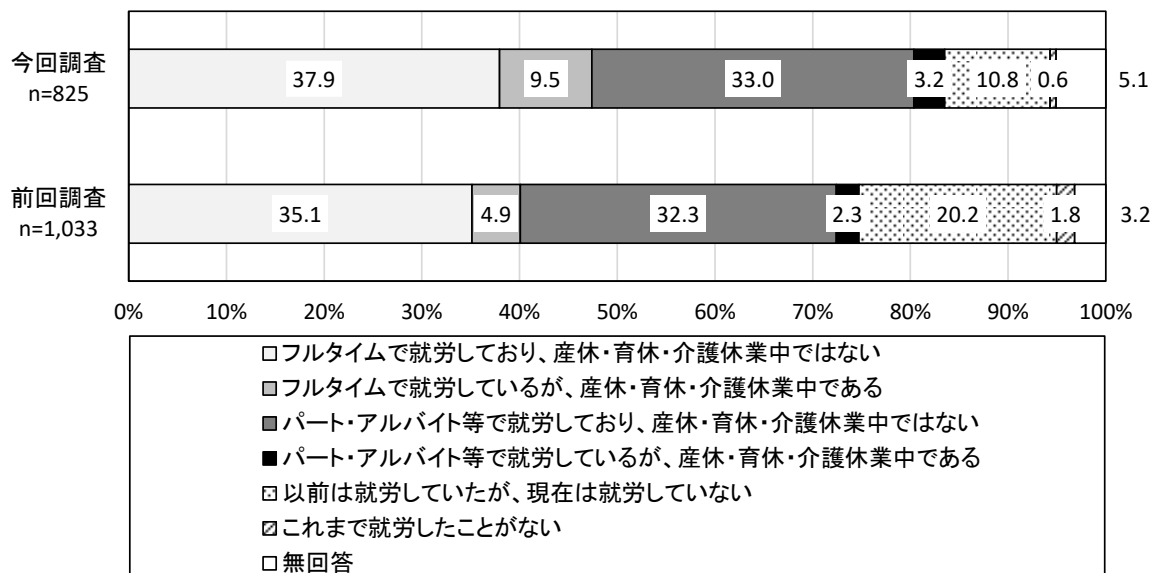
※前回調査は平成 30 (2018) 年実施、今回調査は令和 6 (2024) 年実施の結果を示しています。

(1) 母親の就労状況

母親の現在の就労状況については、産休・育休・介護休業中に関わらず、フルタイムやパート・アルバイト等で『就労している』と回答した割合の合計は、83.6%となっています。

前回調査と比較して、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 9.4 ポイント減少しています。

その要因として、母親が出産期において仕事を離れると、キャリアの中断や雇用機会の減少、年齢の壁などにより再就職が難しくなることが考えられます。そのため、母親の再就職を支援するサポート体制の強化や、社会的な意識の変化として企業や社会全体が母親の再就職に対する理解と支援を強めていくことが求められます。

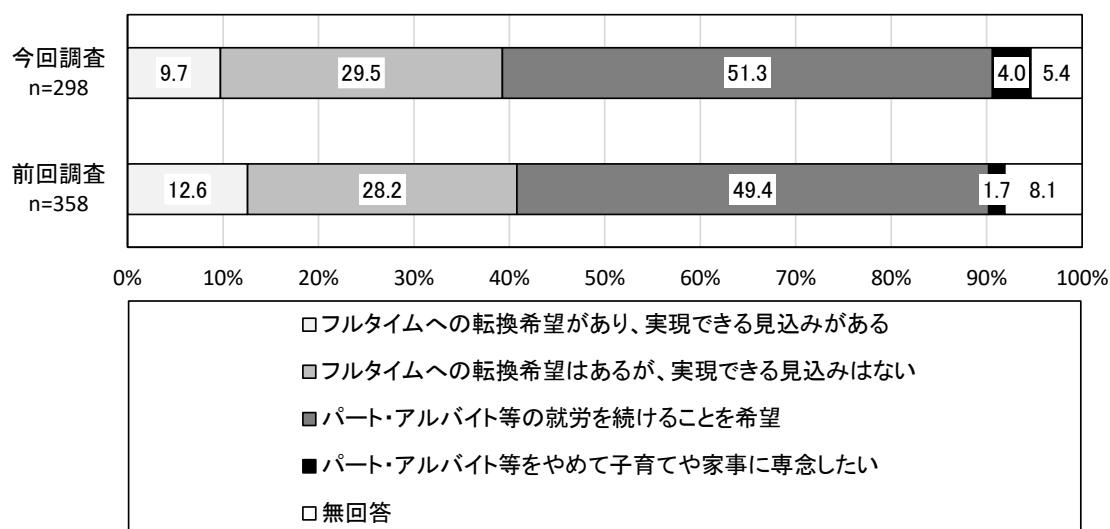


(2) 母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望については、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」と「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」を合わせた『フルタイムへの転換希望あり』の割合は、39.2%となっています。

前回調査と比較して、『フルタイムへの転換希望あり』が1.6ポイント減少しています。

その要因として、「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」の割合が増加していることが考えられます。また、約4割がフルタイムへの転換を希望していますが、その多くは実現の見込みが立っていない結果となっており、フルタイムへの転換が困難な職場環境や家庭との両立の難しさがあると推測されます。さらに、フルタイム勤務に比べてパートやアルバイトの収入は低いものの、家庭全体の収入を補うための副収入として働く母親が増えており、税制上の配偶者控除などを考慮し、一定の収入内で働くほうが経済的に有利と感じ、フルタイム勤務を避ける傾向もあります。

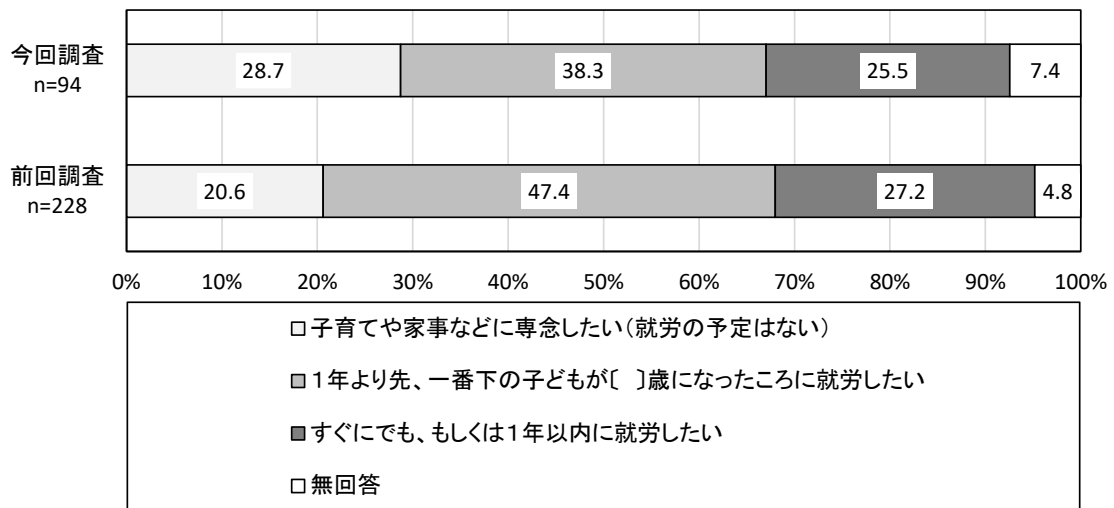


(3) 母親の就労希望

現在就労していない母親の就労希望については、「1年より先、一番下の子どもが〔 〕歳になったところに就労したい」が38.3%で最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が28.7%となっています。

前回調査と比較して、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が8.1ポイント増加しています。

その要因として、多くの母親が、子どもが幼いうちは育児に専念したいと考えていることや仕事と育児を両立する難しさを感じていると考えられます。特に、保育園や幼稚園の行事や送迎時間、急な体調不良などに対応する必要があるため、フルタイムでの就労が難しいと感じる母親が多く、子どもの成長に合わせて、時間的な余裕が生まれる時期に働きたいと考える傾向もあります。



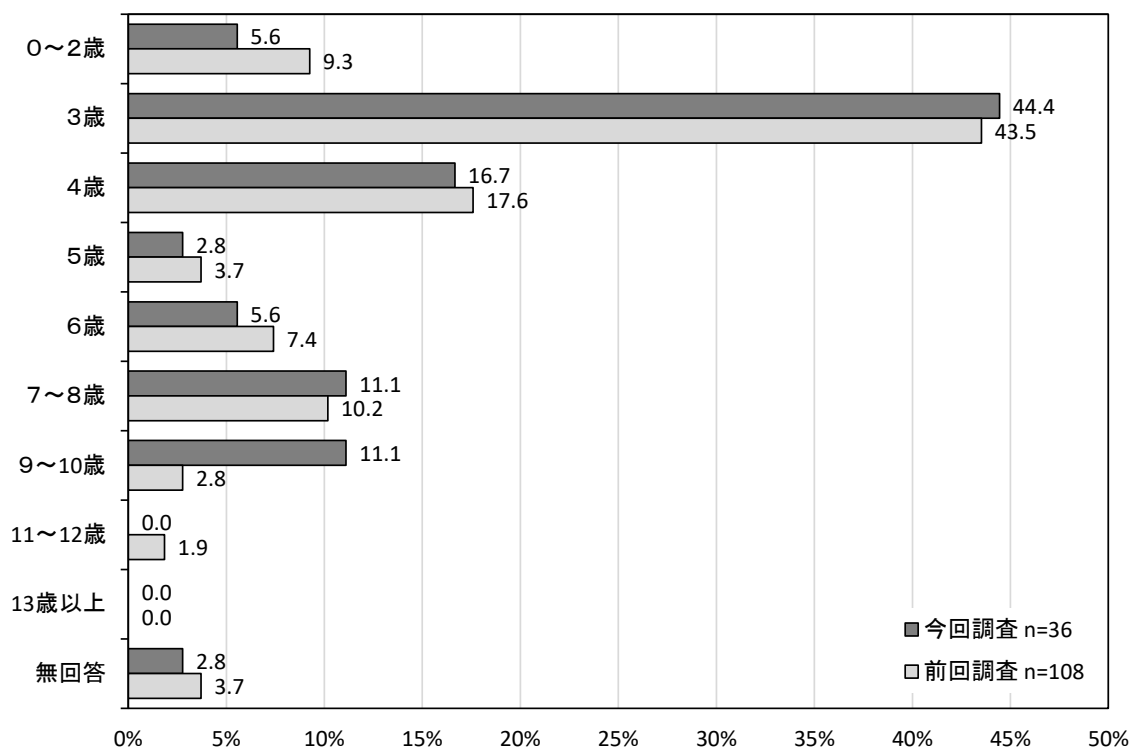
（４）末子の年齢による母親の就労意向

現在就労していない母親の就労希望時期は、一番下の子どもが何歳になったところかについては、「3歳」が44.4%で最も高くなっています。

前回調査と比較して、「0～2歳」が3.7ポイント減少し、「9～10歳」が8.3ポイント増加しています。

その要因として、「0～2歳」の減少では、育児休業制度の拡充による育児休業の取得期間の延長などにより制度を利用しやすくなっていることから、出産後すぐに復職するのではなく、長期的に育児休業を取得し子どもが成長するまで仕事に復帰しないという選択肢が増えてきていると考えられます。

「9～10歳」の増加については、子どもの成長や小学校入学後の生活時間の変化が考えられます。このころになると、子どもはある程度自立しはじめる頃であり、学校教育の時間が規則的になることから、働きやすくなると感じる家庭が多いと考えられます。さらに、学童保育や放課後のサポートなどの施設も充実しており、育児の負担が軽減されるため、就労を考えるタイミングとして選ばれやすいことが考えられます。



（５）定期的な教育・保育の事業の利用有無

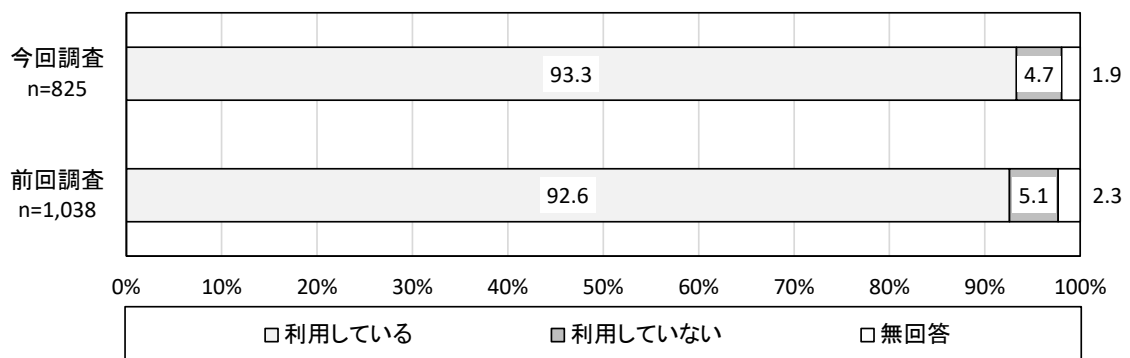
平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況については、「利用している」が93.3%、「利用していない」が4.7%となっています。

前回調査と比較して、「利用している」が0.7ポイント増加しています。

その要因として、共働き家庭の増加、保育制度の多様化と利用の柔軟性などが考えられます。

共働き家庭の増加が継続しており、多くの家庭で両親がフルタイムで働いているため、保育施設の利用は必須となっています。また、経済的な理由からも、両親が働くことが一般的となり、子どもを定期的な保育サービスに預ける必要がある家庭が多くなっていることも、高い保育事業利用率となっている要因と考えられます。

そして、認可保育所や認定こども園、幼稚園、企業主導型保育など、様々な形態の保育サービスが導入され、選択肢が広がったことも要因の一つです。特に、企業主導型保育所や保育時間の柔軟化など、働く保護者が自分の勤務時間に合わせて保育を利用できる環境が整いつつあることから、多様性と柔軟性が利用者の増加につながっていると考えられます。

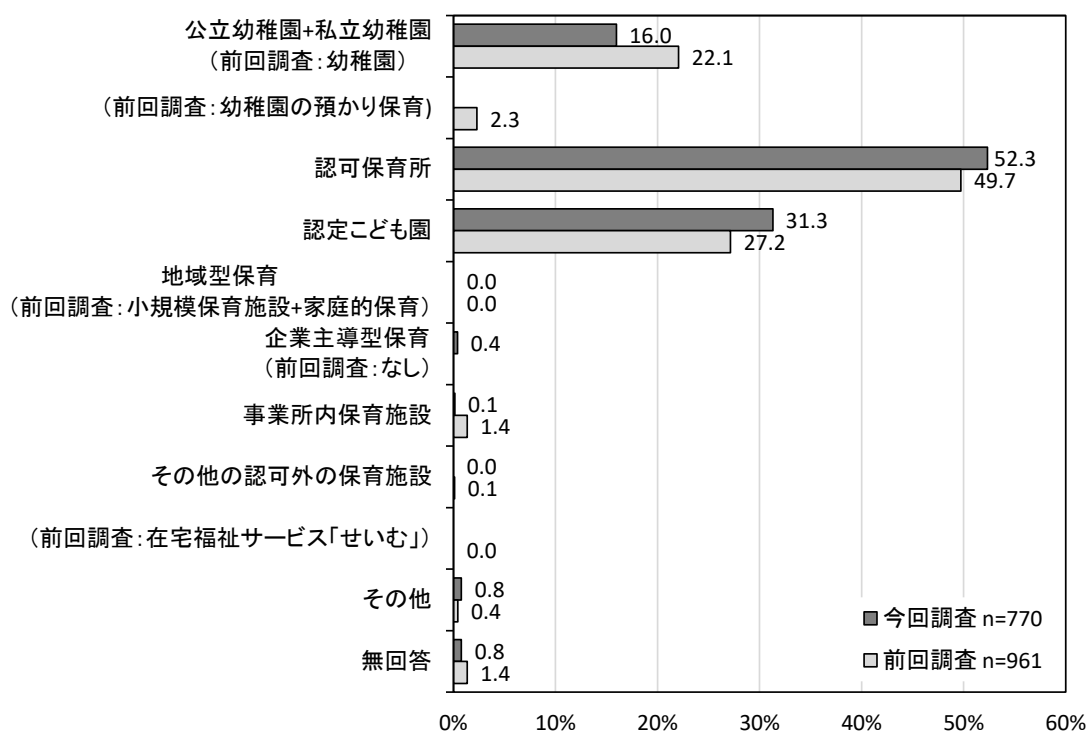


（6）定期的に利用している教育・保育の事業

平日に定期的に利用している教育・保育の事業については、「認可保育所」が 52.3% で最も高くなっています。

前回調査と比較して、「認可保育所」及び「認定こども園」が増加傾向になっています。

その要因として、共働き世帯の増加、保育施設の拡充、保育の質に対する信頼感の向上が考えられます。共働き世帯の増加に伴い、長時間の保育が可能な「認可保育所」や「認定こども園」へのニーズが高まっており、設置・拡充を積極的に進めてきた施設として、国や自治体が定めた基準に基づいて運営されており、保護者にとって信頼性が高い施設となっています。特に、保育士の資格を持ったスタッフが常駐していることや、子どもにとって安全な環境が整っているため、安心して利用できるという信頼感が広がっていることから、より多くの家庭が「認可保育所」や「認定こども園」を選ぶ傾向が強まっていると考えられます。

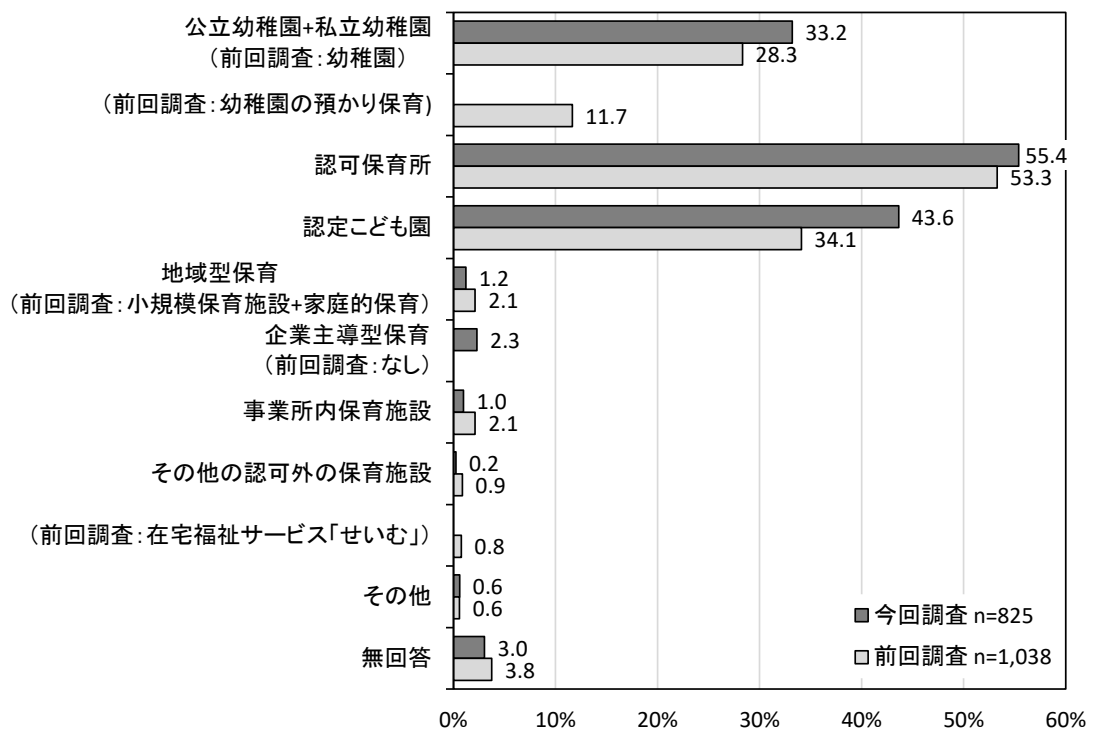


（7）定期的に利用したい教育・保育の事業

平日に定期的に利用したい教育・保育の事業については、「認可保育所」が 55.4%で最も高くなっています。

前回調査と比較して「認定こども園」は 9.5 ポイント増加しています。

その要因として、認定こども園の普及と認知度の向上が考えられます。「認定こども園」が制度化されてから、施設数が増加し、利便性が広く認識されるようになり、幼稚園と保育所のどちらの機能も併せ持つため、子どもの年齢や保護者の就労状況に合わせて柔軟に利用できるようになったことが考えられます。



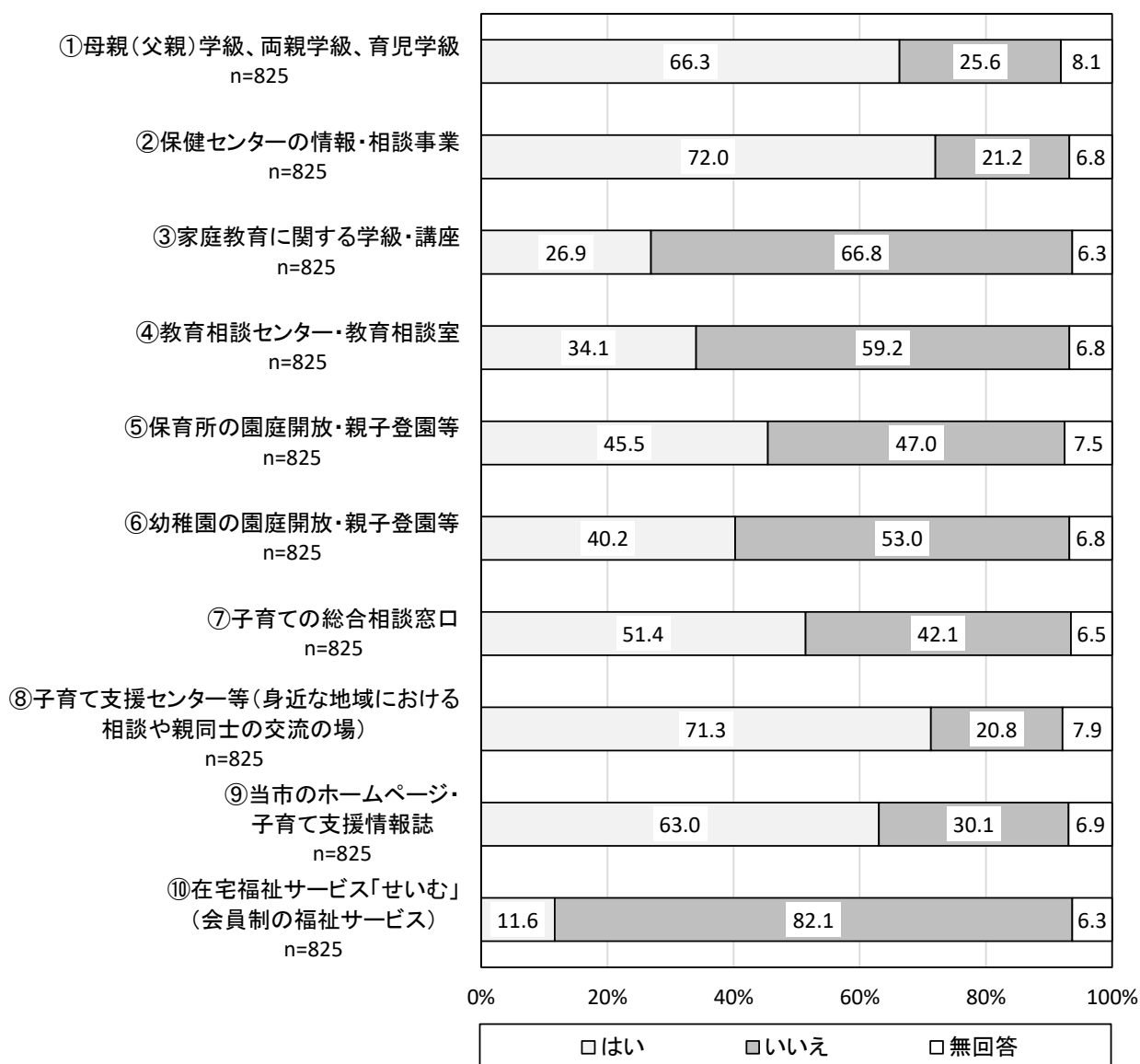
（８）子育て支援事業の認知度・利用状況・今後の利用意向

【A：子育て支援事業の認知状況（知っている）】

子育て支援事業の認知状況について、「知っている（はい）」という割合をみると、「②保健センターの情報・相談事業」が72.0%で最も高く、「⑧子育て支援センター等（身近な地域における相談や親同士の交流の場）」が71.3%となっています。

また、「知らない（いいえ）」という割合をみると、「③家庭教育に関する学級・講座」「④教育相談センター・教育相談室」「⑥幼稚園の園庭開放・親子登園等」「⑩在宅福祉サービス「せいむ」（会員制の福祉サービス）」については、半数以上の方が知らないという結果となっています。

その要因として、保健センターのような基本的なサービスは、ほぼすべての家庭が必要とする事業を行っているため、幅広い層に認知されています。一方で、在宅福祉サービスなどは、特定の支援を必要とする家庭が主に利用するため、全体の認知度が低いと考えられます。今後は、これらの事業の目的や利便性を広く伝え、必要とする家庭が早い段階で活用できるような普及・啓発の取り組みが求められます。



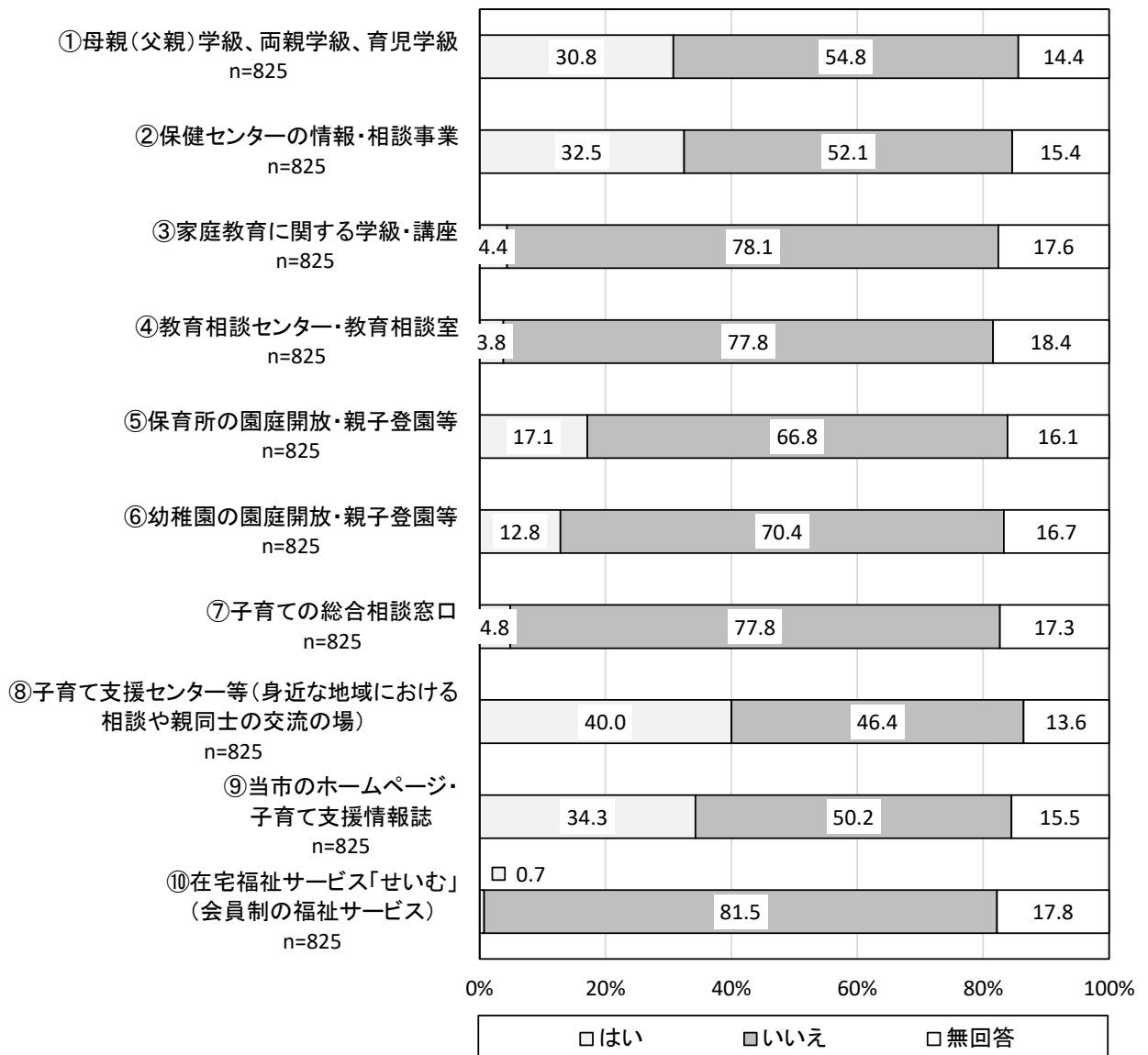
【B：子育て支援事業の利用状況（利用したことがある）】

子育て支援事業の利用状況について、「利用したことがある（はい）」という割合をみると、「⑧子育て支援センター等（身近な地域における相談や親同士の交流の場）」が40.0%で最も高く、次いで「⑨当市のホームページ・子育て支援情報誌」が34.3%、「②保健センターの情報・相談事業」が32.5%となっています。

また、「利用したことがない（いいえ）」という割合をみると、「③家庭教育に関する学級・講座」「④教育相談センター・教育相談室」「⑥幼稚園の園庭開放・親子登園等」「⑦子育ての総合相談窓口」については、7割以上の方が利用したことがないという結果となっています。

その要因として、サービスの利用状況には、対象者の関心や必要性の感じ方の違いが影響していると考えられます。子育て支援センターや保健センターは、多くの家庭にとって身近で利用しやすく、定期的な支援があるため利用される傾向があります。一方で、今回のアンケート対象者が未就学児の保護者であることから、施設によっては関心を持つ機会が少なく、認知度が低いと考えられます。また、未就学児の親子にとっては、保健センターや保育施設など身近な人に相談することが支えとなっていることも背景の一つといえます。

今後は、それぞれの事業の意義や活用のメリットを分かりやすく伝え、より多くの家庭に関心を持ってもらえるような普及・啓発を進めることが重要です。また、利用しやすい環境を整え、必要とする人がスムーズに支援へつながれるような工夫も求められます。



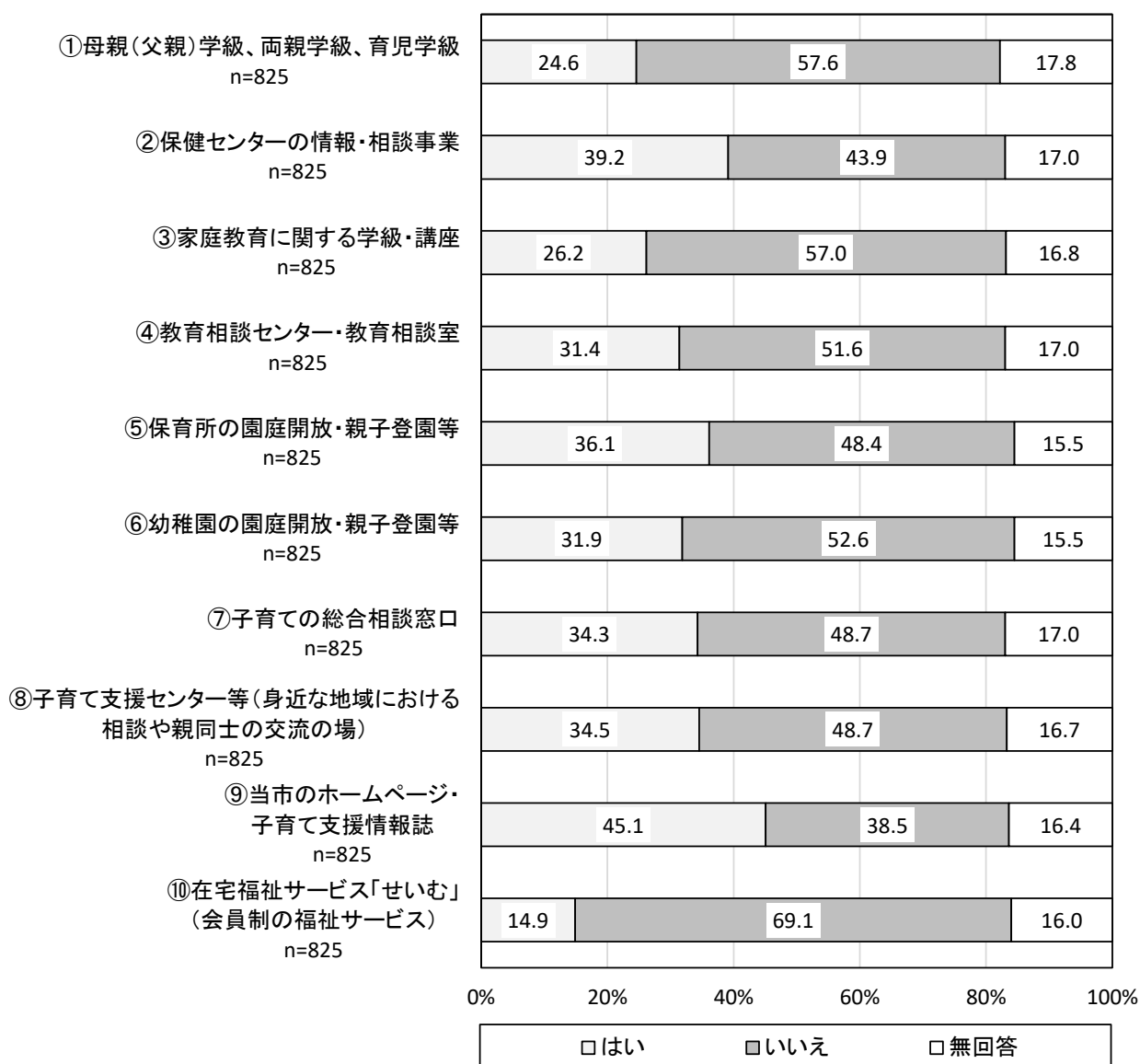
【C：子育て支援事業の今後の利用意向（今後利用したい）】

子育て支援事業の今後の利用意向について、「今後利用したい（はい）」という割合をみると、「⑨当市のホームページ・子育て支援情報誌」が45.1%で最も高く、次いで「②保健センターの情報・相談事業」が39.2%、「⑤保育所の園庭開放・親子登園等」が36.1%となっています。

また、「利用は考えていない（いいえ）」という割合をみると、「①母親（父親）学級、両親学級、育児学級」「③家庭教育に関する学級・講座」「④教育相談センター・教育相談室」「⑥幼稚園の園庭開放・親子登園等」「⑩在宅福祉サービス「せいむ」（会員制の福祉サービス）」については、半数以上の方が利用は考えていないという結果となっています。

その要因として、相談事業や施設利用の必要性和心理的な敷居の高さが、今後の利用意向に影響していると考えられます。保健センターや保育所の園庭開放は、親が子どもの成長に役立つと感じやすく、利用意向が高くなっています。一方で、在宅福祉サービスなどは、必要性を実感する機会が少ないため、利用を考えていない家庭が多い傾向にあります。

今後は、相談事業や福祉サービスの利用のハードルを下げ、より気軽に活用できるイメージを広めることが重要です。また、子育て支援に関する各種プログラムについては、親の成長やコミュニティ形成、予防的な育児支援など幅広い目的で認知してもらうことが求められます。



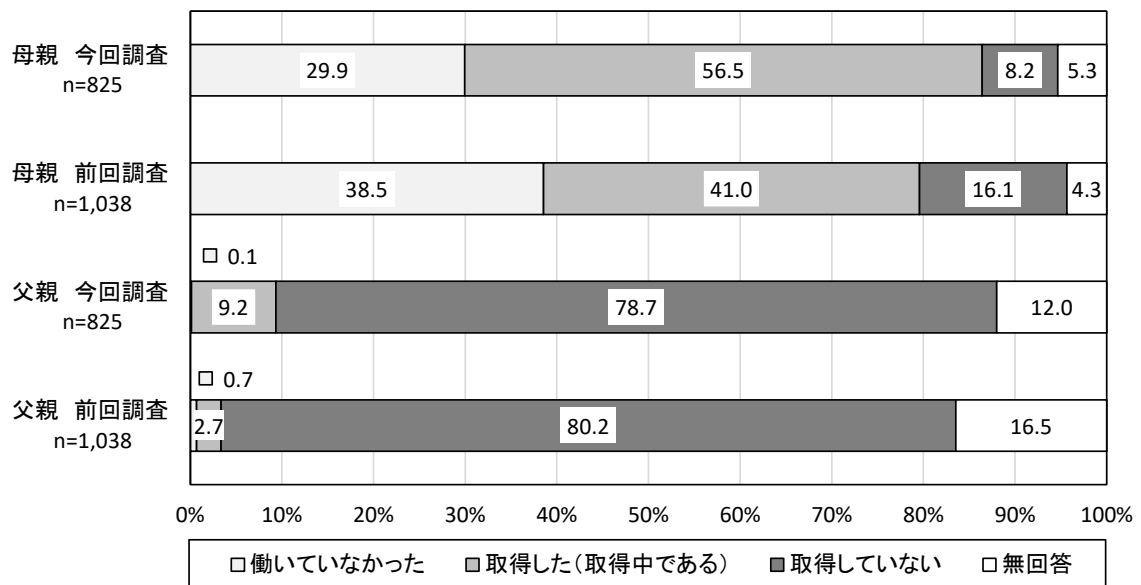
（９）育児休業取得の有無

育児休業の取得状況については、母親は「取得した（取得中である）」が56.5%で最も高く、次いで「働いていなかった」が29.9%、「取得していない」が8.2%となっています。

父親は「取得していない」が78.7%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が9.2%、「働いていなかった」が0.1%となっています。

前回調査と比較して、母親は「取得した（取得中である）」が15.5ポイント増加しています。また、父親は、「取得した（取得中である）」が6.5ポイント増加しています。

その要因として、法改正による制度整備や社会的な意識変化、働き方改革、企業によるサポート体制の強化が考えられます。特に、男性の育児参加を促進する施策と、企業内でのワーク・ライフ・バランスを重視する流れが、父親の育児休業取得率の増加に影響していると考えられます。また、母親についても、制度の拡充や企業の支援強化により、育児休業がより取得しやすい環境が整ったことが、取得率の増加に繋がっていると考えられます。



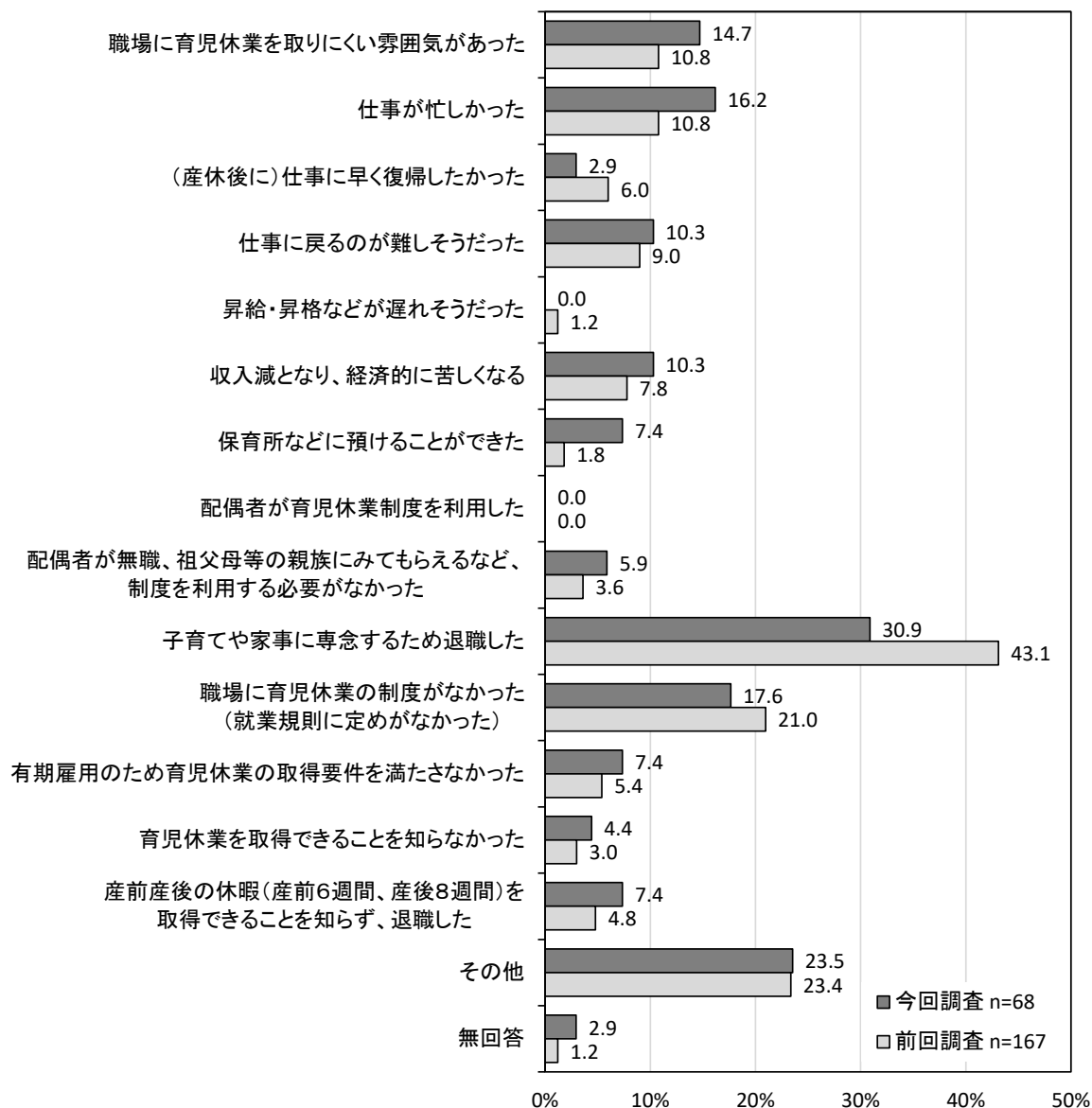
(10) 母親が育児休業を取得していない理由

母親が育児休業を取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が30.9%で最も高くなっています。

前回調査と比較して、「子育てや家事に専念するため退職した」は12.2ポイント、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」については3.4ポイント減少しています。

職場で育児休業を取得していない要因については、職場の育児休業制度の整備と周知が行き届いていないことが考えられます。

「子育てや家事に専念するため退職した」という選択肢が減少した要因については、働き方改革やワークライフバランスの重要性が社会的に認識されるようになったこと、柔軟な勤務形態により母親が退職を避けながら子育てを行える環境を提供されるようになったことが退職理由の減少に繋がったと考えられます。

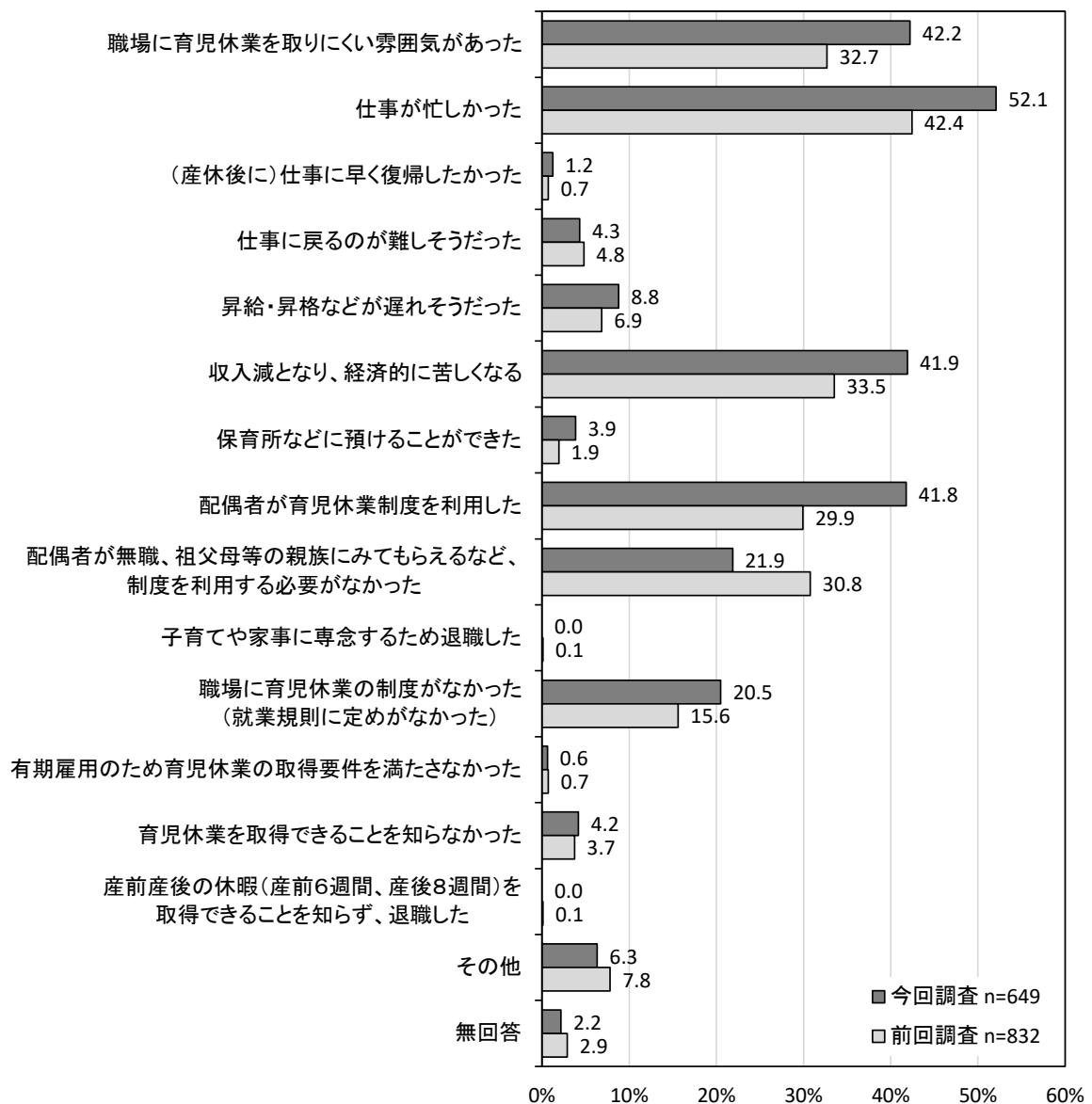


(11) 父親が育児休業を取得していない理由

父親が育児休業を取得していない理由については、「仕事が忙しかった」が52.1%で最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が42.2%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が41.9%となっています。

「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「配偶者が育児休業制度を利用した」の上位4項目に関しては、前回と同様の結果となっています。

その要因として、企業の業務体制の不備や経済的な負担、社会的な性別役割分担意識が考えられます。働き方改革が進んでいる一方で、育児休業を取得することに対する理解や協力がいまだ不足していることや、法律では男性も育児休業を取得できるよう改正されているものの、実際は抵抗感が根強く残っていることがうかがえます。

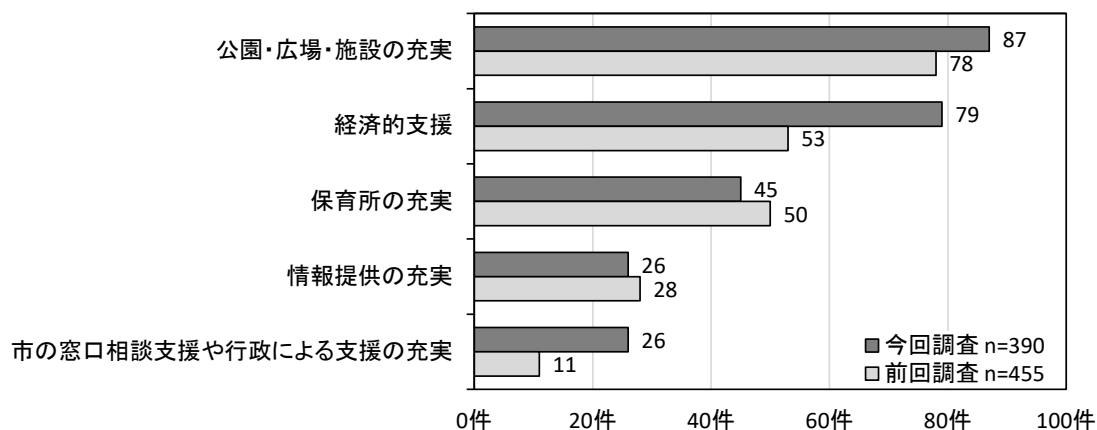


(12) 教育・保育事業の充実など子育ての環境や支援に関する意見

教育・保育事業の充実など子育ての環境や支援に関する意見については、「公園・広場・施設の充実」が87件で最も多く、次いで「経済的支援」が79件、「保育所の充実」が45件となっています。

今回調査での意見上位5項目については、前回調査と比較して、「公園・広場・施設の充実」「経済的支援」「市の窓口相談支援や行政による支援の充実」の3項目に関しては、前回より増加しています。

「公園・広場・施設の充実」が前回同様最も多くなっている理由としては、地域内の公園や広場、施設の老朽化が進んでいることや、施設等の整備不足、子どもが安心して遊べる場所が少ないことなどが考えられます。また、「経済的支援」が多くなっている理由としては、食品や生活必需品の値上げが続く中で、子育て世帯が経済的に厳しい状況に置かれている等の理由から、支援を求める声が多く上がっていると考えられます。



第2節 常総市の現状からみた課題

本市の現状や国・県の動向、子ども・子育て環境の変化などを踏まえて、今後の子ども・子育て支援に関する課題を次のように整理します。

1. 子どもや家庭の多様なニーズに応じた支援

統計データ及びアンケート調査結果をみると、女性の就業率の上昇や母親と子どもの世帯構成比が国や県より高い傾向を背景に、保育サービスの利用希望が拡大しており、未就労の母親の63.8%が就労を希望し、認可保育施設や認定こども園の利用を望む声が多い傾向がみられます。また、障害児通所支援利用者数の総利用日数は増減を繰り返していますが、一定の需要があることから、障がい児に対する支援をさらに充実させるとともに、安定したサービスの提供と利用者の状況に応じた柔軟な対応が求められます。さらに、外国籍世帯の増加に伴い、多言語対応や文化的配慮を含めた支援の充実が必要となり、特に子どもに対しては、言語や文化の違いを踏まえた教育・保育支援の強化が求められます。

これらの状況に対応するためにも、保育サービスの利用希望の増加に対応した認可保育施設や認定こども園の整備を計画的に進め、施設の質と量の両面から充実を図ることが必要です。また、障がい児に対する支援では、障害児通所支援の提供体制を拡大し、専門職員の育成や配置を強化することや、外国籍世帯への対応では、多言語での案内や相談窓口の設置、異文化理解を推進する事業を推進し、すべての子どもたちが安心して教育・保育を受けられる環境を整える必要があります。

2. 子育てと仕事の両立に向けた取組の推進

統計データをみると、育児休業の取得状況に性別による差が大きく現れており、特に父親の育児休業取得率が低いことが課題となっています。

アンケート調査結果をみると、母親の育児休業取得率は56.5%であるのに対し、父親は9.2%にとどまっています。育児休業を取得しない理由として、父親の52.1%が「仕事が忙しかった」、42.2%が「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と答えています。

また、母親に関しては、育児休業を取得していない理由として30.9%が「子育てや家事に専念するため退職した」、17.6%が「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」と回答しており、職場において育児休業制度の整備が進んでいないことが女性の育児休業取得の大きな阻害要因となっていることが示されています。

こうした状況を改善するためには、職場環境の整備が重要です。特に父親の育児休業取得率の向上には、企業に対する啓発活動を通じて育児休業の重要性を訴えるとともに、働きやすい環境を構築することが求められています。また、育児休業制度が整備されていない企業に対しては、制度導入の支援や、育児と仕事の両立を促進する体制を整えることが必要です。

今後も、企業向けの研修や説明会を通じて、育児休業の導入促進を図り、さらに父親が育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努める必要があります。加えて、地域全体での啓発活動を推進し、家庭内での子育て負担の分担を促進する取り組みも強化していくことが重要です。

3. 家庭・地域・社会全体での子ども育成について

統計データ及びアンケート調査結果をみると、子育ての総合相談窓口の認知度は51.4%と窓口の周知が課題となっています。また、市民からは窓口相談支援や行政支援の充実を求める声があることから、相談窓口の利便性や柔軟性の強化が必要です。子育ての総合相談窓口は妊産婦や子育て家庭が抱える多様な悩みに対して専門的なアドバイスを提供する重要な役割を担っていますが、その利用率向上には、広報媒体の多様化や地域イベントでの相談ブース設置など、住民への周知活動を強化する必要があります。

さらに、地域内では「公園・広場・施設の充実」に関する要望が最多となっており、特に老朽化した施設の改修や子どもが遊べる場所の不足が大きな課題です。他地域へ遊びに行く家庭が増えている現状を踏まえ、既存施設の改修を進めるとともに、新たな地域での施設新設を計画的に進める必要があります。地域住民の意見を反映した設計に加え、バリアフリー対応や安全性を重視した「使いやすく親しみやすい」施設づくりを目指すとともに、学校や地域コミュニティと連携して、子どもたちが日常的に利用できる環境を整えることが必要となります。

そして、昨今、物価高騰が家計に与える影響を受け、経済的支援を求める声が増加しています。子育て世帯を対象とした補助金や保育費軽減の拡充、保育施設や認定こども園の利用環境整備を進めることで、子育て家庭の経済的負担を軽減し、保護者が安心して就労できる環境を提供することが必要となります。

これらの課題解決に向けて、今後予定されている、保健センター及びこども家庭センター窓口の集約化や情報共有の円滑化により、一度の相談で適切な支援を受けられる体制整備を図り、安全性やバリアフリーを重視した日常的に活用される施設運営を目指し、公園・広場・施設の整備や経済的支援の強化と子育て環境の向上による子育て家庭への負担軽減により、家庭だけでなく地域全体で子育てを支える体制を構築していく必要があります。

■ こども家庭センターとは

令和6年4月に常総市こども家庭センターを開設しました。（市役所本庁舎 1 階こども課内）

こども家庭センターは、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する支援を目的とした「子育て世代包括支援センター」と、子どもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する支援を目的とした「子ども家庭総合支援拠点」を一体化したセンターとなるため、母子保健と児童福祉の専門的な知識を有する職員がそれぞれ連携・協力しながら、すべての妊産婦、お子さんとそのご家庭に寄り添った切れ目のない支援を提供します。

妊娠期から子育て期の様々な不安や悩み、18 歳までのお子さんや子育て家庭の心配事など幅広く相談いただけますのでお気軽にご相談ください。

妊娠のこと、産前・産後の心身のこと、子育てのこと等、何でもお気軽にご相談ください。

※こども家庭センターは、市役所こども課内に設置されていますが、母子保健に関することは保健センター（保健推進課母子保健係）で相談できます。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

子どもの子育て支援において、最も重要なのは「子どもの最善の利益」を実現することです。子どもたちが安心して健やかに成長できるよう、質の高い教育・保育サービスを提供することにより、すべての子どもたちが適切な支援を受け、健全な成長を遂げることが可能となります。

子育ては本来、保護者の第一義的責任のもと、家庭で行われるものです。近年では核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てにおける孤立感や負担感は増加していますが子育て支援は保護者の子育てを肩代わりするものではなく、保護者の孤立感や負担感をやわらげ、子どもの成長を楽しみながら、子育てに喜びや生きがいを感じられるよう、保護者に対して切れ目のない支援を行うことが重要です。

また、共働き家庭やひとり親家庭の増加に加え、ヤングケアラーの存在など、家庭環境が多様化し、子ども自身が家族のケアを担うケースが増えています。こうした背景から、子どもたちが教育や自己成長の機会を失わず、安心して成長できる環境を提供することが急務です。これには、行政だけでなく、地域全体が連携して多様な子育てニーズに応える取り組みが不可欠です。地域住民や行政が一体となり、保護者と子どもが安心して暮らし、健全な成長が実現できる環境づくりが求められています。

以上を踏まえ、本計画では、第2期常総市子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「未来にはばたけ！常総の子どもたち」を継承し、より一層の推進を図ることで、常総市で育った子どもたちが、常総市で生活することの喜びを享受しながら、次世代の親となり、自身も常総市で子育てをしていきたいと思えるような環境づくりを目指します。

基本理念

未来にはばたけ！常総の子どもたち

第2節 計画の基本的な視点

国の基本的な視点を踏まえ、第2期計画を継承した次の3つの視点に基づき、第3期計画を策定しました。

1. 質の高い教育・保育事業の提供を目指します。

女性の就業率上昇や保育サービスの利用希望の拡大を受け、認可保育施設や認定こども園の充実を図るとともに、障がい児支援や外国籍世帯への対応を強化し、それぞれの状況や要望に応じた施設整備や支援体制を整え、すべての子どもが安心して教育・保育を受けられる環境を整えます。

2. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を目指します。

心身ともに健やかな子どもの成長を支援するため、学校や地域と連携し、相談しやすい環境づくりと情報提供の質の向上を目指します。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するため、子育て家庭の事情に応じた多様な保育形態を導入し、事業の充実を図ります。また、支援が必要なすべての子どもへの支援策として、こども課と保健センターの相談窓口を一元化することで、誰ひとり取り残さず、すべての子どもが柔軟に支援を受けられる体制を整備します。

3. 家庭・地域・社会全体での子ども育成を目指します。

子どもたちが安全に育つ環境を整えるため、子育て相談窓口の認知度向上や公園・広場・施設の充実を図ります。さらに、少子化対策として保育施設の充実や経済的支援を強化し、地域全体で子どもを支える体制を構築します。

第3節 基本目標

第3期計画は、「第2期常総市子ども・子育て支援事業計画」の7つの基本目標を引き継ぎ、子どもの成長段階（ライフステージ）に応じた構成により、施策・事業を展開します。

第3期計画の施策展開	成長段階 (ライフステージ)
基本目標1. 子育てを地域で支援する子育てサービスの充実	
地域における子育て支援サービスの総合的な充実を図るため、妊娠期・出産期の支援を中心に、保育体制の整備、相談体制の強化、情報提供の充実、地域ネットワークの構築に取り組みます。	«妊娠期・出産期»
基本目標2. 子育て世代の定住促進	
妊娠期・出産期の子育て世帯に対して、本市では定住を促進するための支援金制度を拡充しています。子育て世帯の住居支援の強化や子育て応援金の支給、子育て世帯を対象とした移住・定住の仕組みづくりを進めており、住環境整備を目的とした多様な施策も実施しています。	«妊娠期・出産期»
基本目標3. 親と子どもの健康の増進と確保の支援	
親と子どもの健康の増進を確保し、子育てに安心できる環境を提供するため、多角的なサポート体制を整備しています。出産や育児に対する不安解消や健康診査など医療サポートの充実を図り、食育や思春期保健対策を推進し、子どもたちの成長を支える地域づくりを目指しています。	«乳児期・幼児期»
基本目標4. 子どもの学び環境の整備・充実	
子どもの学び環境を整備し、充実させるため、さまざまな活動の場や機会を提供しています。子どもたちの多様な体験を促進する事業や、高齢者とのふれあいやスポーツ教室、夏休み期間中の活動支援も行き、地域との連携を強化しています。	«学齢期・思春期»
基本目標5. 支援が必要な子どもへのきめ細かな取り組み	
すべての子どもが安心して成長できる社会を実現するため、成長支援や虐待防止策の強化、特別な支援が必要な子どもや家庭へのきめ細かな対応を進めます。また、ひとり親家庭等の自立支援や多文化共生社会への取り組みを通じて、家庭環境を問わず子どもたちが可能性を最大限に発揮できる環境づくりを目指します。	«子育て期全般»
基本目標6. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	
ひとり親家庭等が安心して仕事と子育てを両立できるよう、総合的な相談支援を行っています。また、男性の育児参加を促進するため、多様な就業形態の啓発や雇用環境の向上に努め、育児休業制度の利用推進や、再就職を希望する子育て中の親に対しては、資格取得支援を通じて就業機会の拡大を目指しています。	«子育て期全般»
基本目標7. 子どもが安全に安心して暮らせる環境整備	
子どもが安全に安心して暮らせる環境を整備するために、安心して子育てできる住環境の整備や快適な公園環境の整備に取り組みます。住民との協働による公園の再整備や河川敷などの有効利用を進め、安全な道路交通環境を整備するために、歩道の整備や交通安全教室の実施に加えて、子ども安全協力の家を設置し、防犯対策強化や、子どもが意見を持ち、それを表明する場や機会の創出に取り組みます。	«子育て期全般»

第4節 重点施策

次の3つを重点施策として設定し、以下の事業を重点的・優先的に取り組みます。

1. 地域子育て支援サービスの充実

○妊娠期・出産期の支援事業の推進、地域の医療機関との連携による情報提供

妊娠期・出産期の女性が安心して健康管理を行えるよう、地域内に専門の健康相談窓口を設置します。また、医療機関との連携を強化することで、妊娠期の様々な不安や疑問に迅速に対応し、必要な情報やサポートを提供します。

○地域内の需要に応じた適切な配置を行うとともに、保育士の質を向上させるための研修を定期的に実施

子どもたちが安心して過ごせる環境を整えるため、多様な要望に応えられる保育施設の整備を行い、保育士に対して質の高い研修を定期的に実施することにより保育士の専門性を高め、より良い保育サービスを提供できる体制を整備します。

○子育て相談窓口を周知し悩みや相談に対する専門的なアドバイス提供

親が抱える育児の悩みや不安を解消するため、専門の相談窓口の周知及び、育児経験豊富な専門家による個別相談が可能な仕組みを周知し、親が気軽に相談できる環境を整えます。

2. 健康・医療サポートの充実

○乳幼児健康診査により、健康状態の把握と先天的な病気の早期発見と早期対応を図る

妊娠中および出産後の健康管理を徹底するため、健康診査の充実を図ります。定期的な健康診査を実施し、早期発見が可能な体制を整えることで、妊婦や新生児の健康を守ります。

○食育に関する教育プログラムによる、地域の学校や保育施設等と連携した健康的な食生活の促進

健康的な食生活を促進するため、地域の学校や保育施設等と連携し、食育に関する教育プログラムを推進します。子どもたちが食に関する知識を身につける機会を提供し、将来的に健康的な食習慣を育む基盤を築きます。

○メンタルヘルスサポートを充実させ、不安や悩みを解消するための相談窓口を設置

子育て中の親が抱えるストレスや不安に対して、専門のカウンセリングを提供する相談窓口を設置します。また、メンタルヘルスを支援することにより親が健康的な子育てを行えるようサポートします。

3. 安全・安心な子育て環境の整備

○地域の公園を整備し、安全で快適な遊び場を提供

子どもたちが安全で快適に遊べる環境を整えるため、地域の公園や遊び場の整備及び遊具の点検・修理を行い、親子が安心して遊ぶことができる環境を提供します。

○子どもたちの意見を反映した地域づくりを進めるため、定期的なワークショップや意見交換会を開催

子どもたちの意見を地域づくりに反映させるため、定期的にワークショップや意見交換会等の発言できる場の整備に取り組みます。子どもたちが自分の意見を表現する場を設け、地域の実情に合った施策を実施します。

○公園や遊び場の改善プロジェクトを推進し、親子が安心して遊べる環境整備

地域の公園や遊び場の改善プロジェクトを推進し、安全で快適な遊び場を整備します。親子が安心して遊べる環境を整えることで、子どもたちの健全な成長を支援します。

第5節 基本方針と施策体系

第3期常総市子ども・子育て支援事業計画の体系図

基本理念	基本目標	基本方針	掲載ページ
未来にはばたけ！常総の子どもたち	1 子育てを地域で支援する子育てサービスの充実 《妊娠期・出産期》	(1) 保育体制の整備	P.52 ～ P.62
		(2) 包括的な子育て相談体制の充実	
		(3) 子育て情報提供の充実	
		(4) 地域における子育て支援のネットワークづくり	
		(5) 子どもを社会で育てる意識の醸成	
		(6) 親になるための学習環境の整備	
	2 子育て世代の定住促進 《妊娠期・出産期》	(1) 子育て世帯への支援金の支給	P.63 ～ P.64
	3 親と子どもの健康の増進と確保の支援 《乳児期・幼児期》	(1) 出産や育児不安への相談体制の充実	P.65 ～ P.71
		(2) 子どもや親の健康の確保	
		(3) 食育（食農教育等）の推進	
	4 子どもの学び環境の整備・充実 《学齢期・思春期》	(1) 子どもの活動の場や機会の確保	P.72 ～ P.82
		(2) 生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進	
		(3) 地域活動の推進	
		(4) 思春期保健対策の推進	
		(5) 青少年の健全育成に向けた環境改善	
	5 支援が必要な子どもへのきめ細かな取り組み 《子育て期全般》	(1) 成長・発育の支援	P.83 ～ P.91
		(2) 配慮が必要な子どもへの支援の充実	
		(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進	
		(4) 児童虐待防止対策の充実	
		(5) 外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援	
	6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 《子育て期全般》	(1) ひとり親家庭等の仕事と子育ての両立の支援	P.92 ～ P.94
		(2) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進	
		(3) 育児中の親の再就職支援	
	7 子どもが安全に安心して暮らせる環境整備 《子育て期全般》	(1) 都市計画に基づくまちづくりの推進	P.95 ～ P.100
		(2) 安心して子育てできる住環境づくり	
		(3) 快適な公園環境の整備	
		(4) 安全な道路交通環境の整備	
		(5) 子ども等の安全の確保	
		(6) 子どもの意見を反映する仕組み	
		(7) 子どもの権利の普及・啓発	

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 子どもを地域で支援する子育てサービスの充実 <<妊娠期・出産期>>

主要事業・施策の表の見方

■進捗評価

A：達成及び概ね達成

B：達成に向け事業を実施中

C：停滞・未着手

D：廃止

(1) 保育体制の整備

すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、保育サービス量の充実、多様な保育要望への対応など、満足できる保育場所となるための取り組みや地域における子育て支援体制の整備を進めます。

主要事業・施策

①保育所における保育

事業概要	保護者等が仕事や疾病などのため、就学前の児童を家庭で十分に保育することができない場合に、適正な保育を実施し、児童の健全な育成を図るとともにその保護者等を支援する事業です。				
現状・課題・今後の取り組み	公立5か所、民間5か所の保育所があります。施設利用者数が減少する一方で、保育士不足に起因する待機児童は引き続き発生しており、人材確保が急務となっています。今後も待機児童解消に向けた取り組みを進めていきます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

②地域の実情等を踏まえた保育所等の確保

事業概要	今後の児童数の推移や利用希望、地域の実情を踏まえ必要に応じて保育所等の確保を行います。				
現状・課題・今後の取り組み	児童数や保育サービスに対する要望、地域の実情を踏まえ公立保育所の再編計画を実施しているところです。引き続き、適正配置・適正規模を見極め必要に応じて保育所等の確保に努めていきます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	市内在住又は市内小学校に在籍する1～6年生の児童を対象に、授業の終了後や学校休業日において、保護者が仕事・疾病等により児童の監護ができない場合に、小学校敷地内又は、保育施設等に設置した放課後児童クラブで預かり、適切な遊びや生活指導を行い、児童の健全な育成を図るとともに、その保護者等を支援する事業です。				
現状・課題・今後の取り組み	現在、11か所（公設民営（指定管理者）11）で放課後児童クラブを運営しています。平成29年度より指定管理者を導入しており、令和2年度より有料化で実施しています。 保護者が就業・学業・介護・入院等の理由で留守家庭になる小学生児童を預かり、授業終了後の放課後や学校休業日に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

④地域子育て支援センター事業

事業概要	保育園に併設され、主に未就園の乳幼児を持つ子育て中の親子を対象に、子ども同士のふれあいや、遊び場を提供したり、子育てに関する心配事の相談等について、直接あるいは電話で対応している施設です。				
現状・課題・今後の取り組み	市内に6か所（うち公立1か所）の子育て支援センターがあり、子育て親子に交流の場を提供したり、子育てに関する相談等を実施しています。今後、各子育て支援センターのより一層の充実に努めていきます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑤ファミリー・サポート・センター事業

事業概要	乳幼児や小学生等の児童のいる子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。				
現状・課題・今後の取り組み	ファミリー・サポート・センター事業は実施していませんが、社会福祉協議会が実施している在宅福祉サービス「せいむ」の中で、市民の方に協力会員になってもらい、児童や幼児の預かり等を利用者に対して行っています。課題としては、利用者や協力者の自宅での預かりのため、調整が難しく、協力者が自宅以外の公的な場所での預かりができる方策が望まれています。現在、水海道児童センターや三坂児童館、子育て支援センター等での預かりを検討しています。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

⑥乳児保育事業

事業概要	乳児保育とは、0歳児を対象とした保育です。				
現状・課題・今後の取り組み	公立保育所2か所、民間保育園5か所、認定こども園4か所、地域型保育事業2か所で乳児保育を実施しています。保育士不足に起因する待機児童が発生しており、人材確保が急務となっています。今後も0歳児保育の需要に応じ定員増に努めていきます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑦一時預かり保育・延長保育

事業概要	一時預かり保育とは、保護者の突発的な事由等により、児童の保育が困難になったときに、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。延長保育は、通常開所時間11時間を超えての保育事業です。				
現状・課題・今後の取り組み	一時預かり保育は補助事業で認定こども園4か所が実施しています。公立保育所では未実施であり地域差が生じています。（施設数に幼稚園型の実施施設を含む） 延長保育については、公立保育所3か所、民間保育園5か所、認定こども園4か所において預かり時間を超えての保育を実施しております。今後も利用希望に応じた一時預かりや延長保育の充実に努めていきます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑧病後児保育事業

事業概要	保育園等に通っている児童が、病気の回復期にあるため集団保育等が困難な期間、対象となる児童を、一時的に預かり保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的に行われている事業です。				
現状・課題・今後の取り組み	病後児保育事業は実施しておりませんが、今後も医療機関との連携を図り、必要に応じた対応をしていきます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	C	目標等	実施を検討

⑨障がい児保育事業の推進

事業概要	障がい児の年齢に適した保育の必要性を考慮し、また親の就労を容易にすることを考え、軽・中度の障がい児に対して保育所での受け入れ体制を充実させていきます。				
現状・課題・今後の取り組み	集団保育が可能な軽・中度の障がい児について、希望があれば全ての保育所で受け入れています。引き続き、人材確保を行い、手厚い保育の実施に努めます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	C	目標等	実施を検討

⑩ 保育所地域活動事業の推進

事業概要	児童の健全な成長を推進するため、保育施設における保育の中で、シルバークラブや女性団体等との世代間交流や異年齢児交流を行います。				
現状・課題・今後の取り組み	公立保育所及び民間保育園において、世代間交流、異年齢児交流を適宜実施しています。今後も保育施設を拠点として、事業を推進します。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑪ 認可外保育施設への指導・支援

事業概要	増加傾向にある認可外保育施設に対しては、児童の健全育成をもとに指導の徹底や保育情報を提供していきます。				
現状・課題・今後の取り組み	10か所の認可外保育施設があり、毎年、運営状況報告書の提出を求めると共に、年1回の立入調査を実施し指導監督を行っています。今後も児童の健全育成に資するための指導の徹底や保育情報の提供に努めていきます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑫ 認定こども園

事業概要	認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴となっています。				
現状・課題・今後の取り組み	民間4か所の認定こども園があります。今後も児童数や利用希望、地域の実情を踏まえ必要に応じて整備を検討していきます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

(2) 包括的な子育て相談体制の充実

子どものしつけや接し方など、子育てに不安や悩みを抱える親に対して、気軽に安心して相談できるようこども家庭センターや、保健センター、地域子育て支援センター、児童館等での相談体制を一層充実させ、きめ細かな対応ができるように努めていきます。

主要事業・施策

①相談機能の充実

事業概要	身近な場所で集い、悩みを分かち合うことができる環境づくりと同時に、子育ての中で生じる様々な問題に対して適切に対応できるよう、専門的なスタッフが支援する相談事業です。				
現状・課題・今後の取り組み	市内の子育て支援センターでは、子育てについての相談を行っています。育児家庭のサポートを行い、保護者の悩みや不安を取り除き公共の場で交流を図ることで、子育て家庭の孤立を防ぐ支援をしています。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

②教育相談室

事業概要	就学児以上の子どもや保護者を対象に、家庭教育や学校教育等に関する悩みや様々な問題等を気軽に相談できるように、電話相談や来所による相談を行っています。				
現状・課題・今後の取り組み	指導課及び適応指導教室「かしのきスクール」において、児童生徒及び保護者による来所相談並びに電話相談を受け、不登校問題・いじめの問題の解消や家庭教育力の向上に努めています。今後も気軽に相談できるような環境づくりに努めていきます。				
担当課	指導課	第2期計画の進捗	A	目標等	更に拡大

③家庭児童相談の充実

事業概要	家庭における児童の健全な育成を図るため、育児や生育等の各種相談・指導を行う事業です。				
現状・課題・今後の取り組み	子どもの相談や家庭相談に対し、関係機関と連携しながら必要な支援体制を構築するために家庭児童相談室を設置しています。家庭児童相談員による電話相談、来所による相談、必要に応じた家庭訪問など個別に対応を行い、子育ての不安解消や虐待の未然防止に取り組んでいます。今後も関係機関と連携を図り支援していきます。				
担当課	こども課 (こども家庭センター)	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

(3) 子育て情報提供の充実

子育て家庭等へ子育てに関する様々な情報が的確に提供されるよう、施設内の掲示物や、市ホームページ等を活用した情報提供を実施していきます。

主要事業・施策

① プレパパ・ママ教室

事業概要	出産を迎える妊婦に対し、妊娠・分娩・育児等に関する知識と助言を行い、不安や悩みの解消、また栄養士による食育指導や歯科衛生士による口腔衛生指導等を行います。また、父親になる人を対象に、妊娠に伴う妻の心や身体の変化を理解し、父親としての自覚を持ち、積極的に子育てに参加するように啓発します。				
現状・課題・今後の取り組み	プレパパ・ママ教室（妊娠期編/出産・育児編）を年間8回実施しています。保健師・栄養士・歯科衛生士による助言・指導の他、参加者同士のコミュニケーションの場・情報交換の場にもなっています。妊娠期編では妊婦シミュレーターを使った疑似体験、出産・育児編では沐浴体験を希望者に行っています。 参加者の声を反映して、令和6年度より多くの方に参加していただくために教室の半数を日曜日開催としたところ、より多くの方に参加していただくことができました。日数が限られているため、受講できない場合や外国籍の妊婦には、個別の対応などを検討する必要があります。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

② 子育てガイドブックの作成・配布

事業概要	子育てに関する施設や各種子育て事業についての情報提供の充実に向け、子育てガイドブックを作成し、子育て家庭に配布します。				
現状・課題・今後の取り組み	子育てに関する施設や各種手当などの情報を掲載した子育て支援情報紙の作成を検討し、情報提供の充実に努めていきます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

③ インターネットによる子育て情報の提供

事業概要	インターネットを活用した情報提供は、有効な手段のひとつであるため、情報の集約と迅速な提供ができる体制を確立し、子育て支援サービス、保育サービスの効果的・効率的な情報を提供します。				
現状・課題・今後の取り組み	子育てに関する施設や各種手当の情報のほか、子育て支援センターの行事予定などについてもインターネットを活用し情報提供しています。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

④家庭教育応援ナビ「すくすく育て いばらきっ子」の活用

事業概要	親と子どもの共育ちに向け、子どもの発育・成長段階にあわせた、問題、課題への基本的な対応方策等の情報を掲載した子育てアドバイスブック「クローバー」の配布、令和3年度からは、家庭教育応援ナビ「すくすく育て いばらきっ子」を活用しています。				
現状・課題・今後の取り組み	各小学校で開催する家庭教育学級や就学時健康診断の際に、茨城県教育委員会が発行する子育てアドバイスブック「クローバー」（就学前から小学4年生の子をもつ保護者向け）の配布や、令和3年度からは、家庭教育応援ナビ「すくすく育て いばらきっ子」の紹介を行い、親としてのあり方や子育ての心得等の学習の機会に活用しています。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑤子育て支援総合コーディネート事業の導入（利用者支援事業）

事業概要	地域における多様な子育て支援サービスを支援するため、子育て支援総合コーディネーターの設置を推進します。				
現状・課題・今後の取り組み	現在、子育て支援総合コーディネート事業（利用者支援事業）は実施していませんが、今後、要望に応じて、実施を検討していきます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	C	目標等	実施を検討

（４）地域における子育て支援のネットワークづくり

子育てを地域全体で支えていくためには、地域において子育てをサポートしている様々な人や組織が連携し、有機的に機能していくことが重要です。地域における多様な子育ての要望に対応できるよう、子育て支援活動の充実と子育て活動のネットワーク化の充実に努めていきます。

主要事業・施策

①子育て広場

事業概要	子育て中の親子の仲間づくりや母親たちの情報交換の場としての「出会いの場」「いこいの場」づくりを支援します。				
現状・課題・今後の取り組み	市街地整備の検討を含め、関係各課と連携を図りながら今後も子育て親子の「出会いの場」「いこいの場」づくりを支援していきます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

②子育てネットワーク

事業概要	市内で活動している「子育て支援ボランティア」及び「子育てサークル」が連携し、ともに支えあう、地域に根ざした活動の活性化に努めていきます。				
現状・課題・今後の取り組み	子育て世代が自由に交流できる場として、地域交流センター5階を開放しています。また、これらのスペースを活用して親子参加型のイベントや体験学習等を開催し、保護者がともに学ぶことを通じて教育力の向上とコミュニケーションの円滑化を図っています。				
担当課	こども課 生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

③子育てボランティアの養成

事業概要	子育てサークル活動のサポートや、イベント時等の保育、児童館などで特技を活かした遊びの指導、絵本の読み聞かせなどの子育てボランティアの育成事業です。				
現状・課題・今後の取り組み	子育て支援センターでは、子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会を実施したり、子育てサークルに活動場所を提供したりしています。また、児童館では近所の方を講師として遊びやものづくりの指導を行っています。今後は、高齢者の方への声かけを行い、幅広い世代での子育てボランティアの養成を目指していきます。				
担当課	こども課 社会福祉協議会	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

④ブックスタート事業

事業概要	12か月児健診の際にボランティアが赤ちゃんに絵本の読み聞かせを行い、絵本・図書館の利用案内・読み聞かせのアドバイス集などが入ったブックスタートパックをプレゼントし、親子の触れ合いの時間を提案する事業です。				
現状・課題・今後の取り組み	保健センターと石下総合福祉センターで行われている12か月児健診の際に、図書館職員と図書館ボランティアによる絵本の読み聞かせを行い、受診者に絵本を1冊プレゼントしています。健診受診者のほぼ全員が参加しており、好評ですが、ボランティアの確保が課題となっています。				
担当課	図書館	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

⑤赤ちゃんとあそぼう

事業概要	第3水曜日（6・8月を除く）に図書館児童コーナー内の絵本サークルで、手遊びや童歌などを交えて、絵本を使った赤ちゃんとの触れ合いを楽しんでもらう場を提供し、自宅でも活用してもらえるよう、使用した本の貸出も行っています。				
現状・課題・今後の取り組み	毎月プログラムを考え、絵本の読み聞かせや手遊びや童歌など、親子で楽しく過ごせる時間を提供しています。これを機会に本を借りてくれる参加者も多く、好評です。				
担当課	図書館	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

⑥絵本の読み聞かせ

事業概要	第2・第3・第4日曜日に図書館児童コーナー「おはなししつ」で図書館登録のボランティアと協力団体による「おはなし会」を開催しています。また、学校・保育施設に派遣日の要望調査を行い、ボランティアを派遣して読み聞かせを行っています。				
現状・課題・今後の取り組み	図書館の「おはなし会」では、参加者にスタンプカードを配布し、10個スタンプが貯まったお子さんへ記念写真をプレゼントしています。学校等への派遣についても好評ですが、ブックスタートと同様ボランティアの確保が課題となっています。				
担当課	図書館	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

⑦学校図書館への配本・児童施設への巡回貸出の充実

事業概要	公立小学校・保育施設への図書の巡回貸出を行い、教育現場での児童書の有効利用に寄与する事業です。				
現状・課題・今後の取り組み	平成26年2月から市内の小・中学校（希望校11校）へ順次1年の配本貸出をしています。また、保育施設（希望施設6施設）には、貸出スケジュールにより、本50冊を2か月間の巡回貸出をしています。貸出に向けて十分な図書資料の確保が課題となっています。今後も全体的な図書の充実に努めていきます。				
担当課	図書館	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

(5) 子どもを社会で育てる意識の醸成

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考えるとともに、子どもを生み育てることに関心を持ち、それぞれの立場に応じた役割を果たせるよう、様々な情報を提供し意識の啓発に努めていきます。

主要事業・施策

①子育てに関する意識の啓発

事業概要	子育てに関する様々な情報を利用者の立場に立って「受け取りやすく」「利用しやすい」形で、情報格差による不利益が生まれないように配慮しながら、子育て支援センターや児童館等で情報提供や意識の啓発を行います。				
現状・課題・今後の取り組み	子育て支援センターや児童館、保健センター（乳児訪問、乳幼児健康診査・教室、子育て相談等）で情報提供や意識の啓発を図っています。今後も情報提供の充実に努めていきます。				
担当課	こども課 保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

(6) 親になるための学習環境の整備

子育て中の親に対しては、子どもだけでなく親も一緒に育っていくという視点に立ち、安心して子育てができるよう学習機会や相談機会の充実に努めていきます。また、次代の親となる子どもに対しては、子どもを産み育てる喜びを実感できるよう世代間交流機会等、親になるための学習環境の整備に努めていきます。

主要事業・施策

①子育て講座・子育て講演会

事業概要	幼稚園・保育所での保育参観日等に、講師を派遣し、子育て講演会を開催します。また、学校公開日、行事等において子育てに関する話を聞く機会を設け、子育て理解の一助としていきます。				
現状・課題・今後の取り組み	子育て支援センターでは、保育所の保護者が多く集まる日を利用して、講師を派遣し、子育てに関する講演やワークショップを開催しています。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

②健康教育・健康学習（赤ちゃんふれあい体験）

事業概要	健康教育・健康学習及び保育所等の職場体験の開催に併せて、小中高の児童や生徒が赤ちゃんとのふれあい体験の機会となるよう開催方法を検討し実施していきます。				
現状・課題・今後の取り組み	コロナ禍で職場体験や保育実習が未実施となっていました。市内各校において少しずつ職場体験が再開してきています。中学生が保育実習や職場体験を通して、保育所等の子どもたちと触れ合うよい機会となっています。				
担当課	こども課 保健推進課 指導課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

③家庭教育に関する学習機会の充実

事業概要	近隣との交流や子育て等、家庭教育を充実するため、保育所や幼稚園、小学校との連携により、様々な学習機会を設置し、豊かな学習環境を充実します。				
現状・課題・今後の取り組み	小学1年生・中学1年生の保護者を対象に「家庭教育学級」を実施しています。食の大切さ・人権問題・携帯電話・親子の活動・読み聞かせ・性教育についてなど、各学級が楽しく学び合える機会を設けています。今後も家庭教育に関する学習会の開催を検討していきます。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

基本目標2 子育て世代の定住促進 <<妊娠期・出産期>>

(1) 子育て世帯への支援金の支給

本市では、下記の支援金を独自に支給しています。

今後も、子育て世帯への支援を続けるとともに、子育て世代の定住人口の増加策を検討し、充実させていきます。

主要事業・施策

①ツナグ未来誕生祝福金

事業概要	次代を担う新たな命の誕生を祝福するとともに、子どもの健全な育成を促すことを目的とし、新生児が産まれた家庭に出産祝金を支給しています。支給額は、第1子30,000円、第2子50,000円、第3子以降1人につき100,000円支給します。				
現状・課題・今後の取り組み	近年は、出生数の減少等により、祝金受給者は減少傾向にあります。令和6年度より、「出産祝金」から「ツナグ未来誕生祝福金」へ制度改正を行い、子育て世帯への支援拡充を行いました。今後も事業や金額等の見直しを図りながら子どもの健全な育成を推進します。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

②多子世帯子育て応援金

事業概要	経済的負担の軽減を図るとともに、安心して子育てができる環境づくりを推進し、少子化対策につなげる目的とし、3子以降の子の保護者に対し、第3子10,000円、第4子20,000円、第5子以降1人につき30,000円を支給していました。				
現状・課題・今後の取り組み	法改正による児童手当の拡充により、本事業の内容と拡充内容が重複していることから、本事業を廃止とします。 今後の事業展開として、「①ツナグ未来誕生祝福金」の支給により子育て世帯への支援を推進します。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	D	目標等	

③いきいき住マイル支援補助金（旧いきいき子育て住宅支援補助金）

事業概要	子育て世帯による市の分譲宅地における住宅新築を支援する「いきいき子育て住宅支援補助金」制度を見直し、平成29年4月から令和2年12月までの期間を定め、新たに「いきいき住マイル支援補助金」制度を開始しました。 この制度は、市の分譲宅地に限らず、若年夫婦世帯及び子育て世帯の住宅取得及び改修、三世帯同居及び近居を支援することで転出抑制及び定住促進を図ることを目的とし、要件に応じて10万円から100万円までの範囲で補助していました。また、新築住宅を取得した方については、住宅に係る固定資産税相当額についても課税される年度から3年度にわたり補助していました。				
現状・課題・今後の取り組み	本制度により、本市の「転出抑制及び定住促進」に寄与しましたが、復興計画と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が期間満了となる令和6年度をもって終了となりました。今後、新たな定住促進策を検討していきます。				
担当課	都市整備課	第2期計画の進捗	D	目標等	

基本目標3 親と子どもの健康の増進と確保の支援

《乳児期・幼児期》

(1) 出産や育児不安への相談体制の充実

心身の変化が著しい時期である妊娠・出産期において、母親の心身の健康を保持し、安心して妊娠、出産できる快適な環境を確保することが必要です。妊産婦の健康づくり支援とともに、健やかな妊娠期を過ごすことができる環境づくりなど、安全で快適な妊娠・出産の支援が求められています。

また、不妊で悩む夫婦に対する支援の充実に努めていきます。

主要事業・施策

① 母子健康手帳の交付

事業概要	妊娠、出産、育児の状態を記録し、活用ができるように、妊娠届出をした方へ母子健康手帳を交付します。				
現状・課題・今後の取り組み	こども課、暮らしの窓口課、保健推進課において、母子健康手帳の交付をしています。交付後に保健師が個別面談を実施して現在や今後の不安等の聞き取り等を行い、出産・育児の見通しを立てています。また、同時に出産応援交付金の申請を行っています。妊娠8か月頃にはアンケートを行い、必要に応じ継続して訪問・面談・電話等で対応しています。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

② 出産応援給付金（令和7年度から「妊婦のための支援給付」へ変更となります）

事業概要	妊娠届出をし、保健師との面談実施後に、申請により出産応援給付金 50,000 円を支給しています。				
現状・課題・今後の取り組み	妊娠期から子育て期まで保健師が継続的に相談を受ける「伴走型相談支援」と出産にかかる費用負担の軽減のための「経済的支援」を一体的に行っています。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

③ 子育て応援給付金（令和7年度から「妊婦のための支援給付」へ変更となります）

事業概要	出産届出をした後に、保健師の「赤ちゃん訪問」による面談実施後に、申請により子育て応援給付金 50,000 円を支給しています。				
現状・課題・今後の取り組み	妊娠期から子育て期まで保健師が継続的に相談を受ける「伴走型相談支援」と出産にかかる費用負担の軽減のための「経済的支援」を一体的に行っています。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

④プレパパ・ママ教室

事業概要	父親になる人の参加時には妊婦体験ジャケット着用による疑似体験をしてもらい、妊婦の不便さを共感することでコミュニケーションのきっかけをつくり、家庭内での協力体制ができるよう指導しています。また、参加者同士のコミュニケーションの場・情報交換の場ともなっています。				
現状・課題・今後の取り組み	プレパパ・ママ教室（妊娠期編/出産・育児編）を年間8回実施しています。保健師・栄養士・歯科衛生士による助言・指導の他、参加者同士のコミュニケーションの場・情報交換の場にもなっています。妊娠期編では妊婦シミュレーターを使った疑似体験、出産・育児編では沐浴体験を希望者に行っています。 参加者の声を反映して、令和6年度より多くの方に参加していただくために教室の半数を日曜日開催としたところ、より多くの方に参加していただくことができました。日数が限られているため、受講できない場合や外国籍の妊婦には、個別の対応などを検討する必要があります。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑤乳幼児教室・育児教室

事業概要	各種教室において、専門家による相談を行い、不安の解消に努めその充実を図ります。また、母親だけでなく、父親・祖父母等についても育児指導を行います。発達に応じた乳幼児教室の充実を図っています。				
現状・課題・今後の取り組み	各種教室において、子どもの発育・発達や家庭環境、予防接種等の状況確認をしています。また、面接相談にて育児についての助言をし、不安の軽減・解消に努めています。今後も育児不安を解消するために、乳幼児の適切な時期に事業を実施していきます。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑥産後ケア事業

事業概要	産後 12 か月未満の産婦のうち、家族等から十分な支援が受けられず家事育児等の日常生活を送ることが困難な場合や、体調や育児に不安等がある場合、医療機関等においてショートステイ・デイケアを実施し、必要な支援を行います。				
現状・課題・今後の取り組み	令和6年度からは、産後 12 か月未満までと利用できる月齢が拡大し、自己負担額についてもショートステイで利用料の 1/10 から 2,500 円引いた額（デイサービスの場合は 2,000 円引いた額）と利用しやすくなりました。（利用日数 5 日間） 年々産後ケアを利用する産婦が増加傾向にあります。 医療機関と連携した継続支援として入院中の状況により産後退院と同時にショートステイにつないでいます。また、赤ちゃん訪問時に状況を確認し、育児不安や支援者不足、体調面で支援を必要とするケースをつなげています。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑦育児相談

事業概要	保健師・栄養士等が、母親等の育児に対する不安や悩みを解消するため、随時支援します。				
現状・課題・今後の取り組み	就学前の乳幼児を対象とした子育て相談の場を定期的に設けているほか、電話や来所による相談等を行い、発育発達や家庭環境、予防接種等の状況確認をしながら、個別相談にあたっています。また、年中児を対象とした5歳児健康相談を実施し、必要に応じ発達相談等の事業につなげることで、就学に向けた困り感の解消を図っています。今後も気軽に相談できる体制を整えていきます。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑧妊産婦・新生児・乳幼児訪問

事業概要	保健指導が必要な妊産婦・新生児・乳幼児に対して、保健師が家庭訪問を行い、母親等の育児不安や悩みの軽減、虐待の予防に努めるとともに、相談、健康診査等への参加につなげ、適切な育児が可能となるよう支援します。				
現状・課題・今後の取り組み	「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として、市の保健師による出生児全戸訪問を実施し、乳児の発育発達状態確認や育児相談を行っています。また、妊娠届出時の個別面談や妊産婦健康診査の結果、本人及び関係機関からの連絡等により適宜対応するほか、乳幼児健康診査の事後フォローも含めて、妊娠期から始まる妊婦等包括相談事業の一環として、母子に寄り添った支援を心がけています。今後も育児不安、悩みの軽減、虐待の予防に努めていきます。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

(2) 子どもや親の健康の確保

子どもは健康な家庭で健やかに育ちます。子どもや親の健康の確保に向け、子どもの成長にあわせ、親と子の健康づくりを推進していきます。

主要事業・施策

①妊婦健康診査事業

事業概要	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付し、健診受診の徹底を図り、妊娠中の異常の発見、早期治療に努めます。また、母子の健康保持を図り、安心して出産を迎えられるよう支援します。				
現状・課題・今後の取り組み	16回分の「妊婦健康診査受診票」を交付し、健診費用の経済的負担軽減を図るとともに、母子の健康保持に努めています。また、令和6年度より多胎妊娠された場合には、1回あたり5,000円を上限に5回まで、健診費用を助成しています。今後も妊婦健康診査受診率の向上に努めていきます。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

②産婦健康診査事業

事業概要	母子健康手帳交付時に産婦健康診査受診票を交付し、健診受診の徹底を図り、産後うつ等の早期発見に努めます。また、医療機関と連携を密にすることで、ハイリスク産婦への早期支援を行います。				
現状・課題・今後の取り組み	産後2週間、1か月時の産婦健康診査を助成しています。産後、うつ傾向にある産婦や、支援不足、育児不安など要支援産婦については、医療機関と連携を図りながら、必要に応じ産後ケアや早期の家庭訪問等につなげています。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

③乳児健康診査事業

事業概要	乳児の発育状況等の確認を行い、発育や育児、離乳食等の相談を実施し、母子の健康増進を図ります。また、受診券を交付し、健康診査の徹底を図り、受診率の向上に努めます。				
現状・課題・今後の取り組み	3～5か月児を対象とした集団の乳児健診を実施しています。また、9～11か月児を対象とした乳児健診を受診できる「乳児一般健康診査受診票」を交付し、受診勧奨に努めています。集団の乳児健診と併せ医療機関で健診を受けることで、母子の状況確認と異常の早期発見につなげています。今後も乳児の異常の早期発見の重要性を周知し、受診率の向上に努めていきます。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

④幼児健康診査事業

事業概要	幼児の発達段階の節目ごとに、身体の発育及び精神発達の面から、医師・歯科医師等による総合的健康診査を実施し、その結果に基づき、適切な指導及び措置を行います。 未受診者対策の徹底を図るとともに、経過観察児のフォロー体制の充実、栄養士による個別指導を実施し、幼児食の確立を目指します。				
現状・課題・今後の取り組み	発達段階に応じ定期的に健診を受けてもらうことで、母子の健康状態の確認や異常の早期発見・早期対応につなげています。令和5年度からフッ化物塗布を1歳6か月児健診、3歳児健診、3歳6か月児歯科健診で開始しました。特に3歳6か月児歯科健診では歯予防だけでなく、発達面の確認の場として、実施しています。各健診において、未受診者にはハガキ・電話・訪問等で受診を促し、引き続き受診率の向上に努めていきます。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

⑤感染症予防（予防接種）事業

事業概要	実施医療機関の拡充を図るとともに、予防接種に関する知識の普及と周知に努めます。				
現状・課題・今後の取り組み	訪問や乳幼児健康診査・教室等を通して、接種勧奨に努めています。接種状況に応じ個々にあった接種方法を説明し、スムーズに実施できるよう図っています。また、種類により未接種者に対し勧奨ハガキを郵送しています。更に予防接種法の改正があった場合は、速やかに住民に周知しており、任意接種を含め今後も予防接種率の向上に努めていきます。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑥事故防止等啓発事業

事業概要	身体面、健康面、食育面それぞれの発達段階に合わせた事故防止情報の提供と啓発活動を充実します。				
現状・課題・今後の取り組み	訪問や乳幼児健康診査・教室等を通して、発達段階にあわせた情報・実践方法を伝え、また施設内の掲示物等でも注意喚起することで、事故予防に対する意識の向上と啓発に努めています。また、施設内の環境を整え、事故防止につなげています。今後も発達段階にあわせた事故防止情報の提供と啓発を推進していきます。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑦小児医療福祉費の支給

事業概要	出生から高校生相当年齢までの子どもがいる保護者を対象に医療費を助成します。また、健康の保持と生活の安定を図り、少子化対策の一助となるよう努めます。				
現状・課題・今後の取り組み	健康の保持と生活の安定を図り、また少子化対策の一助となるよう、茨城県と市で助成しています。				
担当課	健康保険課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑧妊産婦医療福祉費の支給

事業概要	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦を対象に医療費を助成し、今後の少子化対策の一助となるよう推進します。				
現状・課題・今後の取り組み	妊娠の継続と安全な出産のため、また、少子化対策の一助となるよう茨城県と市で助成しています。				
担当課	健康保険課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑨小児救急医療体制の充実

事業概要	医療機関との協議により、小児救急医療体制を充実させ、市民の医療不安解消に努めます。				
現状・課題・今後の取り組み	休日や夜間における小児救急患者の医療を確保するために、協力病院が輪番で診療を分担しています。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

(3) 食育（食農教育等）の推進

食生活は栄養という面だけでなく、生活習慣、親子の関係などにも波及する問題であるため、食育の重要性が見直されています。子どもの豊かな心と健やかな心身を育むために、子どもに食事の大切さを教え、良い食習慣を身につけるよう地域ぐるみで食生活の改善に取り組んでいきます。

主要事業・施策

①乳幼児健診教室

事業概要	各種乳幼児健診・教室において、月齢にあった食事の重要性を指導し、望ましい食習慣を早期から習得できるよう、内容の充実に努めます。				
現状・課題・今後の取り組み	乳幼児健診や教室・相談等で食習慣を把握し、助言や指導を実施しています。離乳食教室では月齢に応じた具体的な形状や味についても理解を深められるように指導をしています。コロナ禍で離乳食の試食を休止していたため、今後もより分かりやすい内容を伝えられるよう教室の充実に努めていきます。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

②食生活改善推進員の育成

事業概要	食生活改善推進員は、地域の食育、食習慣改善の実践者であり、食生活に関する知識の普及と啓発に向け、推進員を育成します。				
現状・課題・今後の取り組み	食生活改善推進員全体の数が減少しているため、今後も幅広く活動できる推進員の募集、育成に努めていきます。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

③幼稚園・小中学校におけるさまざまな食体験の推進

事業概要	子どもたちに、望ましい食習慣や栄養の知識を身につけてもらえるように、保育施設や学校等での給食等を通じて様々な食体験（地域の野菜を使用した料理作り等）の機会づくりを行います。				
現状・課題・今後の取り組み	栄養教諭による食育指導を市内小中学校の全校で実施しています。また、給食だよりを各校で発行し、児童生徒及び保護者に対し、食に関する情報提供を行っています。				
担当課	指導課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

④食育事業の推進

事業概要	食生活改善推進員の活動として、親子で行うキッズクッキングを実施し、食育指導を推進しています。				
現状・課題・今後の取り組み	食生活改善推進員の活動として、親子で行うキッズクッキングを実施し、地産地消をはじめ食育指導を推進していきます。				
担当課	保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

基本目標4 子どもの学び環境の整備・充実 ‹‹学齢期・思春期››

(1) 子どもの活動の場や機会の確保

子どもや青少年が安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努め、自立心や仲間意識等を養うとともに、地域で活動することの楽しさを体感できる機会を拡充していきます。

主要事業・施策

① 児童館活動

事業概要	児童館は、子どもたち誰もが利用できる遊びの場として、また、子どもと保護者同士の交流の場として多くの人に利用されています。親子教室や絵本などの読み聞かせ、小学生のクラブ活動など様々な活動を展開しています。また、保護者の何でも相談や母親クラブ等の活動も行っています。				
現状・課題・今後の取り組み	水海道地区に、2か所の児童館が設置されています。石下地区には児童館が未設置の状況です。今後は市民の希望を把握しつつ、既存施設を活用した有効利用を促進するための検討が必要となっています。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

② 青少年の居場所づくり

事業概要	地域の人たちの協力を得て、放課後や休日に学校・児童館、公共施設等を活用して小・中・高校生がスポーツや文化活動などで多彩な活動ができるよう取り組んでいます。また、夜の学習や活動の場として公共施設の提供を計画し、青少年の活動場所の拡大を図っていきます。				
現状・課題・今後の取り組み	スポーツや文化活動などへの支援を積極的に進めるために、地区の公民館などの社会教育施設を提供しています。今後も青少年の活動場所を積極的に提供し支援していきます。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

③放課後の子どもの居場所づくり

事業概要	学校や児童館等をはじめとした公共施設等を活用し、放課後及び休日の子どもの居場所づくりに向けて、家庭・学校・地域・行政が一体となって取り組みます。				
現状・課題・今後の取り組み	放課後子供教室については、小学校9校が各地区のボランティアの協力のもと実施しています。ボランティア不足などの理由により実施できない小学校があることから、地域の方々に協力の呼びかけを行い、市内全小学校において実施できることを目指します。				
担当課	生涯学習課 こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

④学校施設開放事業

事業概要	地域と連携し安全で安心できる学校開放のあり方を模索し開放を一層推進していきます。				
現状・課題・今後の取り組み	市内全小中学校の体育施設（体育館、校庭、武道館）を開放し、市民のスポーツ活動の場として提供しています。今後も小学校等の開放事業を実施していきます。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑤子ども会活動応援

事業概要	各地域で結成されている子ども会が子ども・指導者を中心として自主的に活動し、仲間づくりや異年齢交流の場となるよう支援します。				
現状・課題・今後の取り組み	各地区単位子ども会を対象とした指導者研修会の開催支援やイベント用品・遊具等の備品貸与を実施しています。今後も子ども会活動の充実に向けた支援に努めていきます。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑥子どもの地域活動の支援

事業概要	スポーツ少年団やボーイスカウトなど様々な地域活動が展開されています。子どもの地域活動団体の連携を密にして子どもたちが多様な活動に参加できる機会を拡充します。				
現状・課題・今後の取り組み	少子化や子どもたちの生活の多様化により、各団体に所属する団員の人数が減少しています。今後は各団体の活動が子どもたちにとって魅力あるものになるよう、団体の活動の支援に努めていきます。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑦青少年ボランティア活動推進事業

事業概要	市内で活動するボランティアと関係各機関の連携を強化し、青少年のボランティア育成と活動の拡大に努めます。				
現状・課題・今後の取り組み	「常総リーダース高校生会」が、令和2年度終了時に会員が0名となり、それ以降は休止となっています。リーダース高校生会の再開、または各事業ごとのボランティア募集等、実状に沿った形式の事業を検討していきます。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	C	目標等	実施を検討

⑧高齢者とのふれあい事業

事業概要	定期的に地域または福祉施設等で高齢者との交流機会を創出するなど、様々な機会を活用して高齢者とのふれあい活動を推進します。				
現状・課題・今後の取り組み	保育施設では、行事の一環として、近隣の高齢者福祉施設に出向いたり、地域のシルバークラブとの交流など、高齢者との交流を図っています。介護予防の推進のため、今後も高齢者と子どもの交流の機会は必要であり、子どもの健全育成の観点から、継続して支援していきます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑨スポーツ少年団活動の支援

事業概要	心身ともに健やかに健康に成長することを願って、スポーツ少年団活動への支援を行います。				
現状・課題・今後の取り組み	少子化や子どもたちの生活の多様化により、各団体に所属する団員の人数が減少しています。今後は各団体の活動が子どもたちにとって魅力あるものになるよう、団体の活動の支援に努めていきます。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑩スポーツ教室の開催

事業概要	心身ともに健やかに健康に成長することを願って、スポーツ教室を開催し、スポーツの活性化を図ります。				
現状・課題・今後の取り組み	スポーツに参加する楽しみとスポーツを通して学ぶ礼儀やコミュニケーション能力を養うため、毎年、柔道教室、ジュニアハンドボール教室、卓球教室、ジュニアゴルフ教室、ジュニアバドミントン教室を開催しています。今後もスポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的とし、スポーツ教室を開催していきます。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑪ 夏休みの子どもの居場所づくり

事業概要	青少年が様々なボランティア活動や体験活動に参加できる機会を拡充します。				
現状・課題・今後の取り組み	児童館は、地域の子どもたちの交流の場として、放課後児童クラブは、留守家庭等の児童育成支援として、夏休みも子どもの居場所づくりを推進しています。子ども会育成連合会主催のサマーキャンプは、スタッフ不足や食物アレルギーへの対応などの理由により、令和2年度からは実施していません。実状に沿った運営方法等を考慮しながら、サマーキャンプの再開について検討します。				
担当課	こども課 生涯学習課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

(2) 生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進

次世代の親の育成と豊かな人間性の伸長に向けた多様な教育活動と開かれた学校づくりを推進していきます。そして、子ども自身が生きる意義を認識するとともに、個性・可能性を伸ばし、自ら考え学ぶ意欲など、生きる力を育むことができるよう、きめ細かな教育を推進していきます。

主要事業・施策

① 職員の資質の向上

事業概要	多様な教育活動・保育活動等に対応するため、子どもに関する関係機関等による合同研修の実施や知識の共有化等、職員の資質の向上を図ります。				
現状・課題・今後の取り組み	学校教諭については、授業公開や年間3回程度の教員向け研修会（JOSO 教員アカデミー）へ参加することにより、資質の向上を図っています。また、市内幼児教育施設及び小学校教諭の合同研修会を開催するなど、資質の向上を図っています。今後も職員の資質の向上に努めていきます。				
担当課	こども課 指導課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

② 確かな学力の向上

事業概要	「学力向上フロンティア事業」（現在は、学力向上推進プロジェクト事業）の趣旨を継続し、成果を活かして児童の学力向上に努めます。基礎、基本を身につけ、自ら学び、考える力を育むためにＴＴ（チーム・ティーチング）指導、少人数指導の充実を図ります。また、教職員の資質の向上を図ります。				
現状・課題・今後の取り組み	「常総ほっとスタディ教室」では、市内の小学４年生から６年生を対象に、無料で学習指導を実施しています。平日の３日間は、水海道小学校・豊岡小学校・絹西小学校・岡田小学校・石下小学校で実施し、土曜日は市立図書館・豊田文化センターで実施しています。 また、教職員は各種学校訪問や校内研修等を通して授業改善を図り、資質向上に励んでいます。				
担当課	指導課	第２期計画の進捗	A	目標等	継続

③ 学校支援等事業

事業概要	各学校・幼稚園及び保育施設・児童館と地域社会の連携の強化を図ります。				
現状・課題・今後の取り組み	各学校では、資源物回収、防災訓練等の学校行事について、地域の方に参加していただけるよう区長を通じた案内や、広報紙により周知しています。				
担当課	指導課	第２期計画の進捗	B	目標等	継続

④ 開かれた学校づくり

事業概要	学校と地域社会の連携の強化に努め、特殊な技能を持った地域の人材登用など学びの場を拡充します。				
現状・課題・今後の取り組み	学校ホームページを通して学校での出来事や子どもたちの活躍の様子を公開しています。また、学校だよりを通して地域・家庭に発信しています。今後は地域の人材をゲストティーチャーとして活用し、授業を実施していただくよう取組を進めます。				
担当課	指導課	第２期計画の進捗	B	目標等	継続

⑤体験活動事業

事業概要	小中学校の農業体験や職場体験、宿泊体験等の社会学習機会の充実を図ります。				
現状・課題・今後の取り組み	小中学校では、あすなろの里を活用した宿泊体験や、職場見学・職場体験を行い、充実した社会学習を計画・実践しています。今後も体験活動の充実を図っていきます。				
担当課	指導課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑥環境教育

事業概要	子どもたちの環境問題への意識啓発と体験学習として、市の自然環境を観察し環境問題を理解してもらう機会の拡充を図ります。自然環境と家庭環境などの身近な場面から環境問題を考え、子どもたち自身が意識改革を図り、大人たちへも波及していくように環境教育の充実を図ります。				
現状・課題・今後の取り組み	NPO 法人エコレンによる環境教育の出前授業を通して、児童生徒の環境に対する意識の向上や環境を大切にする行動の実践につながっています。また、文部科学省の原子力・エネルギー教育支援事業の補助を受け、エネルギー・環境教育について充実を図っています。今後も環境教育の充実を図っていきます。				
担当課	指導課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑦文化活動や鑑賞機会の充実

事業概要	子どもたちに生の演劇や音楽鑑賞等の機会を拡充し、豊かな知性と情操を高めます。				
現状・課題・今後の取り組み	市の文化祭、地区の公民館まつりなど、活動及び鑑賞の機会を提供しています。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑧不登校・引きこもり児童・生徒への対応

事業概要	非行やいじめ、不登校などの解消や予防のために、児童生徒本人・保護者を対象に、スクールカウンセラーによる適切な指導や相談活動などの充実を図ります。今後においては、中間施設としての適応・指導施設の設置を視野に入れ推進します。また、教育相談連絡協議会により、心の教育相談室、市教育相談員、スクールカウンセラーの連携を強化し、的確な相談活動を推進します。				
現状・課題・今後の取り組み	適応指導教室「かしのきスクール」を設置し、児童生徒及び保護者を対象に、不登校問題・いじめ問題の解消に向けて相談活動を行っています。また、心の教室相談員を中学校に配置し、中学生の心のケアを図っています。さらに、学校と適応指導教室・心の教室相談員との連携を深めるために、適応指導教室連絡協議会及び常総市生徒指導部員連絡協議会を開催しています。				
担当課	指導課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑨将来の国際人づくり

事業概要	幼稚園からの国際教育及び小中学校における外国語教育の推進を検討していきます。				
現状・課題・今後の取り組み	小学校中学年で外国語活動、高学年での外国語科には、授業のすべての時間に ALT（外国語指導助手）を配置し、外国語教育の充実を図っています。また、中学校英語科でも、ALT との T T（チーム・ティーチング）の時間を増やしました。さらに幼稚園訪問も月1回行い、早期から楽しみながら英語に触れる機会を作っています。				
担当課	指導課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑩運動部活動の支援

事業概要	健康支援のため、また、児童生徒の学校生活のため、運動部活動の活性化に努め、より良い指導者を導入するなど各学校の希望に対応します。				
現状・課題・今後の取り組み	部活動指導員、外部コーチを積極的に取り入れ、専門的な技術指導が充実するよう心がけています。今後は、学校部活動の地域移行を進めるために、より良い指導者を地域部活動の指導者として導入するなどの取組を進めます。				
担当課	指導課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

⑪ 青少年相談事業の推進

事業概要	各種の悩み等を抱える児童生徒及び青少年への支援を目的として、青少年相談員と関係機関との相互連携を強化していきます。				
現状・課題・今後の取り組み	特別青少年相談員・青少年相談員で、街頭指導や悩み相談事業を実施しています。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑫ 少年の立ち直り支援事業

事業概要	様々な事情等から不登校や非行に向かってしまった少年を立ち直らせるため、少年サポーター制度を設立し、次世代育成支援に努めます。				
現状・課題・今後の取り組み	適応指導教室「かしのきスクール」において、不登校状況にある児童生徒の社会的自立、学校復帰を目指した支援を行っています。今後も次世代育成支援に努めます。				
担当課	指導課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑬ 道徳教育時間の確保

事業概要	人とのつながりの希薄化を防ぎ、個人個人の抱える心の問題を解決するため、学校は、道徳時間を確保し、道徳教育の充実を図ります。				
現状・課題・今後の取り組み	計画訪問・要請訪問を通して、考え議論する道徳の時間の在り方について、また、本音で語り合い、多様な考えに触れながら、自己の生き方について考えを深められる指導法について指導・助言を行っています。道徳は、「特別の教科 道徳」となり、年間 35 時間実施しています。				
担当課	指導課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑭ 有害サイト対策推進事業

事業概要	児童を取り巻く環境の悪化による、児童生徒の危機管理についての意識を改善するため、講演会の実施や、学校においては、授業のテーマに取り上げるなど健全育成対策を推進します。				
現状・課題・今後の取り組み	有害情報対策として、各学校において、子どもたちに携帯電話やインターネットの利用や活用の方法、また危険性などについて学ぶ機会を提供しています。今後も児童生徒の危機管理意識の高揚のため、講演会の実施や授業での学習を通じて事業を実施していきます。				
担当課	生涯学習課 指導課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

(3) 地域活動の推進

地域でのボランティア活動やスポーツ活動を通じて、子どもたちの生きる力を育めるよう、それぞれの体力や年齢、興味、目的に応じた地域活動環境の充実に努めていきます。

主要事業・施策

① 総合型地域スポーツクラブの育成

事業概要	それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じ、スポーツに親しみスポーツ行事等に参加できるよう、多くのスポーツ種目を設け、多世代が一緒に参加し交流を図ることができる、総合型地域スポーツクラブの育成を目指します。				
現状・課題・今後の取り組み	現在、総合型地域スポーツクラブは自主運営を行い、各種教室等を開催しています。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

② 街頭指導活動の充実

事業概要	青少年の問題行動の早期発見や未然防止のため、街頭指導活動を強化し、その充実を図ります。				
現状・課題・今後の取り組み	祇園祭や花火大会、夏休み期間に、青少年相談員による街頭指導を実施しています。今後も、継続して事業を実施していきます。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

③ 非行防止活動等ネットワークづくり

事業概要	青少年の問題行動の早期発見や未然防止のため、様々な方面から非行防止対策がなされることを目標として、ネットワーク化を推進します。				
現状・課題・今後の取り組み	青少年育成市民会議および青少年相談員等が実行委員会を組織し、子ども会、育成会や青少年関係団体等とも連携して、中学生による「少年の主張大会」を開催しています。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

④子ども会等地域活動の機会の充実

事業概要	希薄している子ども同士の友達関係を改善するため、子ども会等、地域や関係機関等の協力により、地域活動を強化し、児童生徒の健全な育成を図ります。				
現状・課題・今後の取り組み	各地域において、子ども会や地域住民による、地区まつりや夏季キャンプ等を実施しています。今後も地域や関係機関等の協力による地域活動の促進・支援を図っていきます。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

(4) 思春期保健対策の推進

心と身体の調和のとれた総合的な健康づくりを推進します。

主要事業・施策

①思春期家族教室

事業概要	中学校に入学した生徒の保護者を対象に、思春期の子どもを持つ保護者課題や社会の危険性についての話を聞く機会を設け、子育てへの理解を高めていきます。				
現状・課題・今後の取り組み	中学1年生の保護者を対象に実施している「家庭教育学級」において、思春期の子どもを持つ保護者が抱く、性の大切さや携帯電話の活用などの不安や悩みについて、話を聞く機会を設け、情報共有・情報提供を図っています。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

②健全母性育成事業の推進

事業概要	正しい性知識、性病等性感染症の正しい知識を習得するための啓発や普及推進を行います。				
現状・課題・今後の取り組み	市内小中学校では、性に関する講演会を実施しています。また体育科、保健体育科の保健分野における性に関する学習や、「生命の安全教育」も実施し、性に関する正しい知識を児童生徒が得られるよう努めています。保健センターでは、令和2年度、コロナ禍において実施を見合わせて以来、実施できていない状況です。今後は「はたちのつどい」等のイベント時に啓発チラシを配布するなど、知識の普及に努めていきます。				
担当課	指導課 保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

（５）青少年の健全育成に向けた環境改善

青少年を取り巻く社会環境の悪化が進行しています。有害図書をはじめタバコ・アルコール・薬物等についても、地域と学校、家庭がともに有害環境を改善する取り組みを推進していきます。

主要事業・施策

①有害環境排除活動

事業概要	青少年を取り巻く有害な環境を排除するため、有害図書については、販売店への協力要請など地域の協力を得ながら排除活動を推進します。また、タバコやアルコールなどについても、販売店への協力依頼など地域の協力を得ながら取り組みを強化していきます。					
現状・課題・今後の取り組み	相談員等による店舗への立ち入り調査を実施しています。また、青少年の健全育成と非行防止のために、店舗に「青少年の健全育成に協力する店」への協力依頼及び登録推進を図り、地域の一員として有害環境排除に向けた取り組みを推進しています。					
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続	

②社会を明るくする運動の推進

事業概要	健全な環境の創設または改善のために、社会を明るくする運動を充実させ、街頭キャンペーン等を実施し、児童生徒周辺の環境改善を図ります。					
現状・課題・今後の取り組み	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くための運動です。今後は、趣旨や事業内容のPRを強化し、運動の周知を図っていきます。					
担当課	社会福祉課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続	

基本目標5 支援が必要な子どもへのきめ細かな取り組み «子育て期全般»

(1) 成長・発育の支援

障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者福祉施策は大きく変わってきています。障がいのある子どもへのサポートは、「障がいのあるなしに関わらず、誰もが分け隔てられることなく、普通の生活を送ることができる社会の実現」というノーマライゼーションの理念に基づいて進めてきています。

これからも、保育所や幼稚園、認定こども園、小中学校の通常の学級で共に生活し、学ぶこと等ができるよう関係機関の連携を強化し支援の充実に努めていきます。

主要事業・施策

①保育所や幼稚園、認定こども園での障がい児保育

事業概要	保護者との連携の強化と、保育士・幼稚園教諭の確保、障がい児保育に関する研修等により保育士・幼稚園教諭の資質の向上に努めるなど、各保育所・幼稚園・認定こども園での障がい児保育の充実に図ります。				
現状・課題・今後の取り組み	身体や発達に障がいのある園児に対して教育補助員を配置し、保育所・幼稚園生活における補助支援や自立のための支援を行っています。今後も保護者との連携、保育士・幼稚園教諭の研修による資質の向上を図る必要があります。各園での支援の必要な障がいのある園児の保育環境の充実に推進していきます。				
担当課	学校教育課 こども課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

②特別支援教育の充実

事業概要	特別な配慮を必要とする子どもたちへの適切な教育を施すため、合理的配慮や教育補助員制度を取り入れるなど、支援環境の充実に図ります。				
現状・課題・今後の取り組み	身体や発達に障がいのある児童生徒に対して教育補助員を配置し、学校生活における補助支援や自立のための支援を行っています。今後も各学校で支援の必要な児童生徒の適切な教育の充実に推進していきます。				
担当課	指導課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

③障がい児の支援ネットワーク

事業概要	全ての市民は、障がいのある子ども、ない子どもの分け隔てなく、ともに地域で育つことが当たり前であるというインクルーシブの理念の理解と、障がい児を支援するボランティアの育成に努めると共に、支援ネットワークの構築を推進します。				
現状・課題・今後の取り組み	障がい児への理解として住民の意識は向上していると考えられ、その理念を持つボランティア団体は増えてきていますが、支援ネットワークの構築の進展はなく、具体的な施策は実施していません。今後は、障がい児・障がい者への理解促進PRを進めていきます。				
担当課	社会福祉課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

④障がいのある児童・生徒の地域活動支援

事業概要	障がいのある子どもが地域で安心して共に生活できるよう、在宅福祉サービスを充実させるとともに、地域において一人ひとりが地域活動を支えていくよう意識の啓発に努めます。また、障がいのある子どもが地域で障がいのない子どもたちと共に保育・教育を受けることができるよう、関係機関の連携を強化します。				
現状・課題・今後の取り組み	障がい児への福祉サービスのPRが浸透し、児童デイサービスの利用者数が毎年増加傾向にあります。意識の啓発については、インクルーシブの理念のもと、今後も継続してPR活動を続けていきます。				
担当課	社会福祉課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

(2) 配慮が必要な子どもへの支援の充実

障がいのある子ども、ない子どもを分け隔てなく、ともに地域で育つことが当たり前であるというインクルーシブの理念に基づき、障がい児施策の充実を図ります。

主要事業・施策

①障がい児ホームヘルプサービス

事業概要	日常生活を営むのに支障がある心身障がい児宅にホームヘルパーが出向き、入浴や排泄、食事などの介護や家事、生活に関する相談・助言などを行う事業です。				
現状・課題・今後の取り組み	障害者総合支援法の事業により対応していますが、障がい児の保護者からの要望は、保護者が若いこともありほとんどありません。今後もそれぞれの希望に対応できるように、障がい児ホームヘルプサービスを継続して実施していきます。				
担当課	社会福祉課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

②障害福祉サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援）

事業概要	就労を希望する障がいのある方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。また、一般企業などで働くことの困難な障がいのある人の、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。				
現状・課題・今後の取り組み	現在、本市には、就労継続支援A型事業所が1か所、就労継続支援B型事業所が6か所あります。 今後も就労の困難な方が適所により、作業を通じて働く喜びを知り、自立、自活できるよう支援していきます。				
担当課	社会福祉課	第2期計画の進捗	A	目標等	更に拡大

③障がい児への各種手当の支給

事業概要	心身に障がいを有する児童またはその障がい児の監護をしている方を対象に各種手当を支給します。				
現状・課題・今後の取り組み	障害児福祉手当、在宅心身障害児福祉手当を支給しています。また、特別児童扶養手当の申請の受付等の業務を行っています。毎年、広報紙でのPRを行い、受給もれがないように周知を図っています。すべての手当で受給者数は増加しており、特別児童扶養手当については令和2年度と比べて4割増となっています。今後も各種手当を継続して支給していきます。				
担当課	社会福祉課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

④早期療育への支援

事業概要	発達に遅れがあると思われる児童の把握と、早期発見・早期療育を推進します。				
現状・課題・今後の取り組み	乳幼児健康診査・教室や相談、集団保育現場への巡回相談等の事業を通し、早期発見に努めています。また、支援ケースにおいては、個別の発達相談事業で関わり、必要に応じ療育機関につなげ、連携をとりながら継続支援に努めています。今後も対象者の把握を充分に行い、支援をしていきます。				
担当課	社会福祉課 保健推進課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

⑤障がい者の就職活動の支援

事業概要	障がい者の就職活動を関係機関との連携により充実・支援を行います。				
現状・課題・今後の取り組み	事業所の法定雇用率の順守意識が向上し、就業する障がい者数は徐々に増えています。また、ハローワークにおいても障がい者雇用の専属スタッフが配置され、事業所・行政・市民の情報交換が緊密になってきています。今後も障がい者の就職活動を関係機関と連携して支援し充実を図ります。				
担当課	社会福祉課 商工観光課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が増加している中で、児童の優良な環境を整え、きめ細かな福祉サービスの充実、子育て、家庭生活、就業への支援等総合的な福祉対策を講じます。

主要事業・施策

①ひとり親家庭等の親への自立・就業支援

事業概要	生活を支援するため、ひとり親家庭等の親の自立援助、就業支援を行います。				
現状・課題・今後の取り組み	茨城県と連携し、ひとり親家庭等を対象とした相談を随時受け付けています。今後もひとり親家庭等の親が自立するための支援や情報提供を行っていきます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

②各種相談の充実

事業概要	親の抱える諸問題に対して、相談・助言・指導の充実を図ります。				
現状・課題・今後の取り組み	18歳未満のお子さんについて、親や家庭が抱える子育て・家族との関係など子どもに関すること、また妊娠出産について、電話相談、面談、家庭訪問など希望に応じて対応しています。また相談については守秘義務を遵守し、相談の内容によっては適切な課に繋ぎ支援をしています。				
担当課	こども課 (こども家庭センター)	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

③母子・父子家庭医療福祉費の支給

事業概要	母子・父子家庭を対象に医療費を助成し、健康の保持と生活の安定を図ります。				
現状・課題・今後の取り組み	母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童を対象に、経済的負担軽減のため、茨城県と市で助成しています。				
担当課	健康保険課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

④母子父子寡婦福祉資金の貸付

事業概要	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」による福祉資金の貸付を行います。				
現状・課題・今後の取り組み	貸付の実施主体である茨城県と連携し、随時相談を受け付けています。今後も母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく福祉資金の貸付に関する相談・助言を行っていきます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑤親子関係を深めるための施策の充実

事業概要	母と子、父と子の関係を強固なものにするため、ふれあいの機会の増加、行事の推進、子育てに関する意識の向上を推進します。				
現状・課題・今後の取り組み	母子・父子・障がい者を対象として、親子の集い事業などを実施しています。今後も親子のふれあいを深めるための事業の実施と子育てに対する意識の向上を図っていきます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

（４）児童虐待防止対策の充実

子育て中の保護者が安心して子育てできる環境づくりなど児童虐待の予防に努めるとともに、発見・防止に向け連携のとれた虐待防止対策の充実に努めていきます。

主要事業・施策

①虐待防止指導

事業概要	乳幼児健康診査時などの場を活用し虐待防止に努め、子育て中の保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進します。				
現状・課題・今後の取り組み	相談窓口について広報紙や市ホームページに掲載し、関係機関には児童虐待防止啓発ポスターやチラシなどを配布し広く市民に啓発活動を行っています。今後も継続し児童虐待防止指導に取り組んでいきます。				
担当課	こども課 (こども家庭センター)	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

②虐待相談事業

事業概要	家庭や学校、専門家と連携を図りながら子どもの権利を尊重し、安心して子どもが育っていけるよう、虐待についての相談、電話通報等、虐待防止相談体制の充実に努めます。				
現状・課題・今後の取り組み	出産・子育てに関する相談がしやすい体制の整備や、地域の子育て支援サービスの充実を図り、子育てに困難を抱える家庭などからの相談に応じます。子どもの家庭の課題、子どもの置かれた環境等の状況を的確に捉え、虐待の未然防止や迅速な虐待対応ができるよう体制強化を図っています。相談内容が多様化・複雑化するため相談を受ける者の専門性の向上が今後も課題となっています。				
担当課	こども課 (こども家庭センター)	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

③ 児童虐待防止ネットワークの充実

事業概要	虐待や人権侵害に遭う恐れのある子どもを、その環境からすぐに救うことができるように、1) 児童虐待に対する対応策の検討と協力、2) 児童虐待と認められた事件の経過、観察、3) 児童虐待に関しての情報交換を行う「常総市子どもを守るネットワーク協議会」の開催により、児童虐待に対応する機能を持つ、福祉・保健・医療・教育などの関係機関との連携強化に努めます。				
現状・課題・今後の取り組み	「常総市子どもを守るネットワーク協議会」の関係機関で、情報交換や支援内容を協議しています。定期的に会議を開催して、虐待がある児童や今後虐待の発生が疑われる児童に対し、関係機関と連携して適切に支援し、虐待の早期発見・解決に努めています。今後も関係機関と情報を共有し、虐待防止の啓発活動を強化していきます。				
担当課	こども課 (こども家庭センター)	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

④ 虐待の早期発見と予防

事業概要	行政の行う様々な機会を通して、児童虐待の早期発見に努め、解決のために関係機関との連携を強化します。				
現状・課題・今後の取り組み	児童虐待の早期発見や発生予防は、日頃の些細な児童虐待のサインに気づくことが大切です。行政だけでなく地域社会全体で子どもを守る体制づくりが必要であり、地域を通じたつながりや声かけが未然防止に繋がります。今後も関係機関と情報を共有しながら虐待防止啓発運動を強化していきます。				
担当課	こども課 (こども家庭センター) 保健推進課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

⑤ 民生委員・児童委員の活用

事業概要	児童虐待の早期発見、早期対応を実施するため、地域に密着した民生・児童委員が積極的に取り組めるよう体制を整えます。主任児童委員は、全体を把握し、その効果的方策を推進します。				
現状・課題・今後の取り組み	主任児童委員が市の家庭児童相談員を兼任し、市の虐待相談の実情を民生委員に伝えることができるよう、また、民生委員から地域の情報を得やすいように体制を確立し相談業務に取り組んでいきます。今後も各民生委員に虐待を身近な問題として捉えてもらい、児童虐待の早期発見・解決に努めていきます。				
担当課	社会福祉課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

（５）外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援

日常生活における情報提供や相談支援などは、市民に等しく提供できるよう努めていますが、言語や慣習の違いで生活に困難やとまどいを抱える人が多いことから、生活相談の充実や多言語による生活情報の提供を行い、すべての市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進していきます。

主要事業・施策

①外国人生活情報ガイドブックの配布

事業概要	ゴミの出し方や税金の納め方などの内容を掲載した「外国人のための生活ガイドブック」を7言語（ポルトガル語、タガログ語、英語、スペイン語、中国語、ベトナム語、日本語）で作成します。				
現状・課題・今後の取り組み	「外国人のための生活ガイドブック」を市ホームページに掲載し、在住外国人のほか、日本人も外国人とのコミュニケーションツールとして活用しています。				
担当課	市民と共に考える課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

②日本語教室の実施

事業概要	日本語を学び、日本の文化への理解と、生活の向上に繋げることを目的とし、日本語教室を開催します。日本語の支援については、市内のボランティア団体やNPOなどが実施します。				
現状・課題・今後の取り組み	日本語教室の時間帯を、夜間に設定することで、幅広い世代の参加促進に繋がりました。				
担当課	市民と共に考える課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

③小・中学校における外国語支援員の配置

事業概要	市内の外国人が多い幼稚園・小中学校（水海道小学校、岡田小学校、飯沼小学校、水海道中学校、石下西中学校、にじいろ幼稚園）に、ポルトガル語やタガログ語を話せる外国人支援員を配置し、日本語能力が不足する児童生徒への支援を行います。				
現状・課題・今後の取り組み	市内の外国人が多い幼稚園・小中学校に、ポルトガル語やタガログ語が話せる外国人支援員を配置し、外国にルーツのある児童生徒への支援や保護者への文書の翻訳や電話連絡を行いました。				
担当課	指導課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

④外国語による情報提供

事業概要	本庁舎に通訳職員を3名配置し、窓口において通訳支援を行います。また、翻訳が必要な文書については、英語やポルトガル語に翻訳し情報提供します。				
現状・課題・今後の取り組み	現在、本庁舎にポルトガル語の通訳を2名、英語の通訳を1名配置しています。その他の言語につきましては、多言語映像通訳システムや音声翻訳機を活用し、様々な言語での支援の幅を広げています。				
担当課	市民と共に考える課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

基本目標6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進「子育て期全般」

（1）ひとり親家庭等の仕事と子育ての両立の支援

ひとり親家庭等は増加傾向にあり、生活・就労・養育など様々な問題を抱えています。ひとり親家庭等の不安の解消や自立に向けた支援のさらなる充実に努めます。

主要事業・施策

①ひとり親家庭等への総合相談

事業概要	ひとり親家庭等の自立と生活の安定のため、関連機関との連携のもと、子育ての相談や必要な技術を身につけるための相談、雇用情報の提供の充実を図ります。				
現状・課題・今後の取り組み	茨城県と連携し、ひとり親家庭等を対象とした相談を随時受け付けています。また、児童扶養手当現況届の提出時にハローワークの出張相談等も行っており、今後もひとり親家庭等からの相談に応じ、必要な情報を提供していきます。				
担当課	こども課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

Point
1

コラム

児童手当の抜本的拡充

対象法令	法改正による支援の強化内容
児童手当法	① 所得制限の 撤廃 ② 支給対象年齢が中学生から 高校生年代 （18歳年度末）までに 延長 ③ 第3子 以降の支給額を月額1万5千円から 月額3万円 に増額 ④ 第3子の算定に含める子の年齢を 22歳年度末 までに 延長 ⑤ 支給月を年3回（2月、6月、10月の年3回）から 年6回 （偶数月）に変更

(2) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

男女がともにあらゆる社会活動に参加し、豊かで潤いのある生活の充実に向けた環境整備が求められています。子育て中の男女の多様な働き方や父親の子育て参画の促進など、事業所の協力を求めていくとともに、男女共同の家庭づくりの重要性についての意識の啓発や、男性の家事参加の促進を図っていきます。

また、職場での昇進機会の平等化や行政等の設置する審議会等への女性の登用機会の拡充に努めていきます。

主要事業・施策

①男女共同参画社会の推進

事業概要	職場・家庭・地域などのあらゆる分野で性別にとらわれず、その人の個性と能力を発揮し、自分らしく活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて、講座・講演会など開催し意識啓発に取り組みます。また、広報等により男女共同参画の理解促進に向けた各種情報提供を行います。				
現状・課題・今後の取り組み	ワーク・ライフ・バランスの促進をはじめとして、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた講座や講演会を実施していますが、参加者が少ない現状にあります。今後も多様な視点を取り入れた意識変容の必要性の啓発を推進し、事業を継続するとともに、啓発活動の強化を図っていきます。				
担当課	人権推進課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

②多様な就業形態についての啓発と雇用環境の向上

事業概要	事業所に対して、育児休業の問題、労働条件に関する事項等の周知を図っていきます。また、妊娠・出産期における配慮や短時間勤務などの子育てに優しい多様な就業形態の導入などについての啓発や環境整備を推進します。				
現状・課題・今後の取り組み	広報等を通して事業所への啓発を行っています。今後も事業所に対して、多様な就業形態の導入などについて周知・啓発を図っていきます。				
担当課	商工観光課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

③ 育児休業制度等の周知と取得促進

事業概要	関連機関と連携して、育児休業制度等の周知と取得促進に努めます。また、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた啓発と広報事業を実施します。				
現状・課題・今後の取り組み	ハローワークと連携し、広報等を通して事業所へ周知・啓発を図っていきます。				
担当課	商工観光課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

(3) 育児中の親の再就職支援

出産・育児のために、それまで働いていた職場を退職し子育てに専念した方が、子育て中に、再就職をするためには様々な問題があります。求職中でも預かってもらえるような保育体制の確立とともに、就労前から必要な技術が習得できる講習の場等の情報提供やスムーズな就職活動ができるサポート体制の確立に努めていきます。

主要事業・施策

① 就労のための資格取得支援

事業概要	再就職のための技能・技術を身につけたい人への講習等支援事業の情報提供や国の実施する資格取得に向けた教育訓練給付金制度の利用促進に向けた広報等を推進します。				
現状・課題・今後の取り組み	「ポリテクセンター茨城」が求職者の再就職を支援するための職業訓練、また、中小企業等で働く方々を対象とした職業訓練や人材育成等の支援を行っており、それら事業の周知を行っています。またハローワークと連携し、各種職業訓練、スキル向上・キャリア形成に向けた各種制度の周知も行っています。				
担当課	商工観光課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

基本目標7 子どもが安全に安心して暮らせる環境整備 «子育て期全般»

(1) 都市計画に基づくまちづくりの推進

安全に安心して生活できる快適なまちづくりは、年齢に関わらずすべての住民に共通する大切な要素です。子どもと子育て家庭はもちろんのこと、人に優しいまちづくりを長期的な展望のもとに推進していきます。

主要事業・施策

① 都市計画に基づくまちづくりの推進

事業概要	都市計画に基づき、住居・商業・工業など適切な土地利用と街並みの整備を促進し、子どもたちが安全に暮らせる生活環境の創出に取り組んでいきます。子どもが健やかに育ち、子ども連れが快適に活動できる人にやさしいまちの形成に向けて、ユニバーサルデザインの視点に立った、人にやさしいまちづくりを推進します。				
現状・課題・今後の取り組み	令和3年2月に石下駅周辺及び東部拠点地区まちづくり構想の策定、令和3年3月に立地適正化計画の策定、令和6年3月に都市計画マスタープランを改定し、本市におけるまちづくりの現状や課題を整理し方針を示しました。今後は策定した各種計画に基づき都市再生整備計画の策定や都市公園のリニューアル、都市計画道路の整備及び計画の見直しを進め、都市施設における予算の選択と集中を行い、子どもたちが安全に暮らせる環境整備に取り組めます。				
担当課	都市計画課 都市整備課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

(2) 安心して子育てできる住環境づくり

子どもを安心して生み育てることができるよう、快適な生活環境づくりに向けた公営住宅のあり方等を検討し、提供可能な居住環境の整備に取り組んでいきます。

主要事業・施策

① 多子・ファミリー向け住宅支援

事業概要	子育てしやすい住環境を確保するため、多子世帯向け公営住宅への優先入居等の実施に向け検討を進めていきます。				
現状・課題・今後の取り組み	居住水準、家賃負担等の住宅困窮度を点数化した上で、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式を採用しています。				
担当課	都市整備課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

（３）快適な公園環境の整備

ユニバーサルな公園の整備促進と市民団体との協力により、緑化意識の啓発を図り、緑のまちづくりを推進していきます。

主要事業・施策

①身近な公園の整備

事業概要	既存公園の十分な活用とともに、新たな公園整備について地域の協力を得て検討を進めます。				
現状・課題・今後の取り組み	総合計画（後期基本計画）に基づき、住民の要望にあった整備を進めていきます。				
担当課	都市整備課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

②公園、緑地の住民との協働による活用と再整備

事業概要	公園の年間活用に向け、関係各課との連携によりソフト開発を進めていきます。既存公園について地元との協働による再整備や、管理手法の開発、ネットワーク構想の策定を進めます。				
現状・課題・今後の取り組み	平成21年度から市民協働による公園管理を一部開始しました。現在は、3団体が公園・緑地の管理を行っています。今後も住民との協働による活用と再整備を推進していきます。				
担当課	都市整備課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

③河川敷などの有効利用

事業概要	河川敷の緑化整備等の推進により、子どもたちが水辺空間に親しむとともに、自然環境保全への意識啓発につなげるよう有効利用の方策を検討していきます。				
現状・課題・今後の取り組み	鬼怒川・小貝川かわまちづくり計画に基づき、整備されるリバースポット（鬼怒川5か所・小貝川4か所）を活用しながら水辺とまちなかをつなぎ、サイクリング環境の整備を国交省とともに実施してきました。また、豊かな自然である河川敷地において、快適で賑わいのある水辺空間の創出を推進します。				
担当課	都市計画課 都市整備課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

④授乳室の設置

事業概要	子育て中の家族等にやさしい施設となるよう、公的施設に授乳室等の子育て関連設備を設置します。				
現状・課題・今後の取り組み	平成26年築の本庁舎には専用授乳室およびキッズコーナーを備えており、平成22年築の石下庁舎には多目的トイレ内に多目的シートやおむつダストボックスなどを備えています。今後、整備する公共施設には授乳室等の子育て関連設備を設置します。				
担当課	資産活用課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

(4) 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるよう、子どもの視点や子ども連れの親の視点から、バリアフリー化された安全な道路環境づくりと交通安全施設の充実に努めていきます。

主要事業・施策

① 安全な歩道の整備

事業概要	幹線道路は幅員を確保し、車道と歩道が分離した道路を建設しています。地域の生活道路は歩道がないところも多く、通学路を重点に適切な歩道の整備を行います。				
現状・課題・今後の取り組み	通学路安全点検等において指摘のあった危険箇所を優先に整備を進めていますが、整備に必要な土地の取得が課題です。				
担当課	道路課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

② 交通安全施設の整備

事業概要	カーブミラーや交通安全標識など交通安全施設については、まちづくりの諸計画に基づき推進していきます。				
現状・課題・今後の取り組み	学校や自治会等からの要望や情報提供があった危険箇所の把握に努めています。今後も現地を調査したうえで、優先度を考慮しながら引き続き整備していきます。				
担当課	防災危機管理課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

③ 交通安全教室

事業概要	保育所・幼稚園・学校等からの要請により交通安全教室を開催しており、今後も継続して実施します。 各保育所や幼稚園等では、交通安全教室を活かして日常の保育にも交通安全を取り入れており、地域と行政がともに、交通安全への意識の啓発を図ります。				
現状・課題・今後の取り組み	保育所・幼稚園は茨城県派遣の講師による腹話術等の交通安全教室を実施しています。小学校は警察署及び交通安全関係団体共同により、自転車の交通ルール違反や運転マナーの改善を目指し、自転車運転時のヘルメット着用など交通安全の普及に努めます。今後も幼少時期からの交通安全教室を推進していきます。				
担当課	防災危機管理課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

④交通安全活動

事業概要	交通安全活動による安全意識の啓発に努めます。また、小中学校等の周辺通学路の安全点検活動を実施するとともに、PTA や交通安全関係団体等の街頭指導、警察署による指導活動など、地域と行政が協働し、ともに取り組みます。				
現状・課題・今後の取り組み	警察署、交通安全協会、安全運転管理者協議会、交通安全母の会連合会により、毎月1日及び交通安全運動期間中に、市内各地区の主要交差点等において、朝の立哨活動を行っています。今後も交通安全活動を推進していきます。				
担当課	防災危機管理課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

(5) 子ども等の安全の確保

子どもが被害に遭う犯罪が全国で多発しています。近隣関係の希薄化等から地域が子どもを守る力は低下しています。そのため、子どもを犯罪から守る安全で安心なまちづくりを進めます。

主要事業・施策

①子ども安全協力の家（こどもを守る110番の家）

事業概要	地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動と緊急時の対応を図るため、「こどもを守る110番の家」の確保を進めます。				
現状・課題・今後の取り組み	市内全小学校区において、「こどもを守る110番の家」の協力及びプレートの設置を、各小学校を通じて呼びかけています。今後も各小学校へ登録確認をしながら、現況との不一致箇所の見直しを行いつつ、「こどもを守る110番の家」の確保を図っていきます。				
担当課	生涯学習課	第2期計画の進捗	B	目標等	継続

②防犯対策

事業概要	学校警察連絡協議会での「防犯」「事故未然防止」に関する情報収集・行動・連携を実施するとともに、地域の各種団体の協力を得て、防犯体制を組織し、市内パトロールなど、地域での安全対策や見守り活動を推進していきます。また、各小中学校で、危機管理マニュアルを作成し日常的に校舎内外の防犯体制の強化やPTAによる校外パトロール実施による防犯対策等に努めます。夜間の道路等を明るくし、安全を確保するため、防犯灯を増設していきます。				
現状・課題・今後の取り組み	各学校では不審者侵入に係る避難訓練を警察署の協力の下に行うなど、防犯意識の向上に努めています。また、市内の全小中学校で「危機管理マニュアル」を作成しており、有事の際の対応について共通理解を図っています。「危機管理マニュアル」は毎年見直しを行っており、今後も防犯体制を強化していきます。				
担当課	指導課 生涯学習課 防災危機管理課	第2期計画の進捗	A	目標等	継続

(6) 子どもの意見を反映する仕組み

子どもたちが地域社会に貢献できるよう、地域の課題解決に参加する機会を提供するために、中学生議会を実施し、地域の問題に対して自らの意見を発信する場を作ります。また、定期的実施するアンケート調査を通じて、教育環境や地域の安全、子ども向けのサービスに関する意見を集め、子どもたちが自由に意見を表現できる仕組みを整え、地域づくりに反映させていきます。

主要事業・施策

①中学生議会（新規）

事業概要	地域の中学生たちが地域社会の課題に対して自らの意見を発信し、積極的に問題解決に関与する意識を育むため、中学生議会を実施しています。
------	---

②アンケート調査の定期実施（新規）

事業概要	子どもたちが地域社会の一員として自らの意見を表現し、地域に貢献する機会を提供することを目指し、学校や地域の施設を通じて、年に数回、子どもたちを対象としたアンケート調査を実施します。調査内容は、教育環境、地域の安全、子ども向けのサービスや活動についてなど多岐にわたり、子どもたちが自由に意見を表現できるよう配慮します。
------	--

(7) 子どもの権利の普及・啓発

子どもたちの権利を理解し尊重するため、啓発活動や相談窓口の設置を行い、学校と連携して権利教育を推進します。また、教員研修を通じて教育現場の指導力を高め、学校教育課程に権利や人権を組み込みます。

主要事業・施策

①子どもの権利に関する啓発（新規）

事業概要	子どもたちが持つ権利についての理解を深め、地域社会全体でその権利を尊重・保護する意識を高めることを目的とし、啓発活動の実施や相談窓口の設置・周知など、子どもの権利に関する情報を定期的に発信し、広く認知を図ります。
------	--

②子どもの権利学習（新規）

事業概要	子どもたちが自らの権利について理解し、その権利を尊重する意識を育むため、地元の学校と連携し、授業の一環として子どもの権利に関する教育を実施します。また、教員向けの研修も行い、子どもたちが権利について正しく学べるよう、教育現場での指導力を高めます。
------	---

③学校における人権教育への支援（新規）

事業概要	学校の教育課程に子どもの権利や人権についての内容を組み込むため、専門家の意見をもとにカリキュラムを整備します。また、年齢に応じたプログラムを作成し、子どもたちが権利の重要性を身近に感じられるよう整備します。
------	---

【第2期計画に係る次世代育成支援施策の評価結果】

第2期計画の7つの基本目標に位置付けられた 128 事業および新規5事業の進捗状況及び今後の方針について、庁内担当課による評価を行いました。

4事業が停滞・未着手となっていますが、そのすべての事業において今後の実施を検討しています。また、2事業は制度の期間満了等により、廃止しています。

基本目標	基本方針	事業数	進捗評価			
			A	B	C	D
1 子育てを地域で 支援する子育て サービスの充実	(1)保育体制の整備	12	9	1	2	
	(2)包括的な子育て相談体制の充実	3	3			
	(3)子育て情報提供の充実	5	2	2	1	
	(4)地域における子育て支援のネットワークづくり	7	2	5		
	(5)子どもを社会で育てる意識の醸成	1	1			
	(6)親になるための学習環境の整備	3	2	1		
2 子育て世代の 定住促進	(1)子育て世帯への支援金の支給	3	1			2
3 親と子どもの 健康の増進と 確保の支援	(1)出産や育児不安への相談体制の充実	8	8			
	(2)子どもや親の健康の確保	9	8	1		
	(3)食育（食農教育等）の推進	4	2	2		
4 子どもの学び 環境の整備・ 充実	(1)子どもの活動の場や機会の確保	11	8	2	1	
	(2)生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進	14	11	3		
	(3)地域活動の推進	4	4			
	(4)思春期保健対策の推進	2	2			
	(5)青少年の健全育成に向けた環境改善	2	2			
5 支援が必要な 子どもへのきめ 細かな取り組み	(1)成長・発育の支援	4		4		
	(2)配慮が必要な子どもへの支援の充実	5	3	2		
	(3)ひとり親家庭等の自立支援の推進	5	5			
	(4)児童虐待防止対策の充実	5	5			
	(5)外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援	4	4			
6 ワーク・ライフ・ バランス （仕事と生活の 調和）の推進	(1)ひとり親家庭等の仕事と子育ての両立の支援	1	1			
	(2)男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進	3		3		
	(3)育児中の親の再就職支援	1		1		
7 子どもが安全に 安心して暮らせ る環境整備	(1)都市計画に基づくまちづくりの推進	1	1			
	(2)安心して子育てできる住環境づくり	1		1		
	(3)快適な公園環境の整備	4	2	2		
	(4)安全な道路交通環境の整備	4	3	1		
	(5)子ども等の安全の確保	2	1	1		
	(6)子どもの意見を反映する仕組み【新規】	2				
	(7)子どもの権利の普及・啓発【新規】	3				
合計		133	90	32	4	2

※上記表は、第3期常総市子ども・子育て支援事業計画の内容となります。

※表内の【新規】は第3期計画からの新規施策となります。

事業の進捗状況 評価A：「達成及び概ね達成」

評価C：「停滞・未着手」

評価B：「達成に向け事業を実施中」

評価D：「廃止」

第5章 量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

本市では、この教育・保育提供区域を市全域で1区域と定めます。これにより、通勤途上等居住地域を超えた施設利用の希望などに柔軟に対応していきます。なお、区域内で特定の地域に事業が偏在することのないよう配慮して、基盤整備を行っていくこととします。

第2節 教育・保育の一体的提供の推進

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に提供する施設として認定こども園があります。認定こども園では、保護者の就労状況に関わりなく子どもを預けることができ、それゆえに保護者の就労状況の変化にも柔軟で、通い慣れた園をそのまま継続して利用することができます。待機児童の解消や、質の高い教育・保育希望の充足を進めるうえで、教育・保育を一体的に提供する施設として認定こども園の普及促進が求められています。

本市においても、認定こども園の整備は進んでおり、令和6年4月1日現在で4か所となっています。今後も施設・事業者の意向を尊重しつつ、利用者の希望に応じて、認定こども園への移行促進を検討していきます。

第3節 教育・保育事業

幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて、認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

事業概要	対象		該当する施設
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	3～5歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所
3号認定	0～2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所・ 地域型保育施設

計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、量の見込みの確保方策及びその実施時期を以下のとおり定めます。

1. 1号認定

年度別量の見込みと確保方策

（単位：人）

	令和6年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	336	300	292	273	268	268
3歳	114	96	91	88	91	91
4・5歳	222	204	201	185	177	177
②確保方策 （特定教育・保育施設）		594	561	477	477	477
3歳		182	167	146	146	146
4・5歳		412	394	331	331	331
②－①		294	269	204	209	209

※各年4月1日現在

確保方策

本市では、現在、2つの公立幼稚園と1つの私立幼稚園、そして4つの私立認定こども園があります。これらの施設の利用定員の総計は、1号認定の見込み量を十分に確保できるものとなっています。

2. 2号認定

年度別量の見込みと確保方策

(単位：人)

		令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量		600	585	570	532	523	524
	3歳	203	187	178	172	178	178
	4・5歳	397	398	392	360	345	346
②確保方策			653	617	570	571	571
3歳	特定教育・ 保育施設		200	184	175	185	185
	企業主導型 保育施設		4	4	4	4	4
	認可外保育 施設		5	5	5	5	5
4・5歳	特定教育・ 保育施設		426	406	368	359	359
	企業主導型 保育施設		8	8	8	8	8
	認可外保育 施設		10	10	10	10	10
②－①			68	47	38	48	47

※各年4月1日現在

確保方策

本市では、5つの公立保育所と5つの私立保育園、そして4つの私立認定こども園があります。これらの施設の利用定員の総計は、2号認定の見込み量を確保できるものとなっています。(令和6年度時点)

3. 3号認定

年度別量の見込みと確保方策

(単位：人)

		令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量		334	333	334	338	340	343
0歳		49	53	53	53	54	54
1歳		135	136	141	141	142	144
2歳		150	144	140	144	144	145
②確保方策			440	428	408	408	414
0歳	特定教育・ 保育施設		77	77	77	77	77
	特定地域型 保育事業		3	3	3	3	3
	企業主導型 保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育 施設		0	0	0	0	0
1歳	特定教育・ 保育施設		156	150	142	142	148
	特定地域型 保育事業		4	4	4	4	4
	企業主導型 保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育 施設		0	0	0	0	0
2歳	特定教育・ 保育施設		196	190	178	178	178
	特定地域型 保育事業		4	4	4	4	4
	企業主導型 保育施設		0	0	0	0	0
	認可外保育 施設		0	0	0	0	0
②－①			107	94	70	68	71

※0歳：各年10月1日現在

※1・2歳：各年4月1日現在

確保方策

本市では、5つの公立保育所と5つの私立保育園、そして4つの認定こども園があります。これらの施設の利用定員の総計は、3号認定の見込み量を確保できるものとなっています。(令和6年度時点)

0-2歳の保育の利用率の目標値

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(A) 推計人口	865	866	877	882	891
(B) 確保方策	440	428	408	408	414
保育利用率 (B) / (A)	50.9%	49.4%	46.5%	46.3%	46.5%

第4節 地域子ども・子育て支援事業

■地域子ども・子育て支援事業の概要

①	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
②	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
③	妊産婦健康診査事業	妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
⑥	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護及び支援を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための事業
⑦	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
⑧	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
⑨	一時預かり事業（預かり保育事業）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
⑩	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
⑪	病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業

⑫	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない就学児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
⑬	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費や日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
⑭	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業
⑮	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、ヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業
⑯	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業
⑰	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業
⑱	妊婦等包括相談支援事業 (令和7年4月より施行)	妊娠期から出産後にかけて、妊婦やその家族が安心して過ごせるよう、必要な支援や情報を包括的に提供する事業
⑲	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (令和8年4月より施行)	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付事業
⑳	産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業 病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型がある

1. 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：か所)

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	1	1	1	1	1	1
②確保方策		1	1	1	1	1

2. 地域子育て支援拠点事業

現在、4か所の保育園、3か所の認定こども園で事業を実施しています。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(延べ)	2,880	2,880	3,103	3,344	3,603	3,883
②確保方策(か所)		7	7	7	7	7

3. 妊産婦健康診査事業

早期に妊娠届を提出することを促すとともに、健診費用の一部助成があることを周知し、母子ともに安全安心な出産を目指します。16回まで公費助成を行っており、茨城県内の医療機関で県内統一項目の受診ができます。県外の医療機関で受診しても償還払いによる対応が可能です。

また、未受診を防ぐため、妊娠初期にあたる妊娠届出時に健診の重要性や助成制度について、より一層の周知を図り、妊産婦健康診査について深い理解につながるよう努めています。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(延べ)	3,428	3,500	3,500	3,640	3,780	3,920
②確保方策		3,500	3,500	3,640	3,780	3,920

4. 乳児家庭全戸訪問事業

市の保健師6人で事業を実施しており、今後も全戸訪問を目指していきます。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(延べ)	280	280	280	280	280	280
②確保方策		280	280	280	280	280

5. 養育支援訪問事業

養育支援が必要となるケースに応じて訪問計画を作成し、保健師、家庭児童相談員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(延べ)	19	25	25	25	25	25
②確保方策		25	25	25	25	25

6. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

第3期計画において事業量は見込んでいません。

7. 子育て短期支援事業

本市では、7か所の施設と委託契約を結び、多くの利用者の希望に迅速に応じられるよう体制を整備しています。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(延べ)	7	7	7	7	7	7
②確保方策		7	7	7	7	7

8. ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) (就学児)

現在、ファミリー・サポート・センター事業は実施していませんが、類似事業として在宅福祉サービス「せいむ」を実施しています。

※「せいむ」…身の回りのお世話や家事・子育てのお手伝いなど、日常生活で「こんな援助があれば助かる」という方(利用会員)と「誰かのお役に立ちたい」という方(協力会員)を結び、会員制の福祉サービスです。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(延べ)	0	10	10	10	10	10
②確保方策		10	10	10	10	10
②-①		0	0	0	0	0

9. 一時預かり事業（預かり保育事業）

幼稚園型

幼稚園・認定こども園の在園児を対象に、通常の教育時間外に園児を保育する事業です。2つの公立幼稚園と1つの私立幼稚園、そして4つの私立認定こども園で実施しています。また、幼稚園型以外の一時的預かりについては、現在実施していません。第3期計画において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本市の状況及び国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討していきます。

年度別量の見込みと確保方策

（単位：人）

		令和6年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量（延べ）		18,412	17,221	16,108	15,066	14,092	13,180
②確保方策	（延べ）		17,221	16,108	15,066	14,092	13,180
	か所		7	7	7	7	7
②－①			0	0	0	0	0

10. 延長保育事業

3つの公立保育所と5つの私立保育園、そして4つの私立認定こども園の計12か所で事業を実施しています。

年度別量の見込みと確保方策

（単位：人）

		令和6年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量（延べ）		661	677	693	709	726	743
②確保方策	（延べ）		677	693	709	726	743
	か所		12	12	12	12	12
②－①			0	0	0	0	0

11. 病児・病後児保育事業

病気の子どもを、一時的に専門のスタッフが預かるサービスです。病院や保育園などに設けられた専用の部屋で、看護師などの専門スタッフが子どもの体調を見守りながら保育する事業です。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(延べ)	300	600	600	600	600
②確保方策	600	600	600	600	600
②－①	300	0	0	0	0

12. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

受け入れ児童数の適正化を目的として、民間事業者との連携・協力により、供給量を確保します。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	1,055	848	791	754	713	675
低学年	648	535	488	472	448	435
高学年	407	313	303	282	265	240
②確保方策	人	871	871	871	871	871
	か所	11	11	11	11	11
②－①		23	80	117	158	196

13. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯等の特定の世帯を対象に、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の一部を助成する事業です。

【量の見込みと確保方策】

第3期計画において事業量は見込んでいません。

14. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

保育所(園)、小規模保育事業、認定こども園や地域子ども・子育て支援事業に参入する民間事業者に対して支援を行う事業です。

今後の本市の実態等を踏まえ、必要な取組について検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

第3期計画において事業量は見込んでいません。

15. 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(延べ)	92	89	86	83	80
②確保方策	92	89	86	83	80
②－①	0	0	0	0	0

Point
2

コラム

子育て世帯訪問支援事業の提供体制の整備

対象法令	法改正による支援の強化内容
子ども・若者育成支援推進法	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者に対する支援の強化として、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象としてヤングケアラー※ ¹ を子ども・若者育成支援推進法に明記。

※¹ヤングケアラー

→家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

16. 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える家庭や、学校に居場所がない児童に対し、安全な居場所を提供する事業です。この拠点では、児童の生活習慣の確立や学習支援、進路相談、食事の提供など、児童とその家庭の抱えるさまざまな課題に対応します。また、児童及び家庭の状況を把握し、関係機関と連携して必要な支援を行うことで、虐待の予防と子どもの最善の利益を守り、健全な成長を支援します。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

17. 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量（延べ）	5	5	4	4	4
②確保方策	5	5	4	4	4
②－①	0	0	0	0	0

18. 妊婦等包括相談支援事業

本事業は、妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(延べ)	864	864	867	876	885
②確保方策	864	864	867	876	885
②－①	0	0	0	0	0

Point
3

コラム

妊婦のための支援給付の創設、妊婦等包括相談支援事業の創設

対象法令	法改正による支援の強化内容
子ども・子育て 支援法・ 児童福祉法	① 妊婦のための支援給付の創設(旧出産・子育て応援給付金) ・ 1回目の給付：5万円(妊娠届出後の保健師面談後) ・ 2回目の給付：5万円×胎児の数(赤ちゃん訪問後) ② ①の給付と妊婦等包括相談支援事業(旧伴走型相談支援)を効果的に組み合わせて行うことを規定。

19. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子育て世帯において、子どもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を設けること、そして孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減することを目的に、令和8年度より現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）が創設されます。

年度別量の見込みと確保方策

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量（延べ）		39	39	39	39
②確保方策		39	39	39	39
②－①		0	0	0	0

Point
4

コラム

乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設

対象法令	法改正による支援の強化内容
子ども・子育て支援法・ 児童福祉法・ 社会福祉法等	① 保育所等に通っていないこどもへの支援を強化する観点から、現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「 乳児等のための支援給付 」として、 こども誰でも通園制度 を創設。 ② 利用対象者は、 満3歳未満で保育所等に通っていないこども ※とし、 月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能 。

※0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。

20. 産後ケア事業

生後1歳未満の乳児とその母親に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(延べ)	100	125	150	175	200
②確保方策	100	125	150	175	200
②－①	0	0	0	0	0

Point
5

コラム

産後ケア事業の提供体制の整備

対象法令	法改正による支援の強化内容
子ども・子育て支援法	① 産後ケア事業※について国・都道府県・市町村の役割を明確化することにより、計画的な提供体制の整備を進める。

※出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業。

第6章 放課後児童対策パッケージ

こども家庭庁（厚生労働省）と文部科学省は、共働き家庭が直面する「小1の壁※」を克服し、次代の人材を育成するため、平成26年に「放課後子ども総合プラン」、平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」（以下「新プラン」）を策定し、これに基づいて放課後児童対策を推進してきました。待機児童の解消を目指して受け皿の拡充を図ってきたものの、目標達成が難しい状況にあるため、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」に基づき、早期の目標達成を目指すとともに、令和6年度から放課後児童クラブの安定運営を図るため常勤職員の配置改善等を図ることとしました。

さらに両省庁は、放課後児童対策の強化と子どものウェルビーイング向上、共働き・子育ての推進を目指し、予算や運用面を含めた「放課後児童対策パッケージ」（以下「パッケージ」）を策定し、連携して推進することとしました。このパッケージでは、令和5年度末で新プランが終了するものの、その理念と目標を踏まえ、喫緊の課題を解決するために国と自治体が連携し、「こどもまんなか」の放課後を実現することを掲げています。早期に152万人分の受け皿整備の達成を目指すべく、令和5～6年度に取り組むべき内容が盛り込まれています。

令和6年3月29日、両省庁は「令和6年度以降の放課後児童対策について（通知）」を連名で発出し、パッケージに基づく取組を推進するため、自治体が実情に応じた計画を策定し、必要な内容を盛り込むよう内容を示しました。

本市では、以下の行動計画に基づき、放課後児童クラブ、放課後子供教室及び常総ほっとスタディ教室の計画的な整備を進めるものです。また、本市では常総ほっとスタディ教室についても放課後児童対策パッケージに盛り込み、3事業を放課後の一体的な活動として捉えて実施します。

※「小1の壁」とは、保育園では延長保育を利用して遅くまで預かってもらえますが、小学校を対象とした公的な学童保育では預かり時間が短くなってしまい、子どもの小学校入学を機に働き方の見直しを迫られる問題をいいます。

（１）放課後児童クラブ、放課後子供教室及び常総ほっとスタディ教室の事業概要

①放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない全小学生を対象とし、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

②放課後子供教室

全小学生を対象として、放課後に小学校の余裕教室等を利用した、子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流を図る事業です。

③常総ほっとスタディ教室

小学4～6年を対象として、基本的な学習内容（宿題・復習）の理解を手助けし、学習習慣を身に付けることを支える事業です。

（２）放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

年度別量の見込みと確保方策

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	848	791	754	713	675
②確保方策	871	871	871	871	871
②－①	23	80	117	158	196

(3) 一体型※の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和 11 年度に達成されるべき目標事業量

令和 11 年度までに、市内全小学校区の 13 か所のうち、10 か所を一体型として継続して実施することを目指します。

※一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる事業をいいます。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：か所)

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
目標事業量	10	10	10	10	10	10

(4) 放課後子供教室の令和 11 年度までの実施計画

令和 11 年度までに、市内全小学校区の 13 か所で実施することを目指します。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：か所)

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
目標事業量	9	13	13	13	13	13

(5) 常総ほっとスタディ教室の令和 11 年度までの実施計画

令和 11 年度までに、市内全小学校区の 5 か所で継続実施することを目指します。

年度別量の見込みと確保方策

(単位：か所)

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
目標事業量	5	5	5	5	5	5

（６）放課後児童クラブ、放課後子供教室及び常総ほっとスタディ教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後子供教室は現状どおり、児童クラブ、常総ほっとスタディ教室登録児童を含む全校生徒を利用対象として、地域のつながりを活かした活動を学校敷地内で実施します。常総ほっとスタディ教室についても、現状どおり児童クラブ、放課後子供教室登録児童を含む小学４～６年生を利用対象として、学校敷地内で実施します。また、事業間による児童の引渡しや出欠確認についてルールを定め、児童の安全・安心を確保しながら進めていきます。

（７）小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ、放課後子供教室及び常総ほっとスタディ教室への活用に関する具体的な方策

教育委員会、福祉部局、学校関係者が「放課後児童対策パッケージ」の必要性、意義等について共通の認識・理解を図り、余裕教室の実態把握や将来的な活用の可能性について必要に応じて協議を行います。また、施設の破損等、やむを得ない事態等が起きることを想定して、事故対応のあり方や、責任の所在など、特別教室や体育館等の利用についてルールづくりを進めていきます。

（８）放課後児童クラブ、放課後子供教室及び常総ほっとスタディ教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブ関係者、福祉部局職員、放課後子供教室コーディネーター、学校関係者及び教育委員会事務局等がメンバーとなり放課後子ども総合プラン運営委員会を開催します。

さらに、放課後児童クラブの実施主体である福祉部と、放課後子供教室及び常総ほっとスタディ教室の実施主体である教育委員会との間で、定期的な打合せの機会を設定し、両事業の実施状況・課題などについて情報共有を図っていきます。

（９）特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

当該児童の状況等を学校関係者と児童クラブ、放課後子供教室及び常総ほっとスタディ教室の関係者で適切に情報共有・情報交換を図り、必要に応じて会議を行います。また、放課後等デイサービス等の関連機関とも連携をとりながら児童の育成支援及び療育を進めていきます。

(10) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

令和2年度より開所時間を拡大し、午前7時から午後7時まで開所しています。今後については、利用者の希望、保育所の開所時間とのバランス、開所時間延長の効果などを総合的に勘案し、本市の実情に応じた開所時間に係る取組を進めていきます。

(11) 各放課後児童クラブが、「放課後児童対策パッケージ」に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

民間サービスの活用により、多種・多様な希望に対応するとともにサービス水準の底上げ、安定的な運営の実施をもとに、基本的な生活習慣や異年齢児童等の交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊び・生活の場」を推進していきます。さらに、本来事業に加えて民間ならではの高付加価値型のサービスの提供も検討していきます。

(12) 「放課後対策パッケージ」に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページ等による周知を推進するとともに、放課後子ども教室との連携を通じて、地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

第7章 計画の推進体制

第1節 推進体制の充実

1. 計画の実施状況の点検・推進

本計画は、児童福祉の担当課のみならず、健康増進、都市計画、道路整備、教育委員会など市役所内の多岐にわたる課が関わっています。そのため、各部署間での綿密な情報交換と連携した行動によって、計画を効率的かつ効果的に推進していきます。

また、計画の進行管理を適切に行うため、庁内関係各課が施策の進捗状況を把握し、「子ども・子育て会議」にて点検・評価を行い、結果を公表します。この評価に基づいて対策を講じ、年度ごとに「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」を管理し、利用者の動向に応じた事業展開を図ります。

さらに、ヤングケアラーや障がい児等、支援が必要な子どもへの支援策についても本計画より、進捗状況を継続的に点検・推進します。ヤングケアラーについては、介護や家事負担を抱える子どもたちへの支援強化を目的として、専門的な相談窓口の設置や支援プログラムの導入を進め、その利用状況を評価します。必要に応じて、家庭や学校との連携強化を図り、学業や社会生活への支障を最小限に抑える取り組みを行います。

また、障がい児については、個別の支援計画を作成し、教育・療育支援を一貫して提供できる体制を整備し、障がいを持つ子どもたちが自立した生活を送れるよう、専門的な支援サービスを充実させ、地域社会での受け入れ態勢を強化します。これらの施策は、全ての子どもが健やかに育つための包括的な支援システムとして、計画の進行管理においても優先的に評価・改善していきます。

2. 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所等の行政組織、また子育てに関係する事業所や市民ネットワーク及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供するとともに、市行政と各種団体、地域住民との連携を強化します。

本市は子育てへの多様化する希望に対応していくため、子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、連携を図りながら、地域資源を活用した子育て支援の充実を図ります。

3. 国・県との連携

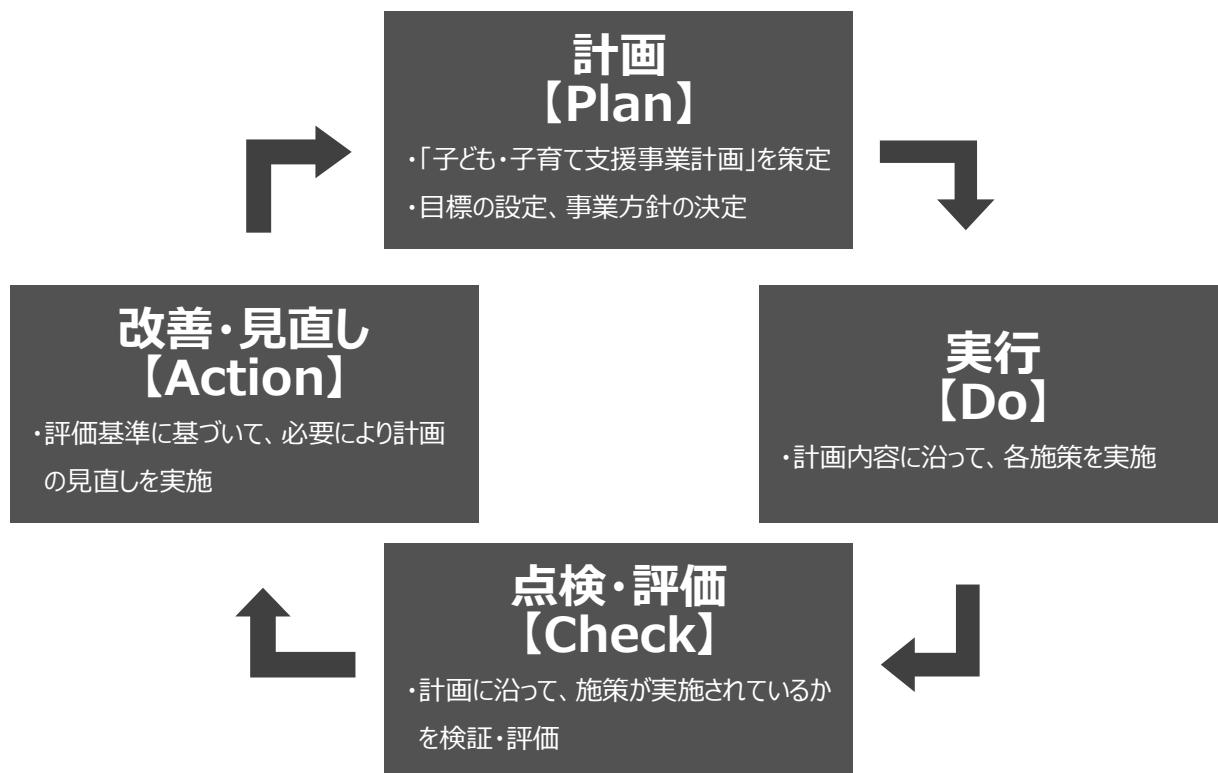
計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

第2節 計画の点検・評価に向けて

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「常総市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的に点検・評価を行うことにより本計画の円滑な推進に努めていきます。

【計画の点検・評価に向けて（PDCAサイクル）】



資料編

1 常総市子ども・子育て会議条例

平成25年12月13日

条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、常総市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、必要があると認めるときは、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）
- (2) 市内に事業所を有する事業主を代表する者
- (3) 市内に住所を有する労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (6) 前各号のほか市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事等)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、及びその議事を進行する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する事務を所管する課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（常総市保育協議会設置条例の廃止）

3 常総市保育協議会設置条例（平成17年水海道市条例第96号）は、廃止する。

（常総市幼児施設設置協議会条例の廃止）

4 常総市幼児施設設置協議会条例（平成17年水海道市条例第133号）は、廃止する。

附 則（平成27年条例第3号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第35号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 常総市子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏名	所属・役職	選出区分
1	赤荻 彩也花	石下幼稚園保護者代表	子どもの保護者
2	井上 友紀子	みなみさくら保育園保護者代表	
3	増田 滋夫	公立幼稚園PTA会長（にじいろ幼稚園）	
4	渡島 美奈	常総市小中学校PTA連絡協議会 小学校PTA会長	
5	伊藤 和芳	おそうじ本舗坂東インター店代表	事業主を代表する者
6	飯野 貴史	株式会社飯野瓦本 専務	労働者を代表する者
7	長谷川 カノ	認定こども園みつかいどう園長	子ども・子育て 支援事業従事者
8	藤井 智香	みなみさくら保育園長	
9	荒井 久美	幼児教室アイアイ	
10	倉持 信子	常総市更生保護女性会役員	
11	長谷川 芳江	常総市水海道地区民生委員児童委員協議会副会長	学識経験者
12	飯田 道子	常総地区保護司会役員	
13	染谷 幸子	元保育所所長	
14	猪瀬 和男	元小学校校長	
15	草間 典夫	市議会議員	市長が適当と 認める者

3 常総市子ども・子育て支援事業計画策定経過

日 程	内 容
令和6年1月19日 ～ 令和6年2月13日	子育て支援に関するニーズ調査の実施 ○対象者：市内在住の就学前児童をもつ保護者 1,500 人 ○回収数：1,038 件
令和6年7月18日	第1回常総市子ども・子育て会議 ○ニーズ調査結果の報告について ○第3期常総市子ども・子育て支援事業計画策定の概要について
令和6年11月12日	第2回常総市子ども・子育て会議 ○計画骨子案について ○計画素案（総論部分）について
令和6年11月29日	第3回常総市子ども・子育て会議 ○計画素案（各論部分も含めた全体）について ○パブリックコメントの実施について
令和6年12月19日 ～ 令和7年1月20日	パブリックコメントの実施
令和7年2月21日	第4回常総市子ども・子育て会議 ○パブリックコメントの実施結果について ○計画最終案について



常総市